

平成 30 年度

# 新潟市賃金労働時間等実態調査 結果報告書



新潟市 経済部 雇用政策課

みなとまち。みらいまち。新潟市





# はしがき

新潟市では、市内事業所の労働条件などの実態を把握し、今後の経営や労使関係の安定化、労働行政の基礎資料とするため、毎年労働実態調査を行っております。平成18年度からは、「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で調査を実施しています。

本報告書は、賃金、労働時間、休日・休暇などの労働条件の調査結果について産業別や規模別に取りまとめたものです。

本報告書が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、ご多忙にもかかわらず、この調査にご協力いただきました事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、新潟市の労働行政につきまして、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年3月

新潟市 経済部 雇用政策課

# 目次

## I 調査の概要

<b>第1 調査の内容</b> .....1
1 調査の目的
2 調査対象産業
3 調査対象事業所
4 調査項目
5 調査時点
6 調査労働者
7 集計方法
8 賃金の分類
9 公表
<b>第2 用語の説明</b> .....3
1 企業規模
2 常用労働者
3 就業形態
4 職種
5 労働時間
6 賃金
7 1か月単位の変形労働時間制
8 1年単位の変形労働時間制
9 フレックスタイム制
10 1週間単位の変形労働時間制
11 再雇用
12 育児休業制度
13 育児参加のための独自休暇制度
14 介護休業制度
15 表中の符号等
<b>第3 調査の結果概要</b> .....5
1 集計事業所、労働者の構成
2 新規学卒者
3 賃金
4 労働日数、労働時間
5 休日・休暇
6 育児休業制度
7 育児参加のための独自の休暇制度
8 介護休業制度
9 仕事と家庭の両立のための支援制度
10 賃金の支払い形態
11 パートタイム労働者の賃金等

## II 調査結果の分析

<b>第1 集計事業所、労働者の構成</b> .....9
1 集計事業所数
2 集計労働者数
3 労働組合
<b>第2 新規学卒者</b> .....15
1 新規学卒者の採用状況
2 初任給
<b>第3 賃金</b> .....16
1 賃金
2 所定内賃金の概況
3 規模別所定内賃金
4 産業別所定内賃金
5 男女別所定内賃金
6 年齢別所定内賃金
7 学歴別所定内賃金
8 職種別所定内賃金
9 勤続年数別所定内賃金
10 標準労働者の所定内賃金
11 所定外賃金
<b>第4 労働日数、労働時間</b> .....27
1 実労働日数、実労働時間数
2 労働時間の推移(月所定内・月所定外)
3 所定労働時間
<b>第5 休日・休暇</b> .....35
1 休日数
2 週休2日制
3 年次有給休暇
4 特別休暇
<b>第6 育児休業制度</b> .....42
1 育児休業制度の規定状況
2 育児休業制度の利用状況
<b>第7 育児参加のための独自休暇制度</b> .....46
1 育児参加のための独自休暇制度の規定状況
2 育児参加のための独自休暇制度の利用状況
<b>第8 介護休業制度</b> .....49
1 介護休業制度の規定状況
2 介護休業制度の利用状況
<b>第9 仕事と家庭の両立のための支援制度</b> ...52
<b>第10 賃金の支払い形態</b> .....55
<b>第11 パートタイム労働者の賃金等</b> .....56
1 集計労働者数等
2 パートタイム労働者の賃金支給総額

付属調査票  
付属統計表

# I 調査の概要

## 第1 調査の内容

### 1 調査の目的

この調査は、本市内の事業所に雇用されている労働者の賃金等の労働条件の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施してきた。新潟県も同様の調査を実施していることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。

### 2 調査対象産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」

### 3 調査対象事業所

平成28年経済センサス基礎調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を10人以上雇用している事業所のうちから無作為に抽出した2,000事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、823事業所(有効回答率41.2%)であった。

### 4 調査項目

#### (1)事業所票

- ア 企業全体の現況
- イ 事業所の現況
- ウ 初任給
- エ 労働時間制度
- オ 年間休日数
- カ 年次有給休暇
- キ 特別休暇制度
- ク 育児休業制度
- ケ 育児参加のための独自の休暇制度
- コ 介護休業制度
- サ 仕事と家庭の両立のための支援制度
- シ 賃金の支払い形態

#### (2)個人票

- ア 性別
- イ 年齢
- ウ 勤続年数
- エ 就業形態
- オ 最終学歴
- カ 労働者の職種
- キ 実労働日数
- ク 所定内労働時間数
- ケ 所定外労働時間数
- コ 所定内賃金額
- サ 所定外賃金額

### 5 調査時点

平成30年7月31日現在

### 6 調査労働者

調査事業所に雇用される常用労働者のうちから、一定の方法によって抽出された労働者14,904人(うちパ

ートタイム労働者 2,439 人)について調査し、これを一般労働者とパートタイム労働者に区分して集計した。

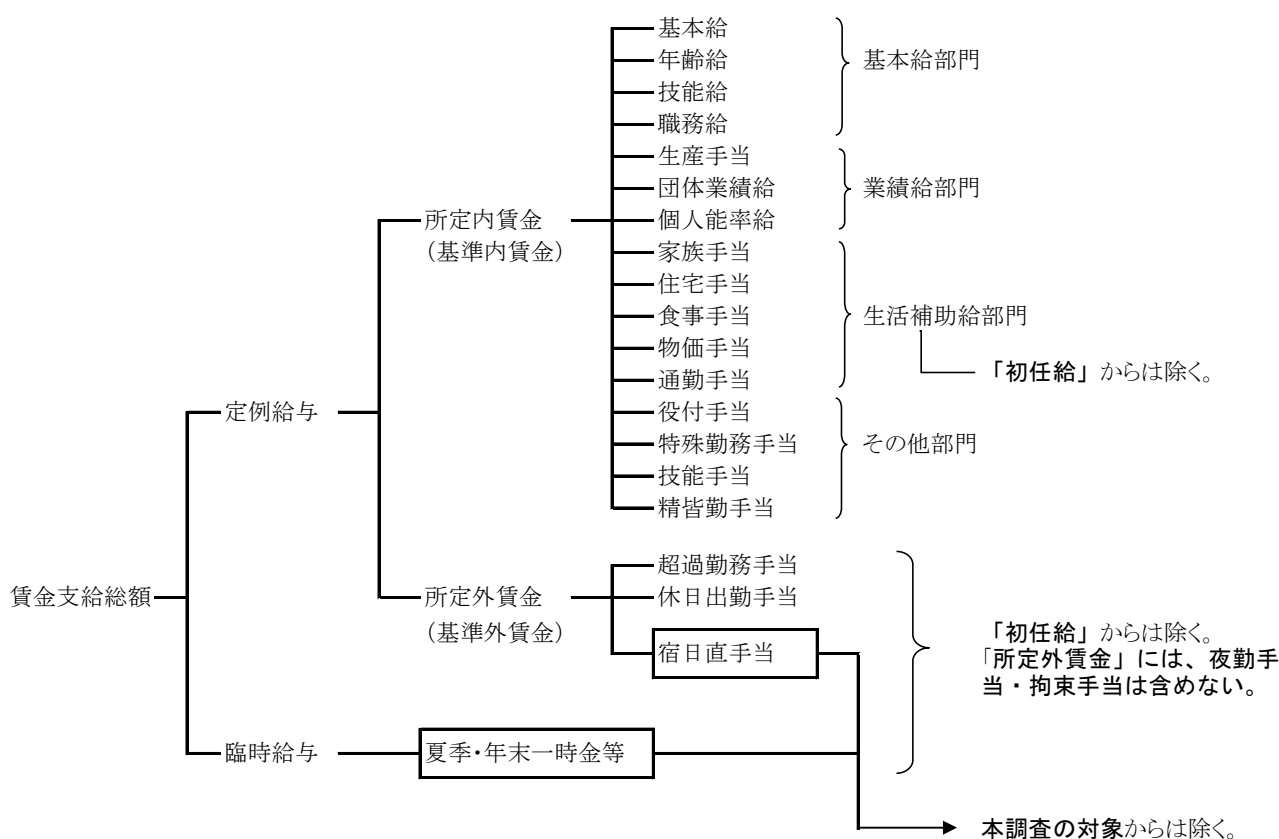
## 7 集計方法

- (1) 事業所票の調査事項については、各事業所を1単位とする単純算術平均とした。  
 ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。  
 また、賃金の支払い形態については、労働者を1単位とする単純算術平均とした。
- (2) 個人票の調査事項については、各労働者を1単位とする単純算術平均とした。  
 ＊単純算術平均…単純に数値の合計を数値の個数で除した値  
 ＊加重算術平均…データの個数に重みをかけた和を数値の個数で除した値
- (3) 端数処理のため総数及び%が一致しない場合がある。また、数値(%)は単位未満を四捨五入してあるので、総数と内訳の計が一致しないこともある。

## 8 賃金の分類

労働協約や就業規則などで定めた所定労働時間の労働に対して支払われる賃金を所定内賃金、それ以外に支払われる賃金を所定外賃金として扱うこととし、その分類は次表のとおりである。

ただし、初任給については、所定内賃金から生活補助給部門を除いた額としている。



## 9 公表

ウェブページによる。

## 第2 用語の説明

### 1 企業規模

中小企業 … 企業全体において常時使用する従業員が300人以下(「情報通信業」、「卸売業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では100人以下、「小売業」、「飲食サービス業」では50人以下)、又は資本金3億円以下(「卸売業」では1億円以下、「情報通信業」、「小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では5,000万円以下)の企業をいう。

大企業 … 中小企業以外の企業をいう。

### 2 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者
- (3) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、5月、6月にそれぞれ18日(パートの場合は10日以上)以上雇われた労働者

### 3 就業形態

- 一般 … 常用労働者のうち、一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで、正社員及びその他労働者をいう。
- 正社員 … 一般労働者のうち、事業所において正社員及び正職員とする労働者をいう。
- その他労働者 … 一般労働者のうち、正社員やパートタイム労働者に当てはまらない労働者をいう。(嘱託職員、契約社員、有期雇用社員等)
- パート … 常用労働者のうち、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が、同一の事業所に雇用される一般労働者より少ない者をいう。

### 4 職種

- 管理 … 会社の事務部門、生産部門の中で、部長、課長、係長等のように監督的業務に従事する者をいう。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長等の監督的地位にある者も含む。
- 事務・技術 … 経理、営業、人事等の事務的業務に従事する者や、介護、設計等の高度な技術が必要とする業務に従事する者をいう。
- 生産 … 生産・建設現場、販売、自動車運転、守衛等に従事する者をいう。

### 5 労働時間

- 実労働日数 … 調査対象期間中(7月分)に実際に出勤した日数をいい、たとえ勤務が1時間、半日でも1日と計算した。
- 実労働時間数 … 調査対象期間中(7月分)に実際に働いた時間をいい、宿直、日直の時間は除く。
- 所定労働時間 … 就業規則で定められた始業時刻から終業時刻までの時間をいい、休憩時間は除く。
- 所定外労働時間 … 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間をいう。

## 6 賃金

賃金支給総額 …… 調査対象期間中(7月分)に支払われた給与のうち、賞与、現物給与と宿日直手当を除いたものをいう。

所定外賃金 …… 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間に対して支払われた賃金をいう。

## 7 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

## 8 1年単位の変形労働時間制

労使協定により、1年以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

## 9 フレックスタイム制

1か月以内の一定期間の総労働時間を決めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択できる制度。

## 10 1週間単位の非定型的変形労働時間制

規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度。

## 11 再雇用

定年年齢到達者を退職後、改めて雇用すること。

## 12 育児休業制度

原則として1歳未満の子を有する労働者の申し出により、労働者が育児のため一定期間休業することを認める制度。

## 13 育児参加のための独自休暇制度

労働基準法に規定する「年次有給休暇」、「育児時間」以外の休暇制度、育児介護休業法に規定する「育児休業」、「子の看護休暇」以外の休暇制度であって、自身又は配偶者の出産及び子の育児を利用して取得できる休暇制度。

## 14 介護休業制度

介護を必要とする家族を有する労働者の申し出により、労働者が介護のため一定期間休業することを認める制度。

## 15 表中の符号等

「-」 …… 該当なし

「X」 …… サンプル数が少ないため秘匿

「0」または「0.0」 …… 単位未満



### 第3 調査の結果概要

#### 1 集計事業所、労働者の構成

～全事業所の24.2%で障がい者を雇用～

- (1) 集計対象となった事業所は823事業所で、このうち中小企業が581事業所(70.6%)、大企業が242事業所(29.4%)となっている。(第1表)
- (2) 一般労働者は12,465人で、男女別構成は男性が8,460人(67.9%)、女性が4,005人(32.1%)となっている。また、規模別では中小企業が8,667人(69.5%)、大企業が3,798人(30.5%)となっている。(第2表、第3表)
- (3) 平均年齢は42.6歳で、規模別では中小企業が43.2歳、大企業が41.3歳で中小企業の方が高い。一方、勤続年数は中小企業が12.3年、大企業が12.6年となっている。(第4表、第5図、第6図)
- (4) 障がい者を雇用している事業所は、中小企業が122事業所、大企業が77事業所で、これらは全体の24.2%を占めている。また、常用労働者35,858人のうち障がい者は、中小企業が235人、大企業が177人で、これらは全体の1.1%となっている。(第5表、第6表)

#### 2 新規学卒者

～学歴別初任給は前年に比べ、生産が一部を除き増加～

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術166,542円、高校卒生産163,051円、専門学校卒事務・技術173,779円、専門学校卒生産168,414円、短大・高専卒事務・技術173,270円、短大・高専卒生産173,300円、大学卒事務・技術193,729円、大学卒生産189,062円、大学院卒事務・技術205,807円、大学院卒生産212,000円となり、前年に比べ生産が一部を除き増加している。(第9表)

#### 3 賃金

～所定内賃金は275,004円、所定外賃金は19,817円で、いずれも前年に比べ増加～

- (1) 所定内賃金は275,004円となり、前年に比べ11,524円増加している。規模別では中小企業が263,728円、大企業が300,735円であり、大企業を100とした場合の規模間格差は87.7となっている。(第4図、第5図、第6図、第10表)
- (2) 男女間格差(男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金)は、中小企業が76.6、大企業が73.0となっている。産業別にみると中小企業では「複合サービス事業」が91.8、大企業では「医療、福祉」が94.0で、最も格差が小さい。  
なお、最も格差が大きいのは、中小企業では「製造業」、大企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」となっている。(第11表)
- (3) 所定外賃金は19,817円となり、前年に比べ1,528円増加している。規模別では中小企業が18,072円、大企業が23,799円となっている。(第17表、第4図)

#### 4 労働日数、労働時間

～実労働日数は21.5日、総実労働時間数は175.2時間で、前年に比べ時間数が増加～

- (1) 実労働日数は21.5日、規模別では中小企業が21.7日、大企業が21.0日となっている。産業別では、中小企業、大企業ともに「宿泊業、飲食サービス業」が最も多くなっている。(第18表)
- (2) 総実労働時間数は175.2時間(所定内164.1時間、所定外11.1時間)となり、前年に比べ0.4時間増加(所定内0.2時間増加、所定外0.2時間増加)している。規模別では中小企業が176.7時間(所定内166.1時間、所定外10.6時間)、大企業が171.7時間(所定内159.6時間、所定外12.1時間)となっている。産業別では、中小企業は「運輸業、郵便業」、大企業は「建設業」が最も多くなっている。(第18表)
- (3) 週所定労働時間は39時間07分となっている。規模別では中小企業が39時間20分、大企業が38時間

36 分となっている。産業別では、中小企業、大企業ともに「不動産業、物品賃貸業」が最も多くなっている。  
(第 19 表)

- (4) 変形労働時間制を採用している事業所の割合は 65.7%で、規模別では中小企業が 66.4%、大企業が 64.0%となっている。また、全体では「1年単位」の変形労働時間制を採用している事業所の割合が、39.0%と最も多い。(第 23 表)

## 5 休日・休暇

～週休制を採用している事業所のうち 54.7%で「完全週休 2 日制」を実施、年次有給休暇の取得率は 41.1%～

- (1) 年間休日数の平均は、109.3 日(中小企業 106.5 日、大企業 115.8 日)となっている。産業別では、中小企業は「金融業、保険業」、大企業では「学術研究、専門・技術サービス業」が最も多くなっている。(第 24 表)

- (2) 週休制を採用している事業所のうち、何らかの形での週休 2 日制を採用している事業所の割合は、全体の 92.4%となっている。規模別では中小企業が 91.2%、大企業が 95.6%となっている。

また、週休 2 日制の形態別では「完全週休 2 日制」を採用している事業所の割合が、全体の 54.7%と最も多い。規模別でも中小企業、大企業ともに「完全週休 2 日制」が最も多く、それぞれ 44.3%、81.1%となっている。  
(第 25 表)

なお、何らかの形での週休 2 日制の適用を受けている労働者は、全体で 69.1%となっている。(第 26 表)

- (3) 年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は全体で 16.1 日(中小企業 16.2 日、大企業 15.9 日)となっている。取得日数をみると、全体で 6.6 日(取得率 41.1%)、中小企業で 6.5 日(同 40.1%)、大企業で 6.8 日(同 42.7%)となっている。取得率を産業別でみると、最も高いのは中小企業では「学術研究、専門・技術サービス業」(53.2%)であり、大企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」(74.0%)となっている。一方、最も低いのは中小企業で「生活関連サービス業、娯楽業」(18.4%)、大企業で「教育、学習支援業」(22.9%)となっている。(第 28 表)

## 6 育児休業制度

～育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は、女性で 94.5%、男性で 5.2%～

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は 93.9%となっている。また、平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までに出産した者(配偶者が出産した男性を含む)のうち、育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は、女性で 94.5%、男性で 5.2%となっている。(第 31 表、第 33 表)

## 7 育児参加のための独自休暇制度

～育児参加のための独自休暇制度を利用した者の割合は、女性で 6.1%、男性で 7.0%～

育児参加のための独自休暇制度を就業規則等に定めている事業所は 17.7%となっている。また、平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までに出産した者(配偶者が出産した男性を含む)のうち、育児参加のための独自休暇制度を利用した者の割合は、女性で 6.1%、男性で 7.0%となっている。(第 34 表、第 36 表)

## 8 介護休業制度

～介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は 2.2%～

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は 89.3%となっている。また、平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までに同制度の規定のある事業所で、利用者がいた事業所の割合は 2.2%となっており、同制度を利用した男女の割合は、女性が 64.7%、男性が 35.3%となっている。(第 37 表、第 38 表、第 39 表)

## 9 仕事と家庭の両立のための支援制度

～「育児」「介護」の支援制度のある事業所の割合は7割以上～

仕事と家庭の両立のための育児に関する支援制度のある事業所は、77.2%となっている。介護に関する支援制度のある事業所は、74.7%となっている。(第40表)

## 10 賃金の支払い形態

～賃金の支払い形態は「月給制」の割合が7割以上～

賃金の支払い形態別労働者の割合は、月単位で給与が決まっている労働者が70.4%と最も多くなっている。(第41表)

## 11 パートタイム労働者の賃金等

～総実労働時間数は110.5時間、1時間当たりの所定内賃金は996円～

- (1) 集計対象となったパートタイム労働者は2,439人で、男性496人(20.3%)、女性1,943人(79.7%)と、女性が非常に高い割合となっている。(第42表)
- (2) パートタイム労働者の総実労働時間数は110.5時間(所定内108.3時間、所定外2.2時間)となっている。(第43表)
- (3) パートタイム労働者の1時間当たりの所定内賃金(月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除したもの)は996円となっている。(第45表)



## Ⅱ 調査結果の分析

### 第1 集計事業所、労働者の構成

#### 1 集計事業所数

集計対象となった事業所数は 823 事業所で、このうち産業別の事業所数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」2 事業所(0.2%)、「建設業」103 事業所(12.5%)、「製造業」167 事業所(20.3%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」5 事業所(0.6%)、「情報通信業」8 事業所(1.0%)、「運輸業、郵便業」46 事業所(5.6%)、「卸売業、小売業」154 事業所(18.7%)、「金融業、保険業」34 事業所(4.1%)、「不動産業、物品賃貸業」4 事業所(0.5%)、「学術研究、専門・技術サービス業」25 事業所(3.0%)、「宿泊業、飲食サービス業」38 事業所(4.6%)、「生活関連サービス業、娯楽業」18 事業所(2.2%)、「教育、学習支援業」24 事業所(2.9%)、「医療、福祉」132 事業所(16.0%)、「複合サービス事業」16 事業所(1.9%)、「サービス業」47 事業所(5.7%)となっている。

規模別の事業所内訳は、全体では中小企業が 581 事業所(70.6%)で7割以上となっている。産業別では、「製造業」は中小企業が9割以上と高くなっているが、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」では5割未満と他の産業に比べて低く、「鉱業、採石業、砂利採取業」では集計対象事業所が無しとなっている。(第1表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前 年 産 業 計	918	(100.0%)	713	(77.7%)	205	(22.3%)
産 業 計	823	(100.0%)	581	(70.6%)	242	(29.4%)
鉱業、採石業、砂利採取業	2	(0.2%)	0	〈0.0%〉	2	〈100.0%〉
建設業	103	(12.5%)	86	〈83.5%〉	17	〈16.5%〉
製造業	167	(20.3%)	161	〈96.4%〉	6	〈3.6%〉
電気・ガス・熱供給・水道業	5	(0.6%)	3	〈60.0%〉	2	〈40.0%〉
情報通信業	8	(1.0%)	7	〈87.5%〉	1	〈12.5%〉
運輸業、郵便業	46	(5.6%)	31	〈67.4%〉	15	〈32.6%〉
卸売業、小売業	154	(18.7%)	101	〈65.6%〉	53	〈34.4%〉
金融業、保険業	34	(4.1%)	15	〈44.1%〉	19	〈55.9%〉
不動産業、物品賃貸業	4	(0.5%)	3	〈75.0%〉	1	〈25.0%〉
学術研究、専門・技術サービス業	25	(3.0%)	12	〈48.0%〉	13	〈52.0%〉
宿泊業、飲食サービス業	38	(4.6%)	22	〈57.9%〉	16	〈42.1%〉
生活関連サービス業、娯楽業	18	(2.2%)	11	〈61.1%〉	7	〈38.9%〉
教育、学習支援業	24	(2.9%)	16	〈66.7%〉	8	〈33.3%〉
医療、福祉	132	(16.0%)	79	〈59.8%〉	53	〈40.2%〉
複合サービス事業	16	(1.9%)	1	〈6.3%〉	15	〈93.8%〉
サービス業	47	(5.7%)	33	〈70.2%〉	14	〈29.8%〉

(注) ( )内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

## 2 集計労働者数

### (1) 男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者（以下「集計労働者」という）は12,465人で、男性が8,460人（67.9%）、女性が4,005人（32.1%）となっている。産業別構成比でみると、「製造業」（25.2%）、「卸売業、小売業」（16.1%）、「医療、福祉」（14.6%）が上位を占めている。（第2表）

第2表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性		女 性	
	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比
前 年 産 業 計	13,272	(100.0%)	8,727	(65.8%)	4,545	(34.2%)
産 業 計	12,465	(100.0%)	8,460	(67.9%)	4,005	(32.1%)
鉱業、採石業、砂利採取業	50	(0.4%)	44	(88.0%)	6	(12.0%)
建設業	1,668	(13.4%)	1,446	(86.7%)	222	(13.3%)
製造業	3,144	(25.2%)	2,379	(75.7%)	765	(24.3%)
電気・ガス・熱供給・水道業	60	(0.5%)	55	(91.7%)	5	(8.3%)
情報通信業	168	(1.3%)	116	(69.0%)	52	(31.0%)
運輸業、郵便業	821	(6.6%)	729	(88.8%)	92	(11.2%)
卸売業、小売業	2,009	(16.1%)	1,437	(71.5%)	572	(28.5%)
金融業、保険業	439	(3.5%)	249	(56.7%)	190	(43.3%)
不動産業、物品賃貸業	27	(0.2%)	21	(77.8%)	6	(22.2%)
学術研究、専門・技術サービス業	387	(3.1%)	289	(74.7%)	98	(25.3%)
宿泊業、飲食サービス業	247	(2.0%)	131	(53.0%)	116	(47.0%)
生活関連サービス業、娯楽業	193	(1.5%)	98	(50.8%)	95	(49.2%)
教育、学習支援業	395	(3.2%)	237	(60.0%)	158	(40.0%)
医療、福祉	1,817	(14.6%)	473	(26.0%)	1,344	(74.0%)
複合サービス事業	292	(2.3%)	191	(65.4%)	101	(34.6%)
サービス業	748	(6.0%)	565	(75.5%)	183	(24.5%)

(注) ( )内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

### (2) 規模別・産業別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が8,667人（69.5%）、大企業が3,798人（30.5%）となっている。産業別にみると、大企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」（100%）、「複合サービス事業」（90.8%）、「教育、学習支援業」（49.9%）の割合が高く、一方、中小企業では「情報通信業」（94.6%）、「製造業」（93.1%）、「建設業」（81.5%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（73.3%）の割合が高くなっている。（第3表）

第3表 集計労働者の規模別・産業別構成

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比
前 年 産 業 計	13,272	(100.0%)	10,042	(75.7%)	3,230	(24.3%)
産 業 計	12,465	(100.0%)	8,667	(69.5%)	3,798	(30.5%)
鉱業、採石業、砂利採取業	50	(0.4%)	-	-	50	(100.0%)
建設業	1,668	(13.4%)	1,359	(81.5%)	309	(18.5%)
製造業	3,144	(25.2%)	2,928	(93.1%)	216	(6.9%)
電気・ガス・熱供給・水道業	60	(0.5%)	44	(73.3%)	16	(26.7%)
情報通信業	168	(1.3%)	159	(94.6%)	9	(5.4%)
運輸業、郵便業	821	(6.6%)	516	(62.9%)	305	(37.1%)
卸売業、小売業	2,009	(16.1%)	1,280	(63.7%)	729	(36.3%)
金融業、保険業	439	(3.5%)	226	(51.5%)	213	(48.5%)
不動産業、物品賃貸業	27	(0.2%)	17	(63.0%)	10	(37.0%)
学術研究、専門・技術サービス業	387	(3.1%)	215	(55.6%)	172	(44.4%)
宿泊業、飲食サービス業	247	(2.0%)	137	(55.5%)	110	(44.5%)
生活関連サービス業、娯楽業	193	(1.5%)	109	(56.5%)	84	(43.5%)
教育、学習支援業	395	(3.2%)	198	(50.1%)	197	(49.9%)
医療、福祉	1,817	(14.6%)	973	(53.5%)	844	(46.5%)
複合サービス事業	292	(2.3%)	27	(9.2%)	265	(90.8%)
サービス業	748	(6.0%)	479	(64.0%)	269	(36.0%)

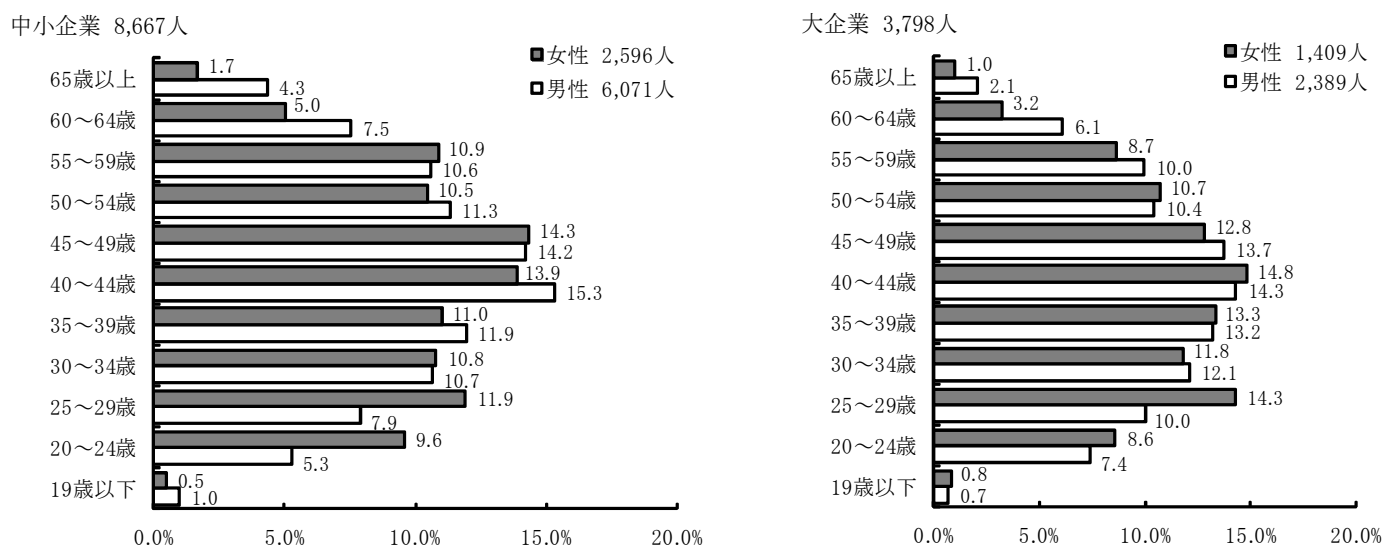
(注) ( )内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

### (3) 年齢別構成

集計労働者の平均年齢は、全労働者平均で42.6歳(男性43.4歳、女性40.9歳)となっている。規模別では中小企業が43.2歳(男性43.9歳、女性41.4歳)、大企業が41.3歳(男性42.0歳、女性40.0歳)となっており、中小企業が大企業よりも高くなっている。(第6図)

集計労働者の年齢別構成をみると、男性の場合は、中小企業、大企業ともに40歳代の割合が最も高く、中小企業では29.5%(1,790人)、大企業では28.0%(670人)となっている。女性の場合も、中小企業、大企業ともに40歳代の割合が最も高く、中小企業では28.2%(732人)、大企業では27.7%(390人)となっている。(第1図)

第1図 集計労働者の年齢別構成



### (4) 勤続年数

集計労働者の平均勤続年数は12.4年(男性13.3年、女性10.4年)となっている。規模別にみると、大企業が12.6年、中小企業が12.3年となっている。産業別にみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」が16.7年と最も長く、一方、「宿泊業、飲食サービス業」が7.7年と最も短くなっている。(第4表)

第4表 集計労働者の平均勤続年数

単位：年

区分	規模計			中小企業			大企業		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
前年産業計	12.0	13.0	10.1	12.0	12.7	10.4	12.0	14.2	9.3
産業計	12.4	13.3	10.4	12.3	13.0	10.6	12.6	14.2	9.9
鉱業、採石業、砂利採取業	16.7	17.2	13.2	-	-	-	16.7	17.2	13.2
建設業	14.0	14.3	12.6	13.4	13.6	12.4	16.7	17.1	13.7
製造業	13.2	13.5	12.3	13.1	13.3	12.4	15.2	16.4	10.9
電気・ガス・熱供給・水道業	10.5	10.6	9.2	12.2	12.6	9.2	5.8	5.8	-
情報通信業	8.4	9.3	6.3	8.4	9.3	6.3	8.9	9.4	5.0
運輸業、郵便業	12.7	13.0	10.3	10.4	10.6	8.6	16.5	17.3	11.8
卸売業、小売業	14.1	14.9	12.3	13.9	14.9	11.5	14.5	14.9	13.5
金融業、保険業	14.5	16.2	12.2	13.3	14.1	12.0	15.8	18.7	12.4
不動産業、物品賃貸業	13.0	11.7	17.5	9.5	8.3	15.3	18.8	18.4	19.7
学術研究、専門・技術サービス業	13.9	14.5	12.2	13.4	13.6	12.8	14.5	15.5	11.0
宿泊業、飲食サービス業	7.7	7.9	7.6	8.6	9.1	8.1	6.7	6.4	6.9
生活関連サービス業、娯楽業	10.9	13.4	8.4	9.2	10.5	8.0	13.1	16.5	8.9
教育、学習支援業	9.0	10.5	6.9	11.0	14.3	7.3	7.1	7.4	6.3
医療、福祉	8.3	7.8	8.5	8.7	7.8	8.9	7.9	7.8	7.9
複合サービス事業	15.9	17.8	12.2	12.8	12.3	14.3	16.2	18.5	12.0
サービス業	10.7	10.8	10.6	11.2	11.4	10.5	9.9	9.5	10.7

## (5) 障がい者雇用

障がい者を雇用している事業所は 199 事業所で、全体の 24.2%を占めている。

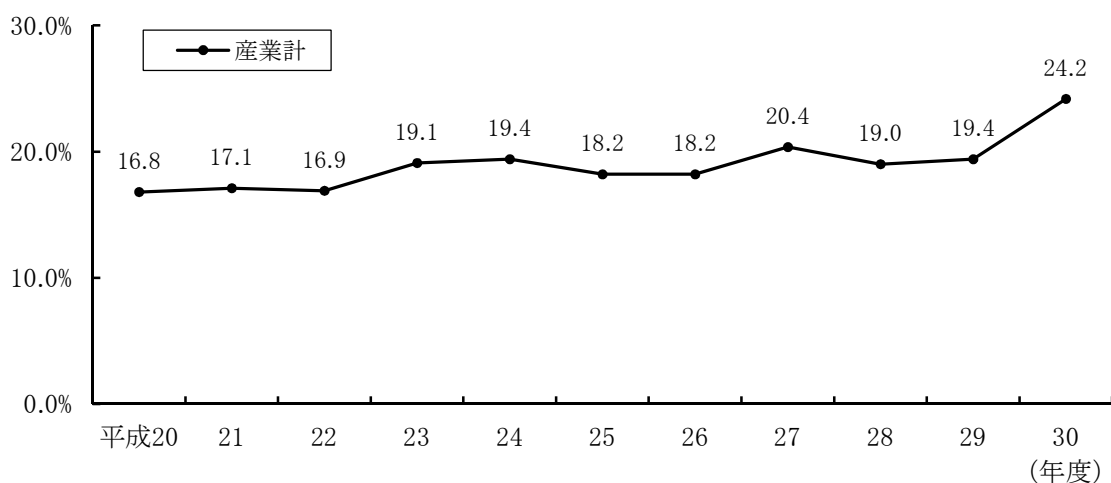
障がい者雇用割合の高い産業は、「鉱業、採石業、砂利採取業」(100.0%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(32.0%)、「複合サービス事業」(31.3%)、「サービス業」(29.8%)と続いている。(第5表)

また、平成 20 年度からの障がい者雇用事業所割合の推移をみると、23 年度以降、一部の年度で減少しているが、総じて増加傾向となっており、30 年度大きく増加した。(第2図)

第5表 産業別・規模別障がい者雇用事業所数内訳

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合
前 年 産 業 計	918	178	19.4%	713	104	14.6%	205	74	36.1%
産 業 計	823	199	24.2%	581	122	21.0%	242	77	31.8%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	100.0%	-	-	-	2	2	100.0%
建設業	103	18	17.5%	86	13	15.1%	17	5	29.4%
製造業	167	46	27.5%	161	43	26.7%	6	3	50.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	1	20.0%	3	0	0.0%	2	1	50.0%
情報通信業	8	2	25.0%	7	2	28.6%	1	0	0.0%
運輸業、郵便業	46	12	26.1%	31	7	22.6%	15	5	33.3%
卸売業、小売業	154	33	21.4%	101	19	18.8%	53	14	26.4%
金融業、保険業	34	8	23.5%	15	3	20.0%	19	5	26.3%
不動産業、物品賃貸業	4	1	25.0%	3	0	0.0%	1	1	100.0%
学術研究、専門・技術サービス業	25	8	32.0%	12	3	25.0%	13	5	38.5%
宿泊業、飲食サービス業	38	4	10.5%	22	3	13.6%	16	1	6.3%
生活関連サービス業、娯楽業	18	5	27.8%	11	3	27.3%	7	2	28.6%
教育、学習支援業	24	4	16.7%	16	2	12.5%	8	2	25.0%
医療、福祉	132	36	27.3%	79	14	17.7%	53	22	41.5%
複合サービス事業	16	5	31.3%	1	0	0.0%	15	5	33.3%
サービス業	47	14	29.8%	33	10	30.3%	14	4	28.6%

第2図 障がい者雇用事業所割合の推移





障がい者の雇用状況について、常用労働者 35,858 人のうち、障がい者は 412 人(1.1%)となっている。(第6表)

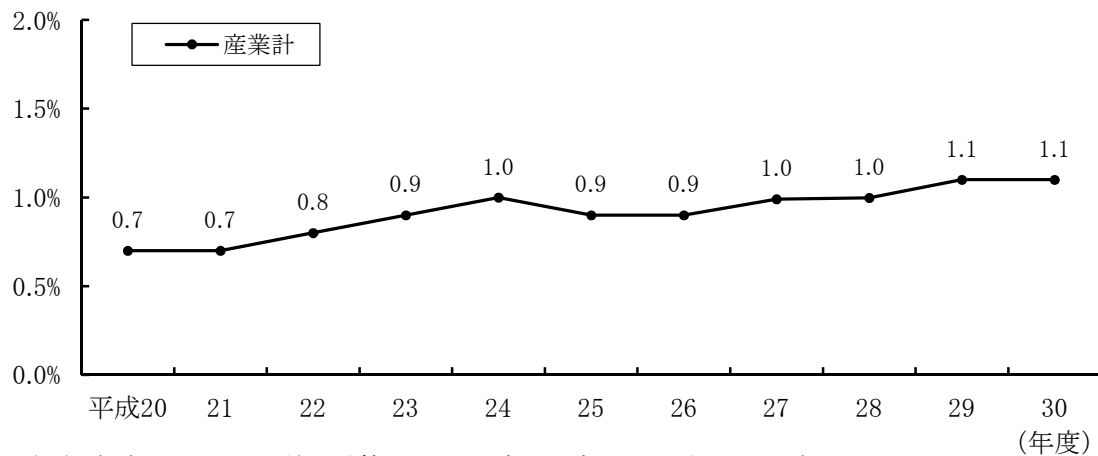
また、平成 20 年度からの障がい者雇用状況割合の推移をみると、20 年度以降年々増加していたが、24 年度以降は概ね横ばい傾向である。(第3図)

第6表 産業別・規模別障がい者の雇用状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合
前 年 産 業 計	39,056	421	1.1%	24,718	240	1.0%	14,338	181	1.3%
産 業 計	35,858	412	1.1%	21,538	235	1.1%	14,320	177	1.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	162	3	2.2%	-	-	-	162	3	1.9%
建設業	2,902	25	0.9%	2,304	15	0.7%	598	10	1.7%
製造業	9,932	127	1.3%	7,808	96	1.2%	2,124	31	1.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	161	1	0.6%	93	0	0.0%	68	1	1.5%
情報通信業	456	8	1.8%	439	8	1.8%	17	0	0.0%
運輸業、郵便業	2,203	22	1.0%	1,193	9	0.8%	1,010	13	1.3%
卸売業、小売業	5,573	62	1.1%	2,922	33	1.1%	2,651	29	1.1%
金融業、保険業	1,130	18	1.6%	486	4	0.8%	644	14	2.2%
不動産業、物品賃貸業	85	1	1.2%	75	0	0.0%	10	1	10.0%
学術研究、専門・技術サービス業	765	9	1.2%	535	3	0.6%	230	6	2.6%
宿泊業、飲食サービス業	1,236	6	0.5%	772	3	0.4%	464	3	0.6%
生活関連サービス業、娯楽業	450	22	4.9%	317	20	6.3%	133	2	1.5%
教育、学習支援業	1,610	6	0.4%	445	3	0.7%	1,165	3	0.3%
医療、福祉	5,646	63	1.1%	2,599	21	0.8%	3,047	42	1.4%
複合サービス事業	845	9	1.1%	28	0	0.0%	817	9	1.1%
サービス業	2,702	30	1.1%	1,522	20	1.3%	1,180	10	0.8%

(注) 常用雇用者数は、調査事業所に雇用される全ての常用労働者数を計上しているため、本調査の集計対象となった労働者以外の労働者を含む。

第3図 障がい者雇用状況割合の推移



(注) 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。

### 3 労働組合

回答のあった823事業所のうち、労働組合「有」が216事業所(26.2%)となっている。

これを産業別にみると「鉱業、採石業、砂利採取業」、「複合サービス事業」で100.0%、「金融業、保険業」で70.6%と高くなっている。

規模別では、大企業の方が54.5%と、中小企業より労働組合「有」の割合が高くなっている。(第7表)

第7表 労働組合組織状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合
前 年 産 業 計	918	195	21.2%	713	71	10.0%	205	124	60.5%
産 業 計	823	216	26.2%	581	84	14.5%	242	132	54.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	100.0%	-	-	-	2	2	100.0%
建設業	103	17	16.5%	86	5	5.8%	17	12	70.6%
製造業	167	27	16.2%	161	23	14.3%	6	4	66.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	4	80.0%	3	2	66.7%	2	2	100.0%
情報通信業	8	1	12.5%	7	1	14.3%	1	0	0.0%
運輸業、郵便業	46	25	54.3%	31	10	32.3%	15	15	100.0%
卸売業、小売業	154	53	34.4%	101	14	13.9%	53	39	73.6%
金融業、保険業	34	24	70.6%	15	5	33.3%	19	19	100.0%
不動産業、物品賃貸業	4	1	25.0%	3	1	33.3%	1	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	25	9	36.0%	12	2	16.7%	13	7	53.8%
宿泊業、飲食サービス業	38	3	7.9%	22	0	0.0%	16	3	18.8%
生活関連サービス業、娯楽業	18	3	16.7%	11	2	18.2%	7	1	14.3%
教育、学習支援業	24	8	33.3%	16	4	25.0%	8	4	50.0%
医療、福祉	132	17	12.9%	79	10	12.7%	53	7	13.2%
複合サービス事業	16	16	100.0%	1	1	100.0%	15	15	100.0%
サービス業	47	6	12.8%	33	4	12.1%	14	2	14.3%

## 第2 新規学卒者

### 1 新規学卒者の採用状況

回答のあった823事業所のうち、新規学卒者を採用した事業所は、245事業所(29.8%)で、採用者数は668人となっている。(第8表)

第8表 産業別・新規学卒者採用数内訳

区 分	採 用 事業所数	採 用 者 数(人)					
		計	高校卒	専門学校卒	短大・高専卒	大学卒	大学院卒
前 年 産 業 計	244	682	201	161	62	242	16
産 業 計	245	668	172	164	55	265	12
鉱業、採石業、砂利採取業	1	9	9	-	-	-	-
建設業	32	74	34	5	2	31	2
製造業	40	145	78	13	10	39	5
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	1	-	-	1	-
情報通信業	6	44	-	13	7	24	-
運輸業、郵便業	9	23	10	1	2	10	-
卸売業、小売業	42	97	19	17	11	50	-
金融業、保険業	17	34	-	2	3	29	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	10	20	3	1	-	13	3
宿泊業、飲食サービス業	7	10	6	3	-	1	-
生活関連サービス業、娯楽業	4	7	1	4	-	2	-
教育、学習支援業	7	13	-	4	1	8	-
医療、福祉	49	118	2	58	16	41	1
複合サービス事業	11	18	4	2	3	9	-
サービス業	8	54	5	41	-	7	1

### 2 初任給

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術 166,542 円、生産 163,051 円、専門学校卒事務・技術 173,779 円、生産 168,414 円、短大・高専卒事務・技術 173,270 円、生産 173,300 円、大学卒事務・技術 193,729 円、生産 189,062 円、大学院卒事務・技術 205,807 円、生産 210,000 円となっている。(第9表)

第9表 産業別・学歴別初任給

単位：円

区 分	高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産
前 年 産 業 計	165,374	158,877	180,002	160,709	175,714	156,489	197,593	186,858	211,337	212,600
産 業 計	166,542	163,051	173,779	168,414	173,270	173,300	193,729	189,062	205,807	210,000
鉱業、採石業、砂利採取業	177,097	177,097	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	175,158	178,673	186,438	X	X	X	201,856	X	X	X
製造業	159,385	158,266	169,190	177,623	174,460	173,869	198,613	191,134	212,222	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	X	-	-	-	-	-	X	-	-
情報通信業	-	-	176,985	-	180,286	-	202,042	-	-	-
運輸業、郵便業	160,700	173,571	-	X	X	X	X	184,600	-	-
卸売業、小売業	156,667	163,590	177,082	172,600	174,806	175,100	198,650	197,871	-	-
金融業、保険業	-	-	X	-	180,233	-	193,030	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	X	X	X	-	-	-	206,466	-	209,067	-
宿泊業、飲食サービス業	X	148,750	X	X	-	-	X	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	X	144,347	-	-	-	X	X	-	-
教育、学習支援業	-	-	163,350	-	X	-	176,650	-	-	-
医療、福祉	X	-	191,615	X	168,277	-	184,947	-	X	-
複合サービス事業	142,233	X	X	-	156,220	-	170,901	-	-	-
サービス業	X	165,500	146,726	151,500	-	-	156,888	159,167	X	-

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

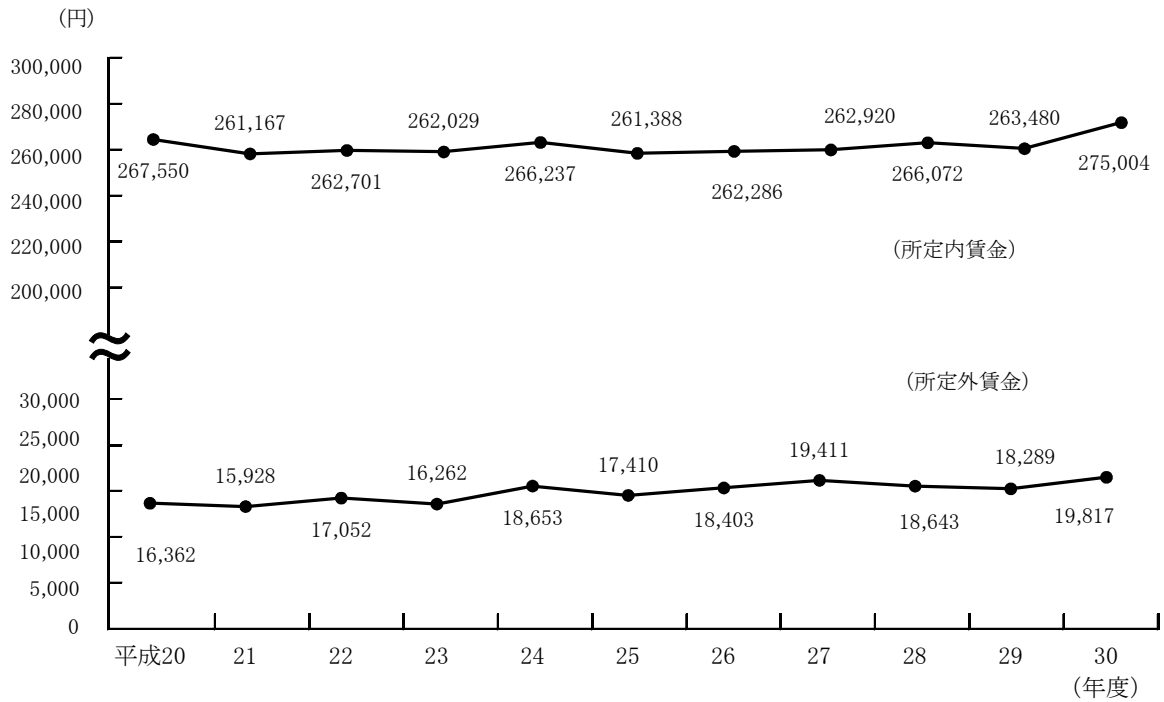
### 第3 賃金

#### 1 賃金

平成20年度からの賃金の推移をみると、所定内賃金は、25年度以降は増加傾向であり、29年度は減少したものの、30年度は増加した。

また、所定外賃金は、27年度以降は減少していたが、30年度は増加した。(第4図)

第4図 所定内・所定外賃金の推移



平均年齢(歳)	41.0	41.2	41.3	41.5	41.8	42.2	42.3	42.1	42.4	42.7	42.6
平均勤続年数(年)	12.0	12.1	12.3	12.6	12.4	12.2	11.9	12.4	12.2	12.0	12.4

#### 2 所定内賃金の概況

集計労働者平均所定内賃金は、275,004円(平均年齢42.6歳、平均勤続年数12.4年)となっている。

男女別では、男性が297,925円(平均年齢43.4歳、平均勤続年数13.3年)、女性が226,586円(平均年齢40.9歳、平均勤続年数10.4年)となっている。

平均年齢は「運輸業、郵便業」の46.9歳が最も高く、「情報通信業」の36.3歳が最も低くなっている。

平均勤続年数では、「鉱業、採石業、砂利採取業」の16.7年が最も長くなっており、逆に「宿泊業、飲食サービス業」の7.7年が最も短くなっている。(第5図)

第5図 産業別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	0 10 20 30 40 50 60 70万円						
				賃金						
前年産業計	計	42.7	12.0	263,480						
	男性	43.6	13.0	286,731						
	女性	41.1	10.1	218,834						
産業計	計	42.6	12.4	275,004						
	男性	43.4	13.3	297,925						
	女性	40.9	10.4	226,586						
鉱業、採石業、 砂利採取業	計	41.3	16.7	394,654						
	男性	41.0	17.2	418,838						
	女性	43.5	13.2	217,301						
建設業	計	44.1	14.0	310,606						
	男性	44.3	14.3	324,673						
	女性	43.1	12.6	218,983						
製造業	計	43.0	13.2	255,521						
	男性	42.8	13.5	275,557						
	女性	43.6	12.3	193,211						
電気・ガス・ 熱供給・水道業	計	40.6	10.5	279,855						
	男性	41.1	10.6	280,293						
	女性	35.0	9.2	275,045						
情報通信業	計	36.3	8.4	251,398						
	男性	37.0	9.3	266,988						
	女性	34.8	6.3	216,620						
運輸業、郵便業	計	46.9	12.7	271,021						
	男性	47.4	13.0	278,091						
	女性	43.2	10.3	215,000						
卸売業、小売業	計	41.7	14.1	284,730						
	男性	42.3	14.9	309,055						
	女性	40.1	12.3	223,619						
金融業、保険業	計	41.9	14.5	329,032						
	男性	44.4	16.2	383,898						
	女性	38.5	12.2	257,130						
不動産業、 物品賃貸業	計	46.7	13.0	333,546						
	男性	47.2	11.7	351,729						
	女性	44.8	17.5	269,905						
学術研究、 専門・技術 サービス業	計	42.7	13.9	339,235						
	男性	42.8	14.5	366,826						
	女性	42.2	12.2	257,871						
宿泊業、 飲食サービス業	計	39.7	7.7	217,863						
	男性	40.3	7.9	240,698						
	女性	39.0	7.6	192,075						
生活関連 サービス業、 娯楽業	計	38.7	10.9	246,851						
	男性	41.4	13.4	281,635						
	女性	36.0	8.4	210,968						
教育、 学習支援業	計	42.8	9.0	321,656						
	男性	46.1	10.5	353,630						
	女性	37.8	6.9	273,696						
医療、福祉	計	40.1	8.3	247,659						
	男性	38.4	7.8	262,944						
	女性	40.7	8.5	242,280						
複合サービス 事業	計	40.3	15.9	302,889						
	男性	42.1	17.8	336,351						
	女性	36.8	12.2	239,609						
サービス業	計	45.7	10.7	242,648						
	男性	46.9	10.8	253,475						
	女性	41.7	10.6	209,220						

### 3 規模別所定内賃金

所定内賃金を規模別にみると、中小企業が263,728円、大企業が300,735円で、大企業を100とした場合、規模間格差は87.7となっている。(第6図)

第6図 規模別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	15 20 25 30 35万円				
				賃金				
前年規模計	計	42.7	12.0	263,480				
	男性	43.6	13.0	286,731				
	女性	41.1	10.1	218,834				
規模計	計	42.6	12.4	275,004				
	男性	43.4	13.3	297,925				
	女性	40.9	10.4	226,586				
中小企業	計	43.2	12.3	263,728				
	男性	43.9	13.0	283,644				
	女性	41.4	10.6	217,153				
大企業	計	41.3	12.6	300,735				
	男性	42.0	14.2	334,216				
	女性	40.0	9.9	243,967				

### 4 産業別所定内賃金

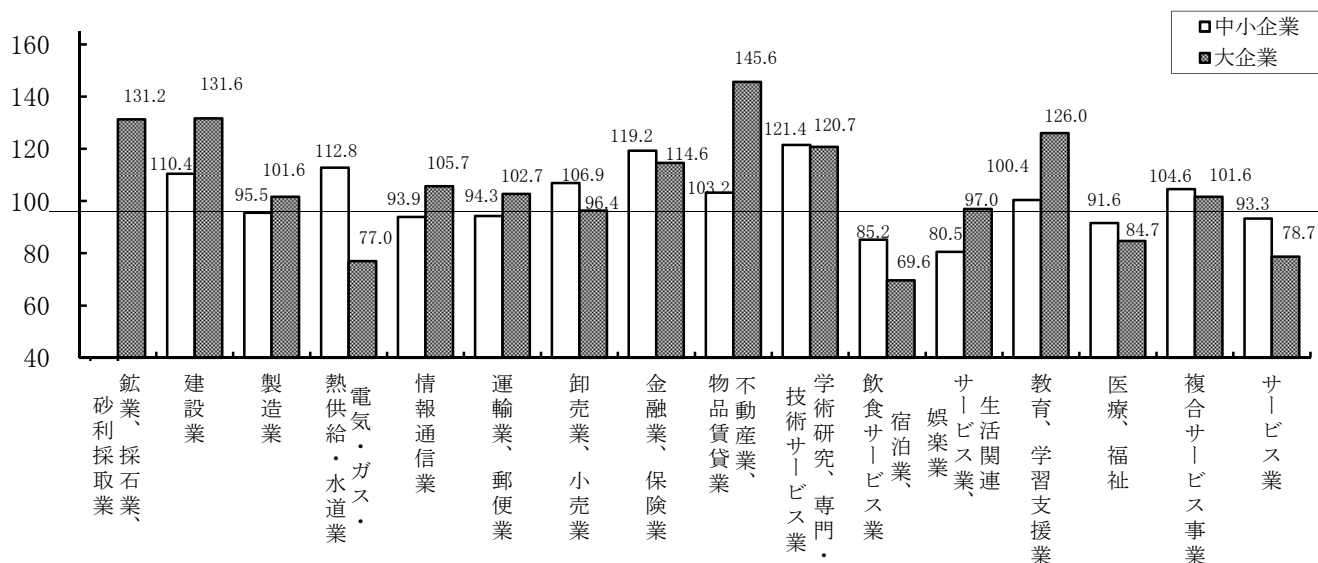
所定内賃金を産業別でみると「鉱業、採石業、砂利採取業」(394,654円)が最も高く、以下、「学術研究、専門・技術サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」、「金融業、保険業」が続き、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」となっている。(第10表、第7図)

第10表 産業別・規模別所定内賃金

単位：円

区分	規模計	中小企業	大企業
前年産業計	263,480	257,316	282,642
産業計	275,004	263,728	300,735
鉱業、採石業、砂利採取業	394,654	-	394,654
建設業	310,606	291,242	395,775
製造業	255,521	251,825	305,621
電気・ガス・熱供給・水道業	279,855	297,454	231,461
情報通信業	251,398	247,634	317,906
運輸業、郵便業	271,021	248,587	308,977
卸売業、小売業	284,730	281,822	289,835
金融業、保険業	329,032	314,388	344,571
不動産業、物品賃貸業	333,546	272,126	437,959
学術研究、専門・技術サービス業	339,235	320,246	362,971
宿泊業、飲食サービス業	217,863	224,636	209,428
生活関連サービス業、娯楽業	246,851	212,279	291,712
教育、学習支援業	321,656	264,665	378,936
医療、福祉	247,659	241,514	254,743
複合サービス事業	302,889	275,841	305,645
サービス業	242,648	246,005	236,669

第7図 産業間格差の状況（産業計＝100）



### 5 男女別所定内賃金

男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金の割合は、規模計で76.1(男性297,925円、女性226,586円)となっている。規模別にみると、中小企業が76.6、大企業が73.0と大企業の方が男女格差は大きくなっている。産業別にみると中小企業では「複合サービス事業」が91.8、大企業では「医療、福祉」が94.0で、最も格差が小さい。

なお、最も格差が大きいのは、中小企業では「製造業」、大企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」となっている。(第11表、第6図)

第11表 男女別所定内賃金

区 分	中 小 企 業							大 企 業								
	男 性			女 性				格差	男 性			女 性				格差
	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金(円)	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金(円)	年齢(歳)		勤続年数(年)	所定内賃金(円)	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金(円)			
前年産業計	44.2	12.7	277,911	41.9	10.4	210,413	75.7	41.2	14.2	321,921	39.4	9.3	236,257	73.4		
産業計	43.9	13.0	283,644	41.4	10.6	217,153	76.6	42.0	14.2	334,216	40.0	9.9	243,967	73.0		
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	41.0	17.2	418,838	43.5	13.2	217,301	51.9		
建設業	44.5	13.6	303,436	43.5	12.4	215,754	71.1	43.4	17.1	414,701	40.8	13.7	237,476	57.3		
製造業	43.0	13.3	271,658	44.1	12.4	191,004	70.3	41.2	16.4	325,910	36.7	10.9	228,522	70.1		
電気・ガス・熱供給・水道業	41.3	12.6	300,326	35.0	9.2	275,045	91.6	40.8	5.8	231,461	-	-	-	-		
情報通信業	36.9	9.3	262,743	34.5	6.3	215,636	82.1	37.8	9.4	324,294	49.0	5.0	266,800	82.3		
運輸業、郵便業	49.6	10.6	253,670	48.0	8.6	194,057	76.5	43.4	17.3	322,943	38.8	11.8	234,198	72.5		
卸売業、小売業	43.1	14.9	305,111	40.2	11.5	221,142	72.5	40.8	14.9	316,181	40.0	13.5	227,673	72.0		
金融業、保険業	45.9	14.1	354,519	38.8	12.0	254,852	71.9	42.7	18.7	418,688	38.2	12.4	259,223	61.9		
不動産業、物品賃貸業	46.5	8.3	279,369	41.7	15.3	238,327	85.3	48.6	18.4	496,448	48.0	19.7	301,483	60.7		
学術研究、専門・技術サービス業	43.1	13.6	345,224	41.9	12.8	258,608	74.9	42.5	15.5	391,128	42.8	11.0	256,600	65.6		
宿泊業、飲食サービス業	40.1	9.1	252,355	37.0	8.1	194,818	77.2	40.6	6.4	226,905	41.6	6.9	188,456	83.1		
生活関連サービス業、娯楽業	40.8	10.5	248,798	35.0	8.0	180,166	72.4	42.0	16.5	317,266	37.6	8.9	259,251	81.7		
教育、学習支援業	47.0	14.3	290,154	36.5	7.3	235,888	81.3	45.4	7.4	404,122	39.6	6.3	327,790	81.1		
医療、福祉	39.2	7.8	259,529	40.7	8.9	236,251	91.0	37.6	7.8	265,913	40.7	7.9	249,961	94.0		
複合サービス事業	42.4	12.3	280,962	39.0	14.3	257,917	91.8	42.1	18.5	343,194	36.7	12.0	238,453	69.5		
サービス業	47.7	11.4	254,497	41.5	10.5	213,822	84.0	45.4	9.5	251,392	42.0	10.7	203,675	81.0		

## 6 年齢別所定内賃金

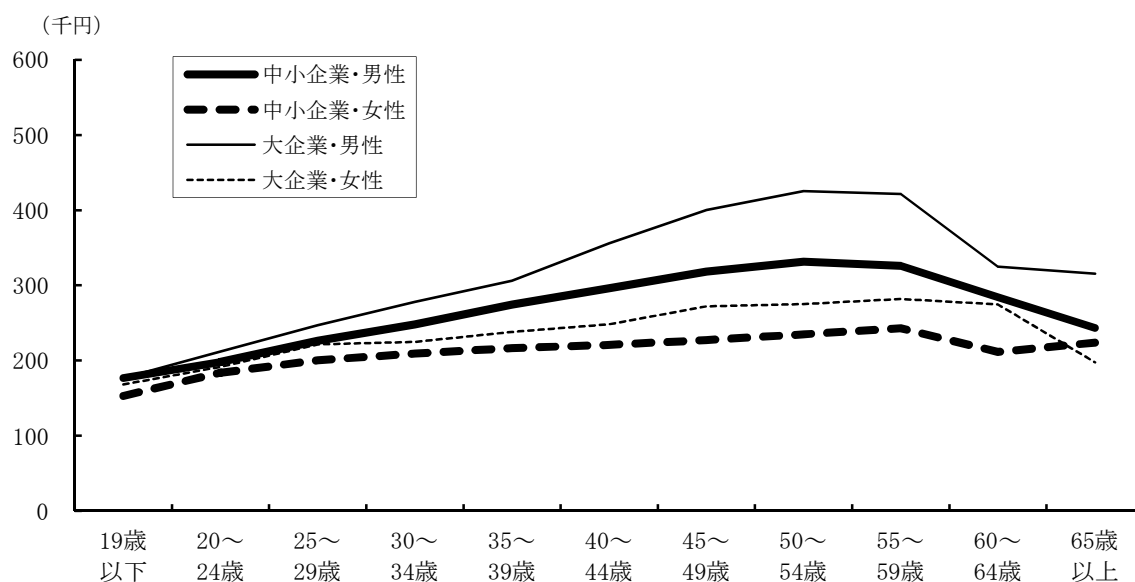
所定内賃金について年齢段階別の推移をみると、20～24歳を100とした場合、男性は中小企業、大企業ともに「50～54歳」のピークまで上昇し、その後、下降に転じている。女性は中小企業、大企業ともに「55～59歳」のピークまで上昇し、その後、下降に転じている。また、女性は男性に比べると年齢段階別格差が小さくなっている。

規模別では、男女とも大企業の方が年齢段階別格差が大きくなっている。（第12表、第8図）

第12表 年齢段階別所定内賃金

区 分	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差
19歳以下	176,558	89.1	153,022	83.2	176,909	83.4	168,152	87.7
<b>20～24歳</b>	<b>198,100</b>	<b>100.0</b>	<b>183,956</b>	<b>100.0</b>	<b>212,039</b>	<b>100.0</b>	<b>191,688</b>	<b>100.0</b>
25～29歳	226,294	114.2	200,442	109.0	246,771	116.4	221,429	115.5
30～34歳	247,829	125.1	209,288	113.8	277,874	131.0	224,636	117.2
35～39歳	274,456	138.5	216,491	117.7	306,010	144.3	238,224	124.3
40～44歳	296,185	149.5	220,584	119.9	356,107	167.9	248,165	129.5
45～49歳	318,361	160.7	227,082	123.4	400,247	188.8	271,899	141.8
50～54歳	331,581	167.4	234,641	127.6	425,218	200.5	275,052	143.5
55～59歳	325,788	164.5	243,063	132.1	421,383	198.7	281,877	147.1
60～64歳	284,294	143.5	211,326	114.9	324,995	153.3	274,529	143.2
65歳以上	243,530	122.9	223,897	121.7	315,714	148.9	197,610	103.1

第8図 所定内賃金の年齢別推移





## 7 学歴別所定内賃金

学歴別の所定内賃金は下表のとおりとなっている。(第13表)

男性について、高校卒の所定内賃金を100とした場合の学歴間格差をみると、中小企業、大企業ともに概ね大学卒、大学院卒との格差が大きい。また、女性についても中小企業、大企業ともに概ね大学卒、大学院卒との格差が大きい。(第9図)

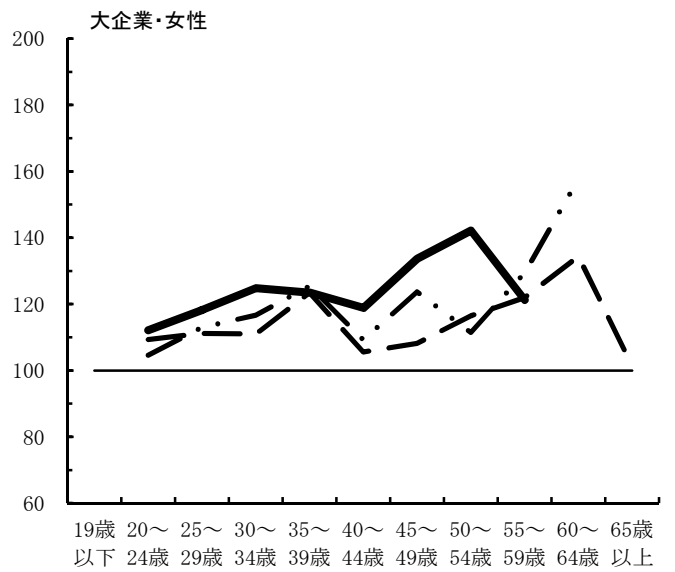
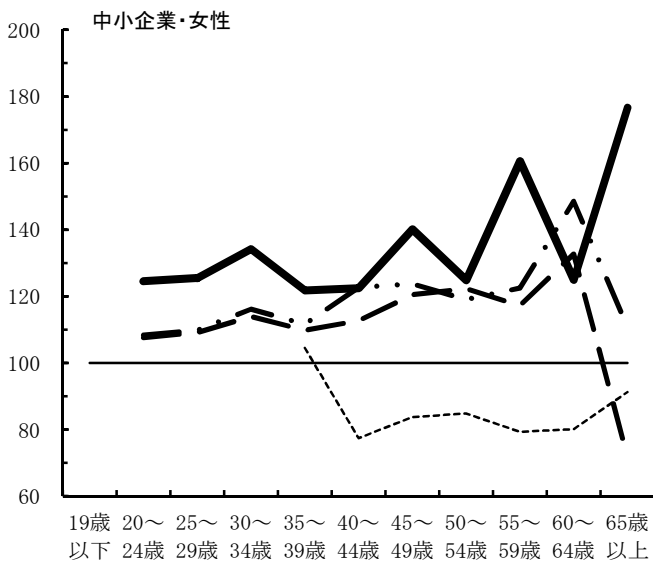
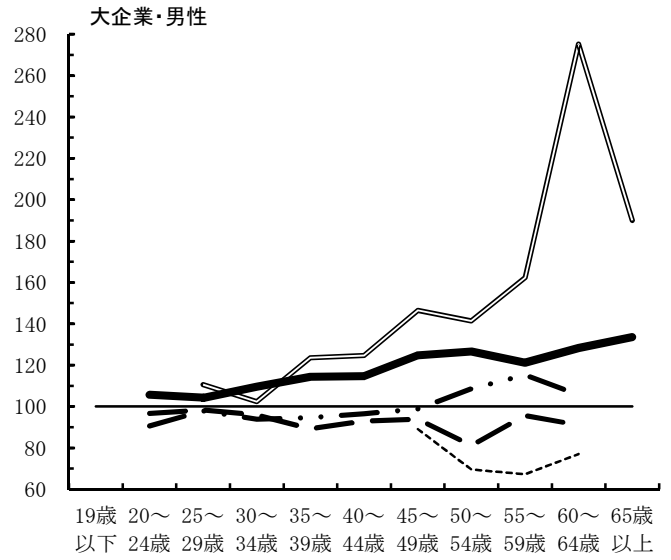
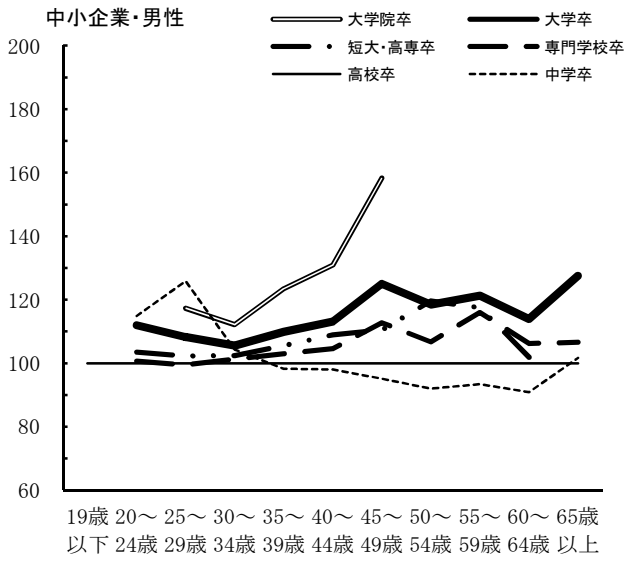
第13表 学歴別所定内賃金

単位：円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		専 門 学 校 卒		短大・高専卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	255,656	179,376	280,690	201,630	270,421	227,662	296,728	232,753	312,517	232,206	356,241	333,397
産 業 計	263,637	179,086	284,940	209,801	277,628	232,571	295,897	234,578	328,971	244,383	394,676	342,061
中 小 企 業	265,180	176,329	275,737	202,408	277,818	220,694	291,389	229,613	306,004	242,335	341,470	263,363
19歳以下	X	-	177,813	153,022	X	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	220,834	X	192,257	167,971	193,649	180,739	198,968	181,947	215,322	209,087	-	-
25～29歳	273,472	154,725	217,276	178,587	216,109	194,915	222,288	196,035	235,195	224,062	254,904	233,579
30～34歳	252,687	-	242,146	179,725	245,166	204,825	248,009	208,675	255,586	241,189	271,586	X
35～39歳	259,234	206,206	263,708	197,329	271,666	216,715	278,221	220,248	289,816	240,192	325,556	X
40～44歳	278,420	154,602	283,799	199,754	296,950	225,090	309,248	245,034	321,057	244,662	371,414	X
45～49歳	284,238	173,544	298,722	207,114	336,910	249,440	330,051	256,267	373,354	290,251	472,791	-
50～54歳	291,853	183,250	317,335	216,155	338,581	264,453	379,658	257,391	376,075	269,868	X	-
55～59歳	287,515	177,403	307,754	223,499	356,833	261,922	361,525	273,703	373,198	358,863	X	X
60～64歳	252,161	154,513	277,346	192,887	294,647	255,842	282,707	286,538	315,878	240,967	416,417	-
65歳以上	234,786	200,725	230,851	219,899	246,206	157,980	293,456	243,667	294,321	388,467	X	-
大 企 業	238,190	190,115	320,330	226,924	277,121	253,790	306,069	243,663	360,266	247,019	428,328	360,700
19歳以下	-	-	176,909	168,152	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	-	X	209,741	173,960	202,631	196,136	190,109	178,097	221,434	204,397	X	-
25～29歳	X	X	241,563	205,204	237,507	221,731	236,625	212,735	251,713	226,753	267,297	270,331
30～34歳	-	204,618	267,697	206,132	256,749	218,004	251,177	217,883	293,499	240,058	274,149	248,411
35～39歳	212,808	-	292,708	208,369	261,065	244,241	277,192	224,741	335,010	261,877	361,665	341,148
40～44歳	X	X	339,973	217,856	316,154	242,367	328,347	255,221	389,967	267,141	424,130	379,650
45～49歳	319,986	X	359,114	249,192	337,196	297,060	354,688	274,501	448,187	320,545	526,252	X
50～54歳	272,040	-	391,056	241,823	317,634	312,054	424,362	277,701	494,983	323,006	553,106	X
55～59歳	260,077	-	386,910	266,206	369,903	296,367	445,809	287,150	469,035	341,611	627,857	-
60～64歳	208,175	X	270,366	208,917	246,365	304,559	285,777	345,455	346,826	X	744,169	599,950
65歳以上	X	163,176	252,187	152,443	X	X	X	X	336,733	-	479,119	-

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

### 第9図 学歴間格差の年齢別推移



## 8 職種別所定内賃金

職種別にみると、中小企業、大企業ともに「管理」が高く、次いで一部を除き「事務・技術」、「生産」の順になっている。(第14表、第10図)

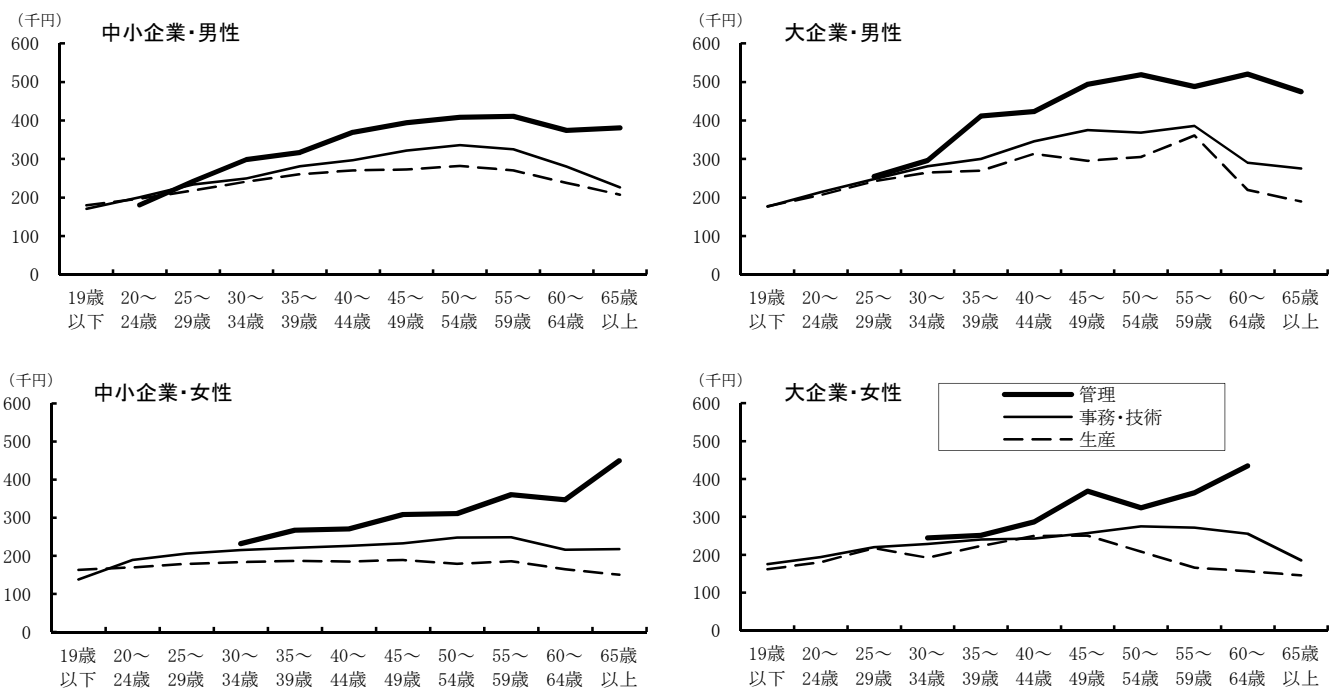
第14表 職種別所定内賃金

単位：円

区 分	管 理		事務・技術		生 産	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
前年規模計	399,448	322,649	277,428	221,960	251,603	174,338
産業計	408,922	326,051	289,401	229,459	255,718	186,782
中小企業	379,293	318,234	278,551	222,747	251,965	179,856
19歳以下	X	-	170,182	138,333	179,424	163,515
20～24歳	180,721	X	200,655	188,930	196,869	169,799
25～29歳	241,836	X	233,488	206,352	218,179	179,195
30～34歳	298,580	231,702	249,171	215,272	240,756	183,012
35～39歳	316,981	267,085	280,697	221,480	260,237	187,024
40～44歳	369,534	270,714	297,237	226,605	270,084	185,354
45～49歳	394,127	308,440	321,961	232,856	272,333	188,969
50～54歳	408,023	311,326	336,227	247,783	282,228	179,331
55～59歳	410,709	360,649	324,706	248,650	270,361	185,758
60～64歳	374,184	346,789	279,973	216,100	238,055	164,938
65歳以上	381,016	449,237	226,406	217,763	207,335	150,242
大企業	475,393	335,549	304,510	240,435	278,217	211,217
19歳以下	-	-	176,738	175,240	177,080	162,245
20～24歳	X	-	213,611	194,385	206,094	180,194
25～29歳	254,626	305,616	247,813	220,559	242,373	217,471
30～34歳	296,308	244,718	281,281	228,807	264,614	192,050
35～39歳	411,290	251,038	300,446	240,646	269,367	223,389
40～44歳	423,378	287,211	345,735	243,086	313,571	249,971
45～49歳	493,454	368,210	374,826	257,197	294,980	250,474
50～54歳	519,081	324,240	368,153	275,229	304,915	208,100
55～59歳	487,647	363,502	385,604	272,084	360,494	166,491
60～64歳	520,630	434,708	290,163	255,415	219,165	156,683
65歳以上	474,277	X	275,137	185,725	189,343	146,305

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第10図 職種別所定内賃金の年齢別推移



## 9 勤続年数別所定内賃金

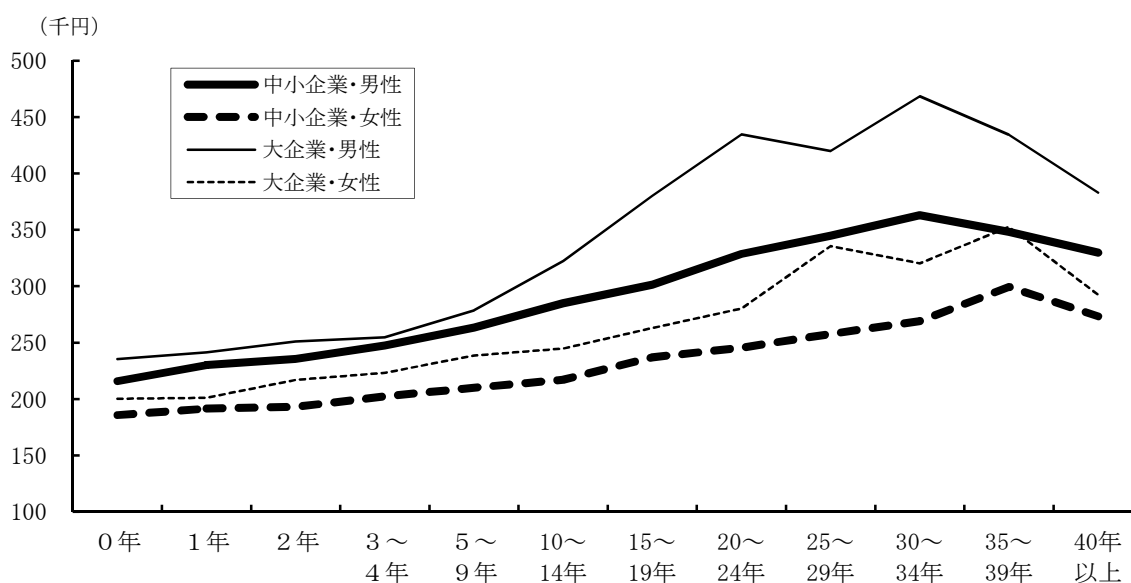
所定内賃金について勤続年数別の推移をみると、男性は中小企業、大企業ともに「30～34年」、女性は中小企業、大企業ともに「35～39年」がピークになっている。

また、規模別では、勤続年数「0年」の者の所定内賃金を100とした場合、男女とも大企業の方が概ね勤続年数別格差が大きくなっている。(第15表、第11図)

第15表 勤続年数別所定内賃金

勤続年数	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差
0 年	215,884	100.0	185,582	100.0	235,415	100.0	200,063	100.0
1 年	230,056	106.6	191,476	103.2	241,271	102.5	201,099	100.5
2 年	235,590	109.1	193,003	104.0	250,872	106.6	216,906	108.4
3～4年	247,349	114.6	202,187	108.9	254,800	108.2	223,206	111.6
5～9年	263,408	122.0	209,941	113.1	278,630	118.4	238,482	119.2
10～14年	284,980	132.0	217,068	117.0	322,382	136.9	244,837	122.4
15～19年	301,299	139.6	236,971	127.7	380,296	161.5	262,878	131.4
20～24年	328,735	152.3	245,430	132.2	434,675	184.6	280,104	140.0
25～29年	344,850	159.7	257,544	138.8	419,934	178.4	335,536	167.7
30～34年	363,058	168.2	269,055	145.0	468,454	199.0	320,126	160.0
35～39年	348,150	161.3	299,389	161.3	434,301	184.5	352,549	176.2
40年以上	329,796	152.8	273,213	147.2	383,104	162.7	292,466	146.2

第11図 所定内賃金の勤続年数別推移



## 10 標準労働者の所定内賃金

標準労働者(学校卒業後直ちに就職し、同一企業に継続して勤務している者)について、年齢「20～24 歳」の者の所定内賃金を 100 として、各条件別に所定内賃金をみると、男性は、中小企業では「55～59 歳」までは「事務・技術」が「生産」より年齢による格差が大きい。大企業では一部を除き「45～49 歳」までは「事務・技術」が「生産」より年齢による格差が大きい。一方女性は、中小企業では一部の除き「事務・技術」が「生産」より年齢による格差が大きい。(第 16 表)

第 16 表 標準労働者の所定内賃金【男性】

年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
	事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差
19 歳 以下	170,978	82.1	181,851	91.7	176,986	81.0	183,164	84.5
<b>20 ～ 24 歳</b>	<b>208,323</b>	<b>100.0</b>	<b>198,276</b>	<b>100.0</b>	<b>218,601</b>	<b>100.0</b>	<b>216,834</b>	<b>100.0</b>
25 ～ 29 歳	240,924	115.6	226,979	114.5	253,637	116.0	258,246	119.1
30 ～ 34 歳	276,148	132.6	243,316	122.7	320,417	146.6	306,943	141.6
35 ～ 39 歳	297,945	143.0	268,830	135.6	344,910	157.8	313,744	144.7
40 ～ 44 歳	334,931	160.8	295,333	149.0	421,749	192.9	386,678	178.3
45 ～ 49 歳	359,388	172.5	295,337	149.0	386,508	176.8	363,381	167.6
50 ～ 54 歳	360,874	173.2	314,120	158.4	434,889	198.9	454,079	209.4
55 ～ 59 歳	344,816	165.5	313,700	158.2	401,539	183.7	454,564	209.6
60 ～ 64 歳	255,974	122.9	307,541	155.1	234,921	107.5	X	X
65 歳 以上	X	X	X	X	-	-	X	X

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第 16 表 標準労働者の所定内賃金【女性】

年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
	事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差
19 歳 以下	150,281	76.0	165,309	91.4	182,326	92.2	161,493	84.3
<b>20 ～ 24 歳</b>	<b>197,639</b>	<b>100.0</b>	<b>180,901</b>	<b>100.0</b>	<b>197,693</b>	<b>100.0</b>	<b>191,524</b>	<b>100.0</b>
25 ～ 29 歳	219,522	111.1	185,443	102.5	221,326	112.0	229,617	119.9
30 ～ 34 歳	238,635	120.7	194,469	107.5	236,992	119.9	X	X
35 ～ 39 歳	248,126	125.5	198,812	109.9	282,945	143.1	228,807	119.5
40 ～ 44 歳	258,802	130.9	247,597	136.9	266,319	134.7	220,478	115.1
45 ～ 49 歳	284,753	144.1	232,181	128.3	305,887	154.7	X	X
50 ～ 54 歳	301,633	152.6	X	X	335,892	169.9	279,307	145.8
55 ～ 59 歳	352,830	178.5	X	X	380,610	192.5	-	-
60 ～ 64 歳	-	-	-	-	-	-	-	-
65 歳 以上	X	X	-	-	-	-	-	-

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

## 11 所定外賃金

集計労働者の平均所定外賃金は、19,817 円となっている。男女別では、男性が 24,327 円、女性が 10,291 円となっている。

規模別にみると、中小企業が 18,072 円、大企業が 23,799 円と大企業の方が高くなっている。また、産業別にみると、「運輸業、郵便業」が 42,149 円で最も高く、「鉱業、採石業、砂利採取業」が続き、「医療、福祉」が最も低くなっている。(第 17 表)

第 17 表 所定外賃金

単位：円

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
前 年 産 業 計	18,289	22,951	9,339	17,620	22,008	7,625	20,370	26,710	12,883
産 業 計	19,817	24,327	10,291	18,072	21,998	8,892	23,799	30,246	12,869
鉱業、採石業、砂利採取業	40,710	46,262	-	-	-	-	40,710	46,262	-
建設業	22,465	24,472	9,388	16,732	17,971	9,063	47,677	52,033	11,248
製造業	22,972	26,678	11,445	21,358	24,916	10,446	44,854	49,440	27,425
電気・ガス・熱供給・水道業	18,747	18,458	21,934	25,565	26,030	21,934	-	-	-
情報通信業	13,224	13,873	11,777	11,939	12,760	10,199	35,934	28,896	92,232
運輸業、郵便業	42,149	43,941	27,949	40,882	42,435	24,227	44,292	46,708	31,361
卸売業、小売業	17,099	19,784	10,355	13,295	15,012	8,820	23,778	28,403	12,866
金融業、保険業	18,979	19,798	17,906	16,457	15,904	17,277	21,655	24,408	18,485
不動産業、物品賃貸業	25,309	23,712	30,900	25,084	20,843	44,871	25,692	29,448	16,928
学術研究、専門・技術サービス業	27,728	32,183	14,588	23,357	27,545	13,021	33,192	37,402	17,287
宿泊業、飲食サービス業	19,647	24,920	13,693	15,805	20,235	11,040	24,433	30,465	17,195
生活関連サービス業、娯楽業	17,551	17,268	17,843	8,595	7,481	9,575	29,172	27,888	30,803
教育、学習支援業	15,837	21,475	7,380	20,227	34,234	4,412	11,425	11,326	11,625
医療、福祉	6,568	6,010	6,764	5,377	5,293	5,402	7,940	6,634	8,499
複合サービス事業	11,011	13,079	7,099	17,345	14,655	26,760	10,365	12,885	5,857
サービス業	18,179	20,729	10,305	17,215	20,212	5,857	19,895	21,782	15,666

## 第4 労働日数、労働時間

### 1 実労働日数、実労働時間数

#### (1) 実労働日数

実労働日数は、21.5日(中小企業21.7日、大企業21.0日)となっている。産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」が22.5日(中小企業23.0日、大企業21.9日)で最も多く、「建設業」、「運輸業、郵便業」、「生活関連サービス業、娯楽業」が続いている。(第18表)

#### (2) 実労働時間数

実労働時間数をみると、総実労働時間数は175.2時間(中小企業176.7時間、大企業171.7時間)であり、その内訳は所定内164.1時間、所定外11.1時間となっている。

産業別の月所定内労働時間数は「鉱業、採石業、砂利採取業」が150.0時間で最も短く、他の産業との差は2.2～21.4時間となっている。産業別の月所定外労働時間数は「運輸業、郵便業」が23.3時間で最も長く、以下、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「学術研究、専門・技術サービス業」が続いている。(第18表)

第18表 月間実労働日数、実労働時間数

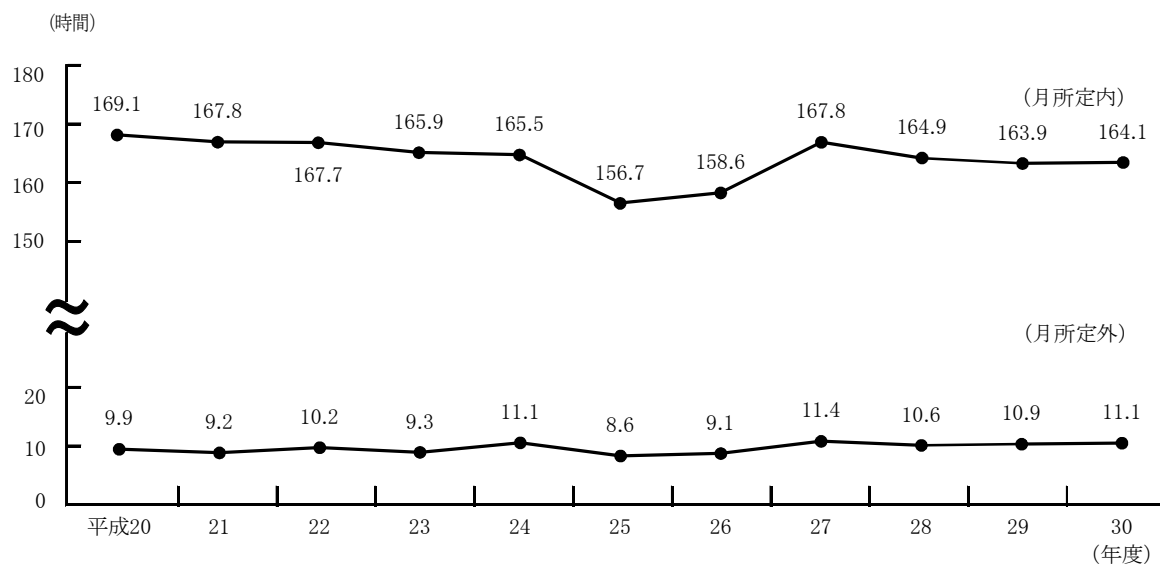
区 分	月間実労働日数 (日)	月 間 実 労 働 時 間 数(時間)		
		総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計 規 模 計	21.6	174.8	163.9	10.9
中小企業	21.9	176.7	165.8	10.9
大 企 業	20.8	168.8	158.0	10.8
産 業 計 規 模 計	21.5	175.2	164.1	11.1
中小企業	21.7	176.7	166.1	10.6
大 企 業	21.0	171.7	159.6	12.1
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	20.4	166.2	150.0	16.3
中小企業	-	-	-	-
大 企 業	20.4	166.2	150.0	16.3
建 設 業 規 模 計	22.1	181.4	169.4	12.0
中小企業	22.2	179.8	169.7	10.0
大 企 業	21.3	188.3	167.7	20.6
製 造 業 規 模 計	21.6	178.4	165.1	13.3
中小企業	21.7	178.5	166.0	12.4
大 企 業	20.2	178.1	152.6	25.5
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	20.3	159.1	152.2	7.0
中小企業	20.3	157.9	148.4	9.5
大 企 業	20.3	162.5	162.5	-
情 報 通 信 業 規 模 計	20.4	171.3	162.8	8.4
中小企業	20.5	170.7	163.3	7.4
大 企 業	20.0	180.8	154.2	26.6
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	22.0	187.0	163.8	23.3
中小企業	22.5	192.1	168.0	24.2
大 企 業	21.1	178.4	156.7	21.8
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	21.5	174.5	165.3	9.1
中小企業	21.6	173.6	166.2	7.5
大 企 業	21.4	175.9	163.9	12.0
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	20.6	161.3	152.6	8.7
中小企業	20.8	162.4	154.8	7.5
大 企 業	20.5	160.1	150.2	9.8
不動産業、物品賃貸業 規 模 計	21.1	180.1	167.7	12.4
中小企業	20.8	179.2	166.1	13.1
大 企 業	21.6	181.7	170.4	11.3
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	20.4	170.3	154.4	15.9
中小企業	20.2	168.8	157.0	11.8
大 企 業	20.6	172.1	151.0	21.1
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	22.5	185.5	171.4	14.1
中小企業	23.0	188.7	176.1	12.6
大 企 業	21.9	181.6	165.7	15.9
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 規 模 計	22.0	178.1	167.8	10.3
中小企業	22.4	181.2	173.4	7.9
大 企 業	21.4	174.1	160.7	13.4
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	21.4	171.8	163.1	8.7
中小企業	21.6	177.9	165.9	12.0
大 企 業	21.3	165.6	160.3	5.4
医 療 、 福 祉 規 模 計	21.0	165.1	161.7	3.4
中小企業	21.3	166.8	163.6	3.2
大 企 業	20.6	163.2	159.5	3.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	20.9	162.4	156.2	6.2
中小企業	22.6	167.9	159.0	8.9
大 企 業	20.7	161.9	156.0	5.9
サ ー ビ ス 業 規 模 計	21.9	177.0	165.2	11.8
中小企業	22.4	178.6	166.6	12.0
大 企 業	21.0	174.2	162.8	11.3

## 2 労働時間の推移（月所定内・月所定外）

平成20年度からの労働時間の推移をみると、月所定内労働時間は、20年度をピークに減少傾向であったが、27年度に増加し、28年度以降は横ばいとなっている。

月所定外労働時間は、平成27年度は増加したが、総じて横ばいにあるといえる。（第12図）

第12図 労働時間の推移(月所定内・月所定外)





### 3 所定労働時間

#### (1) 日所定・週所定労働時間

週所定労働時間は、39 時間 07 分となっている。規模別にみると、中小企業は 39 時間 20 分、大企業は 38 時間 36 分で中小企業の方が長くなっている。産業別にみると、中小企業、大企業ともに「不動産業、物品賃貸業」が最も長くなっている。(第 19 表)

第 19 表 日所定・週所定労働時間

区 分		日 所 定	週 所 定
前 年 産 業 計	規 模 計	7:39	38:50
	中 小 企 業	7:37	38:53
	大 企 業	7:45	38:40
産 業 計	規 模 計	7:46	39:07
	中 小 企 業	7:46	39:20
	大 企 業	7:44	38:36
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	7:30	37:30
	中 小 企 業	—	—
	大 企 業	7:30	37:30
建 設 業	規 模 計	7:44	39:42
	中 小 企 業	7:41	39:41
	大 企 業	7:57	39:46
製 造 業	規 模 計	7:47	39:32
	中 小 企 業	7:47	39:33
	大 企 業	7:50	39:14
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	7:32	37:15
	中 小 企 業	7:20	35:59
	大 企 業	7:50	39:10
情 報 通 信 業	規 模 計	7:56	39:41
	中 小 企 業	7:58	39:52
	大 企 業	7:40	38:20
運 輸 業 、 郵 便 業	規 模 計	7:44	38:47
	中 小 企 業	7:51	39:27
	大 企 業	7:30	37:28
卸 売 業 、 小 売 業	規 模 計	7:46	39:09
	中 小 企 業	7:46	39:16
	大 企 業	7:47	38:56
金 融 業 、 保 険 業	規 模 計	7:29	37:05
	中 小 企 業	7:34	37:25
	大 企 業	7:24	36:48
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	規 模 計	8:00	40:00
	中 小 企 業	8:00	40:00
	大 企 業	8:00	40:00
学術研究、専門・技術サービス業	規 模 計	7:44	38:38
	中 小 企 業	7:51	39:09
	大 企 業	7:38	38:10
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	7:47	38:41
	中 小 企 業	7:50	39:22
	大 企 業	7:44	37:46
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	規 模 計	7:23	36:43
	中 小 企 業	7:35	37:41
	大 企 業	7:05	35:11
教 育 、 学 習 支 援 業	規 模 計	7:41	38:21
	中 小 企 業	7:41	38:36
	大 企 業	7:39	37:51
医 療 、 福 祉	規 模 計	7:54	39:34
	中 小 企 業	7:55	39:35
	大 企 業	7:53	39:32
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	7:39	38:24
	中 小 企 業	7:30	39:30
	大 企 業	7:40	38:20
サ ー ビ ス 業	規 模 計	7:48	39:09
	中 小 企 業	7:42	38:59
	大 企 業	8:03	39:31

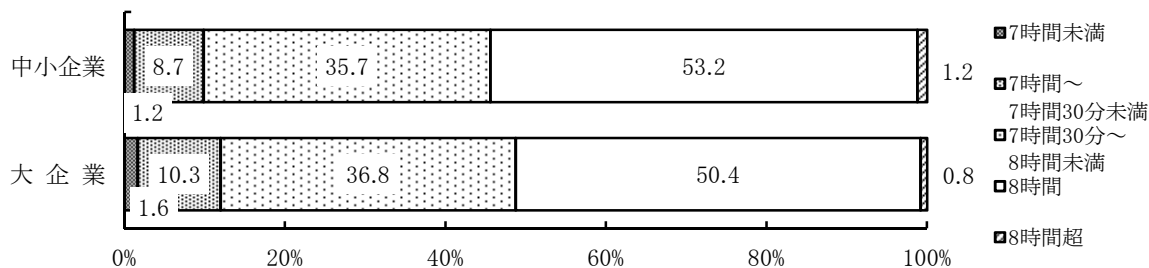
(2) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間は、7時間46分となっている。規模別にみると、中小企業では7時間46分、大企業では7時間44分となっており、1日の所定労働時間別事業所割合でも、8時間未満とする割合は中小企業、大企業ともに概ね同程度になっている。産業別にみると、中小企業では「不動産業、物品賃貸業」、大企業では「サービス業」が最も長くなっている。(第20表、第13図)

第20表 1日の所定労働時間

区 分	所定労働時間 (時間:分)	1日の所定労働時間別事業所割合(%)						
		6:29	6:30	7:00	7:30	8:00	8:01	
		6:29	6:59	7:29	7:59	8:00	8:01	
前年産業計	規模計	7:39	3.4	0.8	9.6	36.2	49.4	0.7
	中小企業	7:37	4.1	1.0	9.6	36.1	48.5	0.8
	大企業	7:45	1.0	-	9.8	36.6	52.7	-
産 業 計	規模計	7:46	0.9	0.5	9.2	36.0	52.4	1.1
	中小企業	7:46	0.7	0.5	8.7	35.7	53.2	1.2
	大企業	7:44	1.2	0.4	10.3	36.8	50.4	0.8
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	7:30	-	-	50.0	50.0	-	-
	中小企業	-	-	-	-	-	-	-
	大企業	7:30	-	-	50.0	50.0	-	-
建 設 業	規模計	7:44	-	-	14.7	30.4	54.9	-
	中小企業	7:41	-	-	17.6	34.1	48.2	-
	大企業	7:57	-	-	-	11.8	88.2	-
製 造 業	規模計	7:47	0.6	-	6.0	46.7	43.7	3.0
	中小企業	7:47	0.6	-	6.2	46.6	43.5	3.1
	大企業	7:50	-	-	-	50.0	50.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	7:32	-	-	40.0	40.0	20.0	-
	中小企業	7:20	-	-	66.7	33.3	-	-
	大企業	7:50	-	-	-	50.0	50.0	-
情 報 通 信 業	規模計	7:56	-	-	-	25.0	75.0	-
	中小企業	7:58	-	-	-	14.3	85.7	-
	大企業	7:40	-	-	-	100.0	-	-
運 輸 業、郵便業	規模計	7:44	2.2	2.2	8.9	46.7	37.8	2.2
	中小企業	7:51	-	3.3	10.0	46.7	36.7	3.3
	大企業	7:30	6.7	-	6.7	46.7	40.0	-
卸 売 業、小売業	規模計	7:46	0.6	0.6	7.8	40.9	48.7	1.3
	中小企業	7:46	1.0	1.0	5.9	36.6	54.5	1.0
	大企業	7:47	-	-	11.3	49.1	37.7	1.9
金 融 業、保険業	規模計	7:29	-	-	50.0	35.3	14.7	-
	中小企業	7:34	-	-	33.3	53.3	13.3	-
	大企業	7:24	-	-	63.2	21.1	15.8	-
不動産業、物品賃貸業	規模計	8:00	-	-	-	-	100.0	-
	中小企業	8:00	-	-	-	-	100.0	-
	大企業	8:00	-	-	-	-	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	7:44	-	-	12.0	44.0	44.0	-
	中小企業	7:51	-	-	-	41.7	58.3	-
	大企業	7:38	-	-	23.1	46.2	30.8	-
宿泊業、飲食サービス業	規模計	7:47	-	2.6	5.3	26.3	65.8	-
	中小企業	7:50	-	-	9.1	18.2	72.7	-
	大企業	7:44	-	6.3	-	37.5	56.3	-
生活関連サービス業、娯楽業	規模計	7:23	11.1	-	5.6	33.3	50.0	-
	中小企業	7:35	9.1	-	9.1	9.1	72.7	-
	大企業	7:05	14.3	-	-	71.4	14.3	-
教 育、学 習 支 援 業	規模計	7:41	4.2	-	-	41.7	54.2	-
	中小企業	7:41	6.3	-	-	25.0	68.8	-
	大企業	7:39	-	-	-	75.0	25.0	-
医 療、福 祉	規模計	7:54	0.8	-	3.1	13.7	82.4	-
	中小企業	7:55	-	-	3.8	14.1	82.1	-
	大企業	7:53	1.9	-	1.9	13.2	83.0	-
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	7:39	-	-	-	68.8	31.3	-
	中小企業	7:30	-	-	-	100.0	-	-
	大企業	7:40	-	-	-	66.7	33.3	-
サ ー ビ ス 業	規模計	7:48	-	2.1	8.5	40.4	46.8	2.1
	中小企業	7:42	-	3.0	9.1	45.5	42.4	-
	大企業	8:03	-	-	7.1	28.6	57.1	7.1

第 13 図 1日の所定労働時間別事業所割合



### (3) 週所定労働時間

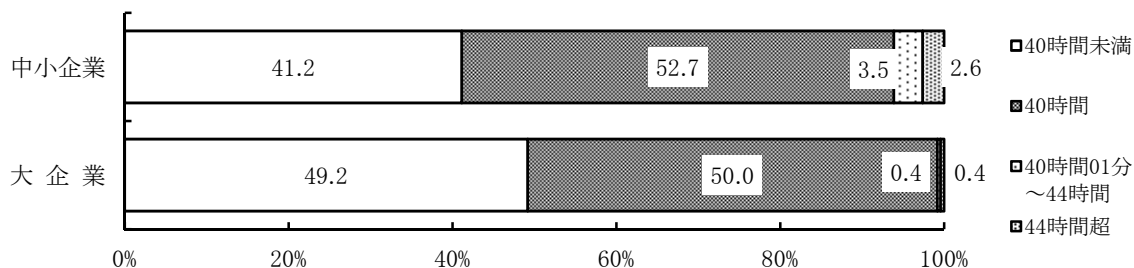
週所定労働時間は、39 時間 07 分となっている。規模別にみると、中小企業は 39 時間 20 分、大企業は 38 時間 36 分で中小企業の方が長くなっている。産業別では「不動産業、物品賃貸業」が 40 時間 00 分と最も長く、一方、最も短いのは「生活関連サービス業、娯楽業」の 36 時間 43 分であり、その差は 3 時間 17 分となっている。

また、週所定労働時間の分布状況をみると、40 時間以下の事業所が 95.4%、40 時間を超え 44 時間以下の事業所が 2.5%、44 時間を超える事業所が 2.0%となっている。これを産業別にみると、週 40 時間以下は「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」で 100%となっており、他の産業との差は 1.6%～11.0%となっている。なお、40 時間を超え 44 時間以下及び 44 時間を超える労働時間は中小企業の「建設業」が最も多い。(第 22 表)

規模別では、大企業の方が週 40 時間以下の割合が多い。(第 22 表、第 14 図)

労働組合の有無別に週所定労働時間をみると、中小企業、大企業ともに労働組合のない事業所の方が長くなっている。(第 21 表)

第 14 図 週所定労働時間別事業所割合



第 21 表 労働組合有無別週所定労働時間

単位：(時間:分)

区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	労 組 有	労 組 無	労 組 有	労 組 無
前 年 産 業 計	38:09	38:58	38:17	39:14
産 業 計	38:33	39:28	38:24	38:50

第 22 表 週所定労働時間

区 分	所定労働時間 (時間:分)	週所定労働時間別事業所割合(%)							
		37:59	38:00	38:59	40:00	40:01	42:00	44:00	44:01
		37:59	38:00	39:59	40:00	41:59	43:59	44:00	44:01
前年産業計規模計	38:50	21.1	23.2	51.6	0.2	0.9	0.5	2.4	
中小企業	38:53	18.5	24.7	51.8	0.3	1.1	0.7	3.0	
大企業	38:40	30.2	18.0	51.2	-	-	-	0.5	
産業計規模計	39:07	21.3	22.2	51.9	0.7	1.2	0.6	2.0	
中小企業	39:20	16.1	25.0	52.7	0.9	1.8	0.9	2.6	
大企業	38:36	33.8	15.4	50.0	0.4	-	-	0.4	
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	37:30	100.0	-	-	-	-	-	-	
中小企業	-	-	-	-	-	-	-	-	
大企業	37:30	100.0	-	-	-	-	-	-	
建設業規模計	39:42	11.0	27.0	51.0	-	6.0	2.0	3.0	
中小企業	39:41	12.0	31.3	43.4	-	7.2	2.4	3.6	
大企業	39:46	5.9	5.9	88.2	-	-	-	-	
製造業規模計	39:32	13.4	37.2	42.7	0.6	1.8	0.6	3.7	
中小企業	39:33	13.3	37.3	42.4	0.6	1.9	0.6	3.8	
大企業	39:14	16.7	33.3	50.0	-	-	-	-	
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	37:15	60.0	20.0	20.0	-	-	-	-	
中小企業	35:59	100.0	-	-	-	-	-	-	
大企業	39:10	-	50.0	50.0	-	-	-	-	
情報通信業規模計	39:41	-	25.0	75.0	-	-	-	-	
中小企業	39:52	-	14.3	85.7	-	-	-	-	
大企業	38:20	-	100.0	-	-	-	-	-	
運輸業、郵便業規模計	38:47	26.7	15.6	55.6	-	-	-	2.2	
中小企業	39:27	23.3	10.0	63.3	-	-	-	3.3	
大企業	37:28	33.3	26.7	40.0	-	-	-	-	
卸売業、小売業規模計	39:09	27.2	20.5	47.7	1.3	-	0.7	2.6	
中小企業	39:16	21.2	18.2	55.6	1.0	-	1.0	3.0	
大企業	38:56	38.5	25.0	32.7	1.9	-	-	1.9	
金融業、保険業規模計	37:05	72.7	12.1	15.2	-	-	-	-	
中小企業	37:25	60.0	26.7	13.3	-	-	-	-	
大企業	36:48	83.3	-	16.7	-	-	-	-	
不動産業、物品賃貸業規模計	40:00	-	-	100.0	-	-	-	-	
中小企業	40:00	-	-	100.0	-	-	-	-	
大企業	40:00	-	-	100.0	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業規模計	38:38	28.0	32.0	40.0	-	-	-	-	
中小企業	39:09	16.7	33.3	50.0	-	-	-	-	
大企業	38:10	38.5	30.8	30.8	-	-	-	-	
宿泊業、飲食サービス業規模計	38:41	18.4	10.5	63.2	2.6	-	2.6	2.6	
中小企業	39:22	9.1	9.1	68.2	4.5	-	4.5	4.5	
大企業	37:46	31.3	12.5	56.3	-	-	-	-	
生活関連サービス業、娯楽業規模計	36:43	27.8	11.1	61.1	-	-	-	-	
中小企業	37:41	9.1	9.1	81.8	-	-	-	-	
大企業	35:11	57.1	14.3	28.6	-	-	-	-	
教育、学習支援業規模計	38:21	33.3	16.7	50.0	-	-	-	-	
中小企業	38:36	12.5	18.8	68.8	-	-	-	-	
大企業	37:51	75.0	12.5	12.5	-	-	-	-	
医療、福祉規模計	39:34	9.1	10.6	78.8	0.8	0.8	-	-	
中小企業	39:35	7.6	13.9	75.9	1.3	1.3	-	-	
大企業	39:32	11.3	5.7	83.0	-	-	-	-	
複合サービス事業規模計	38:24	62.5	6.3	31.3	-	-	-	-	
中小企業	39:30	-	100.0	-	-	-	-	-	
大企業	38:20	66.7	-	33.3	-	-	-	-	
サービス業規模計	39:09	19.1	29.8	46.8	2.1	-	-	2.1	
中小企業	38:59	24.2	30.3	39.4	3.0	-	-	3.0	
大企業	39:31	7.1	28.6	64.3	-	-	-	-	

#### (4) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している事業所は、65.7%となっている。規模別では、中小企業で 66.4%、大企業で 64.0%となっている。形態別では、「1か月単位」が26.2%、「1年単位」が39.0%、「フレックスタイム制」が3.3%、「1週間単位」が0.6%となり、中小企業では「1年単位」、大企業では「1か月単位」の変形労働時間制が最も多く採用されている。産業別では、「運輸業、郵便業」の 84.8%が最も高く、以下、「宿泊業、飲食サービス業」、「製造業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」と続いている。これらの産業では採用の割合が高く7割以上となっている。(第23表、第15図)

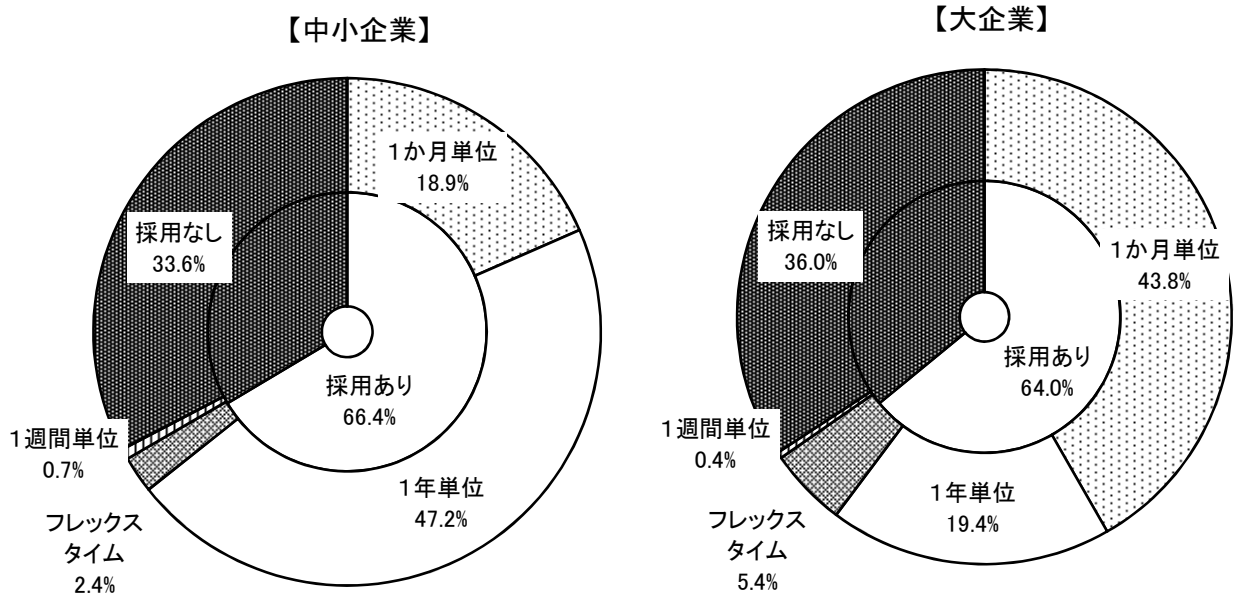
また、平成20年度からの変形労働時間制を採用している事業所割合の推移をみると、概ね微増傾向となっていたが、平成30年度は減少した。(第16図)

第23表 変形労働時間制の形態別事業所

区 分	変形労働時間制あり	各形態の採用割合				変形労働時間制なし
		1か月単位	1年単位	フレックスタイム	1週間単位	
前年産業計	68.5	24.5	42.5	3.3	1.4	31.5
規模計						
中小企業	68.0	17.5	48.8	2.4	1.7	32.0
大企業	70.2	48.8	20.5	6.3	0.5	29.8
産業計	65.7	26.2	39.0	3.3	0.6	34.3
規模計						
中小企業	66.4	18.9	47.2	2.4	0.7	33.6
大企業	64.0	43.8	19.4	5.4	0.4	36.0
鉱業、採石業、砂利採取業	50.0	50.0	-	-	-	50.0
規模計						
中小企業	-	-	-	-	-	-
大企業	50.0	50.0	-	-	-	50.0
建設業	65.0	7.8	56.3	1.9	-	35.0
規模計						
中小企業	68.6	7.0	61.6	1.2	-	31.4
大企業	47.1	11.8	29.4	5.9	-	52.9
製造業	73.1	9.6	63.5	1.2	0.6	26.9
規模計						
中小企業	73.3	8.7	65.2	-	0.6	26.7
大企業	66.7	33.3	16.7	33.3	-	33.3
電気・ガス・熱供給・水道業	60.0	60.0	40.0	-	-	40.0
規模計						
中小企業	66.7	66.7	66.7	-	-	33.3
大企業	50.0	50.0	-	-	-	50.0
情報通信業	37.5	25.0	-	25.0	-	62.5
規模計						
中小企業	28.6	14.3	-	28.6	-	71.4
大企業	100.0	100.0	-	-	-	0.0
運輸業、郵便業	84.8	41.3	50.0	4.3	4.3	15.2
規模計						
中小企業	80.6	35.5	45.2	6.5	3.2	19.4
大企業	93.3	53.3	60.0	-	6.7	6.7
卸売業、小売業	64.9	27.3	33.1	5.8	1.3	35.1
規模計						
中小企業	62.4	20.8	38.6	3.0	2.0	37.6
大企業	69.8	39.6	22.6	11.3	-	30.2
金融業、保険業	23.5	20.6	-	2.9	-	76.5
規模計						
中小企業	26.7	26.7	-	-	-	73.3
大企業	21.1	15.8	-	5.3	-	78.9
不動産業、物品賃貸業	25.0	-	-	25.0	-	75.0
規模計						
中小企業	33.3	-	-	33.3	-	66.7
大企業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	36.0	16.0	20.0	8.0	-	64.0
規模計						
中小企業	25.0	-	25.0	-	-	75.0
大企業	46.2	30.8	15.4	15.4	-	53.8
宿泊業、飲食サービス業	73.7	42.1	23.7	10.5	-	26.3
規模計						
中小企業	68.2	27.3	31.8	13.6	-	31.8
大企業	81.3	62.5	12.5	6.3	-	18.8
生活関連サービス業、娯楽業	72.2	33.3	44.4	-	-	27.8
規模計						
中小企業	63.6	9.1	54.5	-	-	36.4
大企業	85.7	71.4	28.6	-	-	14.3
教育、学習支援業	45.8	8.3	37.5	8.3	-	54.2
規模計						
中小企業	50.0	12.5	37.5	12.5	-	50.0
大企業	37.5	-	37.5	-	-	62.5
医療、福祉	72.0	49.2	24.2	-	-	28.0
規模計						
中小企業	68.4	39.2	30.4	-	-	31.6
大企業	77.4	64.2	15.1	-	-	22.6
複合サービス事業	56.3	43.8	12.5	-	-	43.8
規模計						
中小企業	100.0	-	100.0	-	-	0.0
大企業	53.3	46.7	6.7	-	-	46.7
サービス業	68.1	38.3	34.0	-	-	31.9
規模計						
中小企業	72.7	33.3	42.4	-	-	27.3
大企業	57.1	50.0	14.3	-	-	42.9

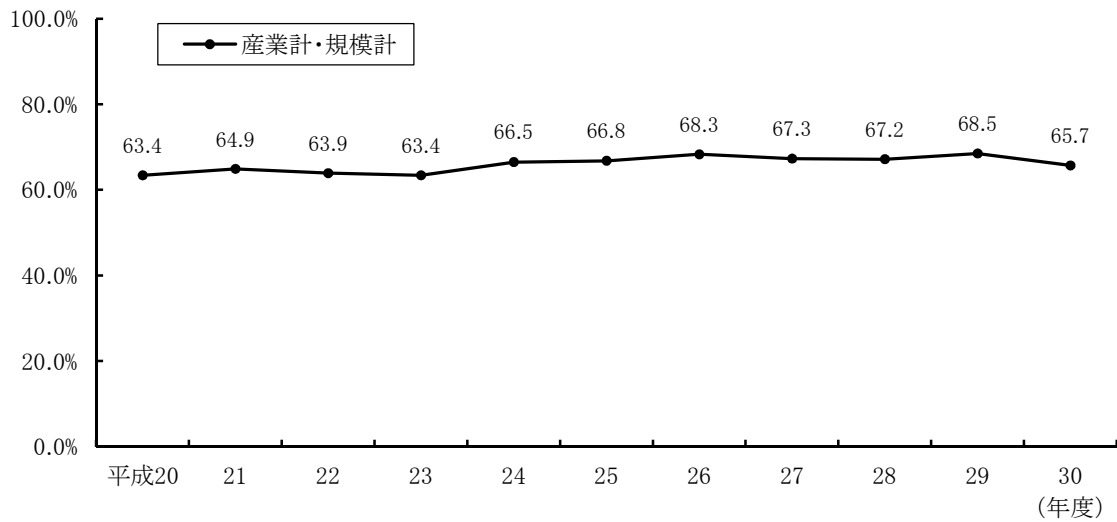
(注) 複数の変形労働時間制を採用している事業所があり、変形労働時間制ありと内訳の合計は必ずしも一致しない。

第 15 図 変形労働時間制の採用状況



(注) 複数の変形労働時間制を採用している事業所があり、採用ありと内訳の合計は必ずしも一致しない。

第 16 図 変形労働時間制の採用事業所割合の推移



## 第5 休日・休暇

### 1 休日数

#### (1) 年間休日

年間休日数の平均は109.3日となっている。規模別では、中小企業が106.5日、大企業が115.8日と大企業の方が9.3日多くなっている。産業別では、「学術研究、専門・技術サービス業」の120.3日、「鉱業、採石業、砂利採取業」の120.0日、「金融業、保険業」の119.7日、「情報通信業」の118.8日が多く、他の産業では、98.2～116.1日となっている。(第24表)

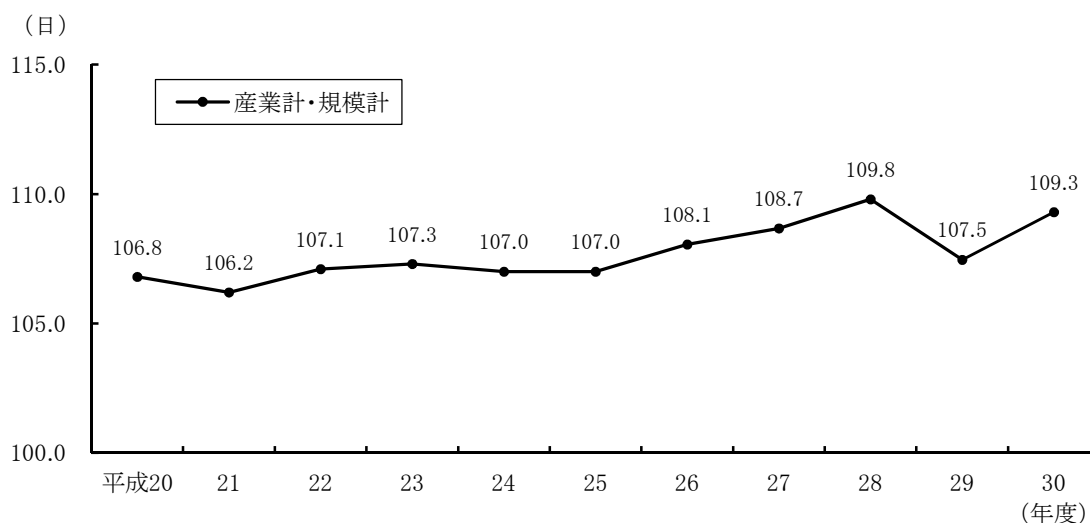
また、平成20年度からの年間休日数の推移をみると、25年度までは概ね横ばいとなっており、平成26年度以降は平成29年度を除き、増加傾向となっている。(第17図)

#### (2) 特別休日数

平成30年度から、週休日及び特別休日の状況から、年間休日数のうち、特別休日数を集計する方法に変更した。

年間休日数のうち特別休日数の平均は「年末年始期間の休日」が4.1日、「ゴールデンウィーク」が2.6日、「夏季期間の休日」が2.8日となっている。(第24表)

第17図 年間休日数の推移



第 24 表 年間休日状況

単位：日

区 分	年間休日数	年間休日数うちの特別休日数			
		年末年始 期間の休日	ゴールデン ウィーク	夏季期間の 休日	
前 年 産 業 計	規 模 計	107.5	-	-	-
	中 小 企 業	105.3	-	-	-
	大 企 業	115.1	-	-	-
産 業 計	規 模 計	109.3	4.1	2.6	2.8
	中 小 企 業	106.5	4.4	3.0	3.2
	大 企 業	115.8	3.2	1.8	2.0
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	120.0	3.0	1.0	0.0
	中 小 企 業	-	-	-	-
	大 企 業	120.0	3.0	1.0	0.0
建 設 業	規 模 計	107.7	5.8	4.4	4.2
	中 小 企 業	105.0	6.2	4.9	4.5
	大 企 業	121.6	3.6	2.1	2.7
製 造 業	規 模 計	107.3	5.1	3.7	4.3
	中 小 企 業	106.8	5.2	3.7	4.3
	大 企 業	119.0	3.8	3.3	3.7
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	115.0	4.2	1.0	2.0
	中 小 企 業	116.7	5.0	1.7	3.3
	大 企 業	112.5	3.0	0.0	0.0
情 報 通 信 業	規 模 計	118.8	4.5	1.9	2.0
	中 小 企 業	118.6	4.3	1.6	1.7
	大 企 業	120.0	6.0	4.0	4.0
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計	103.0	2.8	1.5	1.8
	中 小 企 業	98.8	2.9	1.5	1.8
	大 企 業	112.0	2.7	1.7	1.7
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	108.9	4.1	2.8	3.3
	中 小 企 業	106.1	4.0	2.7	3.3
	大 企 業	114.3	4.1	2.9	3.3
金 融 業、保 険 業	規 模 計	119.7	3.8	1.6	1.3
	中 小 企 業	119.3	4.0	1.5	1.9
	大 企 業	120.0	3.6	1.6	0.8
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	115.8	3.5	0.0	1.8
	中 小 企 業	116.0	2.7	0.0	1.0
	大 企 業	115.0	6.0	0.0	4.0
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計	120.3	4.7	2.3	2.8
	中 小 企 業	118.8	5.5	3.6	2.9
	大 企 業	121.8	4.0	1.2	2.8
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	98.2	1.1	0.7	0.9
	中 小 企 業	94.7	1.5	1.2	1.3
	大 企 業	103.1	0.5	0.0	0.4
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計	104.3	2.2	1.3	1.3
	中 小 企 業	101.2	2.2	1.5	1.5
	大 企 業	108.1	2.1	0.9	1.0
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	113.6	5.0	3.2	2.9
	中 小 企 業	110.6	3.9	3.1	2.5
	大 企 業	119.6	7.1	3.4	3.6
医 療、福 祉	規 模 計	112.0	2.6	1.4	1.3
	中 小 企 業	109.6	3.3	1.8	1.7
	大 企 業	115.5	1.6	0.8	0.8
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	116.1	3.9	3.2	2.5
	中 小 企 業	98.0	4.0	0.0	3.0
	大 企 業	117.4	3.9	3.4	2.5
サ ー ビ ス 業	規 模 計	109.0	4.5	2.2	2.4
	中 小 企 業	103.5	4.5	2.3	2.7
	大 企 業	121.0	4.4	2.1	1.6

注1 30年度より「特別休日の状況」から「年間休日のうち特別休日数」に変更。



## 2 週休2日制

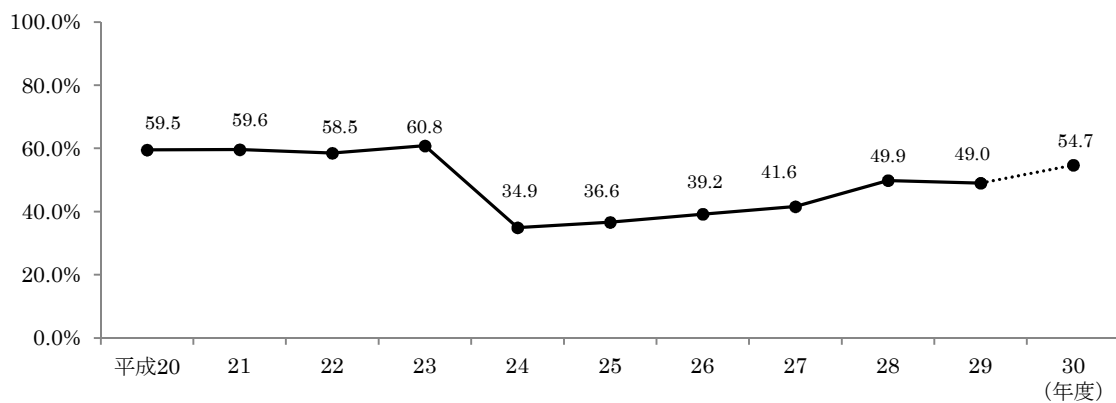
週休制を採用している事業所のうち「完全週休2日制」を実施している事業所は、全体の 54.7% (348 事業所) となっている。規模別では、中小企業が 44.3%、大企業が 81.1% で実施している。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」が 100% と他の産業に比べて高い割合となっている。(第 25 表)

また、平成 20 年度からの完全週休2日制採用状況の推移をみると、24 年度の減少以降、上昇傾向となっている。(第 18 図)

週休制の形態別に適用労働者をみると、何らかの形で週休2日制の適用を受ける労働者は全労働者の 69.1% となっており、また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の 45.6% となっている。(第 26 表)

労働組合の有無別にみると、何らかの形で週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合のある事業所で 59.5%、ない事業所で 73.6% となっている。また、大企業では労働組合のある事業所で 75.0%、ない事業所で 66.4% となっている。(第 27 表)

第 18 図 完全週休2日制の採用状況の推移

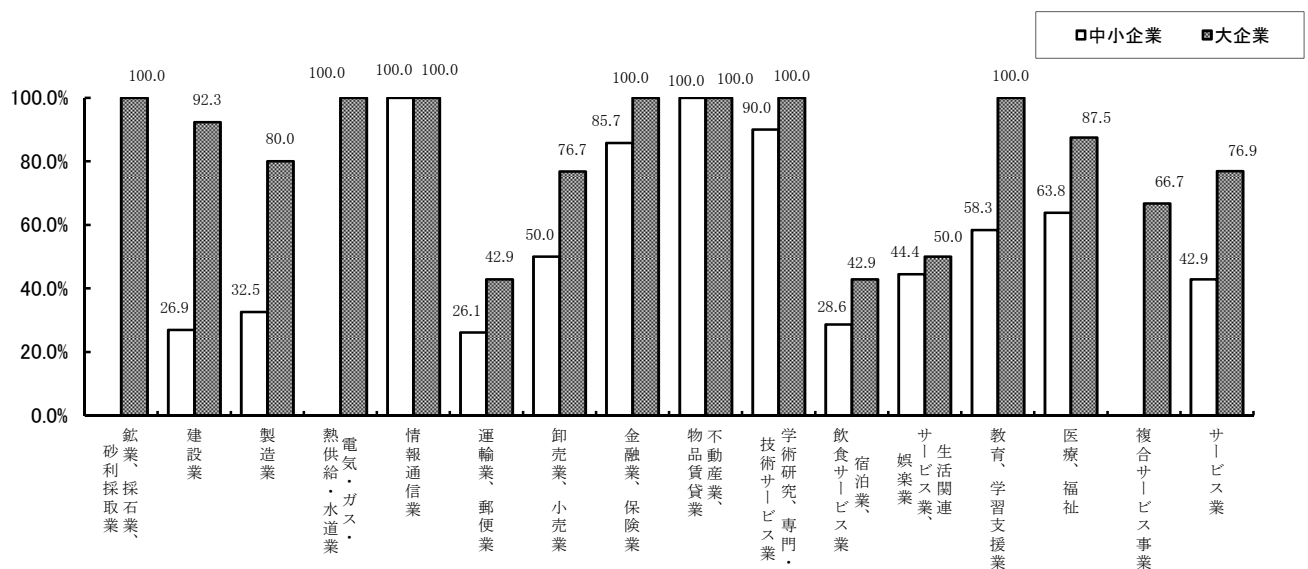


(注) 1 平成 29 年度までの集計について

- (1) 「その他」とは週休1日制，週休1日半制など，何らかの形で週休2日制でないものをいう。
- (2) 「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所については，年間休日数を基に週休制の形態を区分している。  
(例：「年間休日数 105 日以上」であれば，「完全週休2日制」とする。)

2 平成 30 年度より週休制の採用がある事業所のうち，完全週休2日制に最も近いものについて集計。

第 19 図 完全週休2日制の規模別採用状況(産業別事業所割合)



第 25 表 週休制の形態別採用状況(産業別事業所割合)

単位：％

区 分	週休制の採用あり	週休2日制の形態別採用状況						その他	週休制の採用なし
		完全	月3回	隔週	月2回	月1回			
前 年 産 業 計	規 模 計	-	-	-	-	-	-	-	
	中 小 企 業	-	-	-	-	-	-	-	
	大 企 業	-	-	-	-	-	-	-	
産 業 計	規 模 計	77.3	54.7	14.3	10.7	9.9	2.8	7.5	22.7
	中 小 企 業	78.5	44.3	16.4	13.6	13.2	3.7	8.8	21.5
	大 企 業	74.4	81.1	8.9	3.3	1.7	0.6	4.4	25.6
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	100.0	100.0	-	-	-	-	-	0.0
	中 小 企 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-	0.0
建 設 業	規 模 計	77.7	37.5	15.0	22.5	16.3	5.0	3.8	22.3
	中 小 企 業	77.9	26.9	17.9	25.4	19.4	6.0	4.5	22.1
	大 企 業	76.5	92.3	-	7.7	-	-	-	23.5
製 造 業	規 模 計	76.6	34.4	24.2	10.9	18.8	3.9	7.8	23.4
	中 小 企 業	76.4	32.5	24.4	11.4	19.5	4.1	8.1	23.6
	大 企 業	83.3	80.0	20.0	-	-	-	-	16.7
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	40.0	100.0	-	-	-	-	-	60.0
	中 小 企 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-	0.0
情 報 通 信 業	規 模 計	87.5	100.0	-	-	-	-	-	12.5
	中 小 企 業	85.7	100.0	-	-	-	-	-	14.3
	大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-	0.0
運 輸 業、郵便業	規 模 計	65.2	30.0	23.3	3.3	3.3	10.0	30.0	34.8
	中 小 企 業	74.2	26.1	17.4	4.3	4.3	13.0	34.8	25.8
	大 企 業	46.7	42.9	42.9	-	-	-	14.3	53.3
卸 売 業、小売業	規 模 計	85.1	58.8	15.3	11.5	9.2	2.3	3.1	14.9
	中 小 企 業	87.1	50.0	19.3	13.6	11.4	3.4	2.3	12.9
	大 企 業	81.1	76.7	7.0	7.0	4.7	-	4.7	18.9
金 融 業、保険業	規 模 計	91.2	93.5	3.2	-	3.2	-	-	8.8
	中 小 企 業	93.3	85.7	7.1	-	7.1	-	-	6.7
	大 企 業	89.5	100.0	-	-	-	-	-	10.5
不 動 産 業、物品賃貸業	規 模 計	100.0	100.0	-	-	-	-	-	0.0
	中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-	0.0
	大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	規 模 計	88.0	95.5	4.5	-	-	-	-	12.0
	中 小 企 業	83.3	90.0	10.0	-	-	-	-	16.7
	大 企 業	92.3	100.0	-	-	-	-	-	7.7
宿 泊 業、飲食サービス業	規 模 計	55.3	33.3	4.8	14.3	23.8	9.5	14.3	44.7
	中 小 企 業	63.6	28.6	-	14.3	28.6	14.3	14.3	36.4
	大 企 業	43.8	42.9	14.3	14.3	14.3	-	14.3	56.3
生活関連サービス業、娯楽業	規 模 計	72.2	46.2	30.8	7.7	-	7.7	7.7	27.8
	中 小 企 業	81.8	44.4	33.3	11.1	-	-	11.1	18.2
	大 企 業	57.1	50.0	25.0	-	-	25.0	-	42.9
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	75.0	72.2	-	11.1	16.7	-	-	25.0
	中 小 企 業	75.0	58.3	-	16.7	25.0	-	-	25.0
	大 企 業	75.0	100.0	-	-	-	-	-	25.0
医 療、福 祉	規 模 計	68.2	72.2	8.9	4.4	2.2	-	12.2	31.8
	中 小 企 業	73.4	63.8	10.3	5.2	3.4	-	17.2	26.6
	大 企 業	60.4	87.5	6.3	3.1	-	-	3.1	39.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	100.0	62.5	25.0	6.3	-	-	6.3	0.0
	中 小 企 業	100.0	-	-	100.0	-	-	-	0.0
	大 企 業	100.0	66.7	26.7	-	-	-	6.7	0.0
サ ー ビ ス 業	規 模 計	87.2	53.7	4.9	22.0	4.9	-	14.6	12.8
	中 小 企 業	84.8	42.9	3.6	32.1	7.1	-	14.3	15.2
	大 企 業	92.9	76.9	7.7	-	-	-	15.4	7.1

注) 1 平成 29 年度までの集計について

- (1) 「その他」とは週休 1 日制、週休 1 日半制など、何らかの形で週休 2 日制でないものをいう。
- (2) 「1 年単位の変形労働時間制」を採用している事業所については、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。(例：「年間休日数 105 日以上」であれば、「完全週休 2 日制」とする。)

2 平成 30 年度より週休制の採用がある事業所のうち、完全週休 2 日制に最も近いものについて集計。

第 26 表 週休制の形態別採用状況(適用労働者割合)

単位：％

区 分		計	週休2日制の形態別割合					その他
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
適用労働者	前年規模計	-	-	-	-	-	-	-
	規模計	69.1	45.6	12.0	5.2	5.3	1.0	7.0
	中小企業	67.8	36.3	13.6	7.9	8.3	1.6	8.9
	大企業	71.2	59.7	9.7	1.0	0.7	0.1	4.1

第 27 表 労働組合の有無別週休制の形態別採用状況(規模別事業所割合)

単位：％

区 分		計	週休2日制の形態別割合					その他
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
中小企業	労組有	59.5	42.9	7.1	2.4	6.0	1.2	13.1
	労組無	73.6	33.4	13.9	12.1	11.1	3.2	5.8
大企業	労組有	75.0	62.1	8.3	3.0	1.5	0.0	3.0
	労組無	66.4	58.2	4.5	1.8	0.9	0.9	3.6

注) 1 平成 29 年度までの集計について

- (1) 「その他」とは週休1日制、週休1日半制など、何らかの形での週休2日制でないものをいう。
- (2) 「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所については、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。(例：「年間休日数 105 日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)

2 平成 30 年度より週休制の採用がある事業所のうち、完全週休2日制に最も近いものについて集計。

### 3 年次有給休暇

年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は、全体で 16.1 日となっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」の 19.2 日が最も多く、「複合サービス事業」の 18.3 日、「学術研究、専門・技術サービス業」、「運輸業、郵便業」の 18.0 日と続いている。規模別では、一部産業を除き大企業の付与日数がやや多い傾向がみられる。

取得日数は全体で 6.6 日、取得率は 41.1%となっている。取得率を産業別にみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」の 74.0%が最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」の 26.5%が最も低くなっている。(第 28 表)

労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では年次有給休暇の付与日数は、中小企業では 17.5 日、大企業では 15.8 日であり、取得率は中小企業で 46.1%、大企業で 44.3%となっている。取得率を労働組合の有無別でみると、中小企業は労働組合が有る事業所で取得率が高くなっている。(第 29 表)

第 28 表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)
前 年 産 業 計	15.9	6.1	38.3	15.8	5.8	36.6	16.0	6.7	42.1
産 業 計	16.1	6.6	41.1	16.2	6.5	40.1	15.9	6.8	42.7
鉱業、採石業、砂利採取業	19.2	14.2	74.0	-	-	-	19.2	14.2	74.0
建設業	17.4	6.0	34.6	17.4	5.7	32.6	17.4	7.3	42.1
製造業	14.6	6.4	43.6	16.5	7.0	42.3	9.2	4.6	50.1
電気・ガス・熱供給・水道業	17.1	7.6	44.3	17.6	7.0	39.6	15.6	9.6	61.2
情報通信業	17.3	7.6	44.1	17.1	7.6	44.7	20.0	7.6	37.9
運輸業、郵便業	18.0	6.7	37.0	17.6	6.3	36.0	18.5	7.1	38.3
卸売業、小売業	16.5	5.9	35.5	15.1	4.7	31.1	17.9	7.1	39.5
金融業、保険業	17.4	9.8	56.1	18.1	9.1	50.4	16.9	10.2	60.5
不動産業、物品賃貸業	15.4	6.7	43.2	14.7	6.2	42.0	19.0	9.1	47.9
学術研究、専門・技術サービス業	18.0	9.3	51.6	17.7	9.4	53.2	18.4	9.2	49.9
宿泊業、飲食サービス業	12.8	3.5	27.4	12.3	3.9	31.4	13.4	3.1	23.1
生活関連サービス業、娯楽業	16.6	4.4	26.5	14.9	2.7	18.4	18.7	6.5	34.5
教育、学習支援業	15.8	5.3	33.8	14.9	6.8	45.5	16.7	3.8	22.9
医療、福祉	16.0	7.7	47.9	15.8	8.1	51.3	16.3	7.1	43.9
複合サービス事業	18.3	7.9	42.9	18.0	7.5	41.7	18.4	7.9	43.0
サービス業	15.9	7.5	46.9	15.5	7.0	45.3	16.7	8.3	49.8

第 29 表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分		中 小 企 業			大 企 業		
		付与日数(日)	取得日数(日)	取得率(%)	付与日数(日)	取得日数(日)	取得率(%)
前年産業計	労組有	17.4	7.8	44.9	16.4	7.3	44.8
	労組無	15.5	5.5	35.2	15.4	5.7	37.0
産 業 計	労組有	17.5	8.1	46.1	15.8	7.0	44.3
	労組無	15.9	6.1	38.6	16.1	6.4	39.7

#### 4 特別休暇

特別休暇を採用している事業所の割合は、夏季休暇で 34.9%、病気休暇で 22.6%、リフレッシュ休暇で 16.8%、ボランティア休暇で 9.4%、教育訓練休暇(自己啓発のための休暇)で 3.5%、骨髄ドナー休暇で 3.0%となっている。

産業別では、夏季休暇は「複合サービス事業」、病気休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、骨髄ドナー休暇は「鉱業、採石業、砂利採取業」、教育訓練休暇(自己啓発のための休暇)は「学術研究、専門・技術サービス業」が他の産業に比べて高くなっている。(第 30 表)

第 30 表 特別休暇の採用状況

単位：%

区 分	夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ 休 暇	ボランティア 休 暇	教育訓練 休 暇	骨髄ドナー 休 暇	その他
前 年 産 業 計 規 模 計	31.3	21.5	12.4	7.4	3.5	1.6	84.4
中 小 企 業	30.6	16.1	6.6	2.9	2.9	0.8	81.8
大 企 業	33.7	40.0	32.7	22.9	5.4	4.4	93.7
産 業 計 規 模 計	34.9	22.6	16.8	9.4	3.5	3.0	87.0
中 小 企 業	34.8	16.7	9.5	3.8	3.4	1.4	84.2
大 企 業	35.1	36.8	34.3	22.7	3.7	7.0	93.8
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	-	50.0	100.0	100.0	-	50.0	100.0
中 小 企 業	-	-	-	-	-	-	-
大 企 業	-	50.0	100.0	100.0	-	50.0	100.0
建 設 業 規 模 計	39.8	25.2	16.5	1.9	3.9	1.0	87.4
中 小 企 業	38.4	18.6	12.8	-	4.7	1.2	84.9
大 企 業	47.1	58.8	35.3	11.8	-	-	100.0
製 造 業 規 模 計	37.1	12.6	6.0	4.8	3.0	0.6	83.8
中 小 企 業	38.5	13.0	5.6	4.3	3.1	0.6	83.2
大 企 業	-	-	16.7	16.7	-	-	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	40.0	40.0	20.0	60.0	-	-	100.0
中 小 企 業	33.3	33.3	-	66.7	-	-	100.0
大 企 業	50.0	50.0	50.0	50.0	-	-	100.0
情 報 通 信 業 規 模 計	62.5	-	25.0	-	-	-	100.0
中 小 企 業	57.1	-	14.3	-	-	-	100.0
大 企 業	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	19.6	21.7	23.9	17.4	4.3	-	89.1
中 小 企 業	19.4	9.7	6.5	3.2	3.2	-	87.1
大 企 業	20.0	46.7	60.0	46.7	6.7	-	93.3
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	37.7	18.8	16.2	4.5	1.9	1.9	85.1
中 小 企 業	37.6	12.9	7.9	1.0	2.0	1.0	80.2
大 企 業	37.7	30.2	32.1	11.3	1.9	3.8	94.3
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	38.2	44.1	58.8	55.9	5.9	14.7	94.1
中 小 企 業	40.0	40.0	26.7	26.7	-	6.7	93.3
大 企 業	36.8	47.4	84.2	78.9	10.5	21.1	94.7
不 動 産 業 、 物 品 質 貸 業 規 模 計	25.0	50.0	75.0	25.0	-	-	100.0
中 小 企 業	33.3	66.7	66.7	33.3	-	-	100.0
大 企 業	-	-	100.0	-	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	56.0	32.0	28.0	16.0	8.0	-	92.0
中 小 企 業	58.3	25.0	-	-	-	-	91.7
大 企 業	53.8	38.5	53.8	30.8	15.4	-	92.3
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	2.6	26.3	10.5	-	-	-	76.3
中 小 企 業	4.5	9.1	4.5	-	-	-	72.7
大 企 業	-	50.0	18.8	-	-	-	81.3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 規 模 計	11.1	16.7	11.1	16.7	5.6	-	83.3
中 小 企 業	9.1	9.1	9.1	-	9.1	-	81.8
大 企 業	14.3	28.6	14.3	42.9	-	-	85.7
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	50.0	41.7	25.0	12.5	4.2	12.5	79.2
中 小 企 業	43.8	37.5	18.8	6.3	6.3	6.3	87.5
大 企 業	62.5	50.0	37.5	25.0	-	25.0	62.5
医 療 、 福 祉 規 模 計	26.5	25.8	17.4	4.5	6.8	3.8	91.7
中 小 企 業	29.1	21.5	13.9	3.8	7.6	2.5	88.6
大 企 業	22.6	32.1	22.6	5.7	5.7	5.7	96.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	75.0	31.3	-	43.8	-	25.0	100.0
中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0
大 企 業	73.3	26.7	-	46.7	-	26.7	100.0
サ ー ビ ス 業 規 模 計	42.6	21.3	10.6	8.5	-	4.3	85.1
中 小 企 業	33.3	15.2	6.1	6.1	-	3.0	78.8
大 企 業	64.3	35.7	21.4	14.3	-	7.1	100.0

(注) 1 リフレッシュ休暇とは、労働者の勤続年数の節目(10年、20年等)に、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいう。

2 ボランティア休暇とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇制度をいう。

3 教育訓練休暇とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために取得できる休暇をいう。

## 第6 育児休業制度

### 1 育児休業制度の規定状況

回答のあった823事業所のうち、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は93.9%となっている。規模別では、中小企業で91.9%、大企業で98.8%と大企業の割合が高くなっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「複合サービス事業」が100%となっている。

制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所のうち、取得可能な休業期間が「子が2歳に達するまで」が82.8%となっている。一方、「子が3歳に達するまで」が5.7%、「子の小学校就学まで」が0.6%となっている。(第31表)

また、平成20年度からの育児休業制度の規定状況の推移をみると、総じて上昇傾向にある。(第21図)

第31表 育児休業制度の規定状況

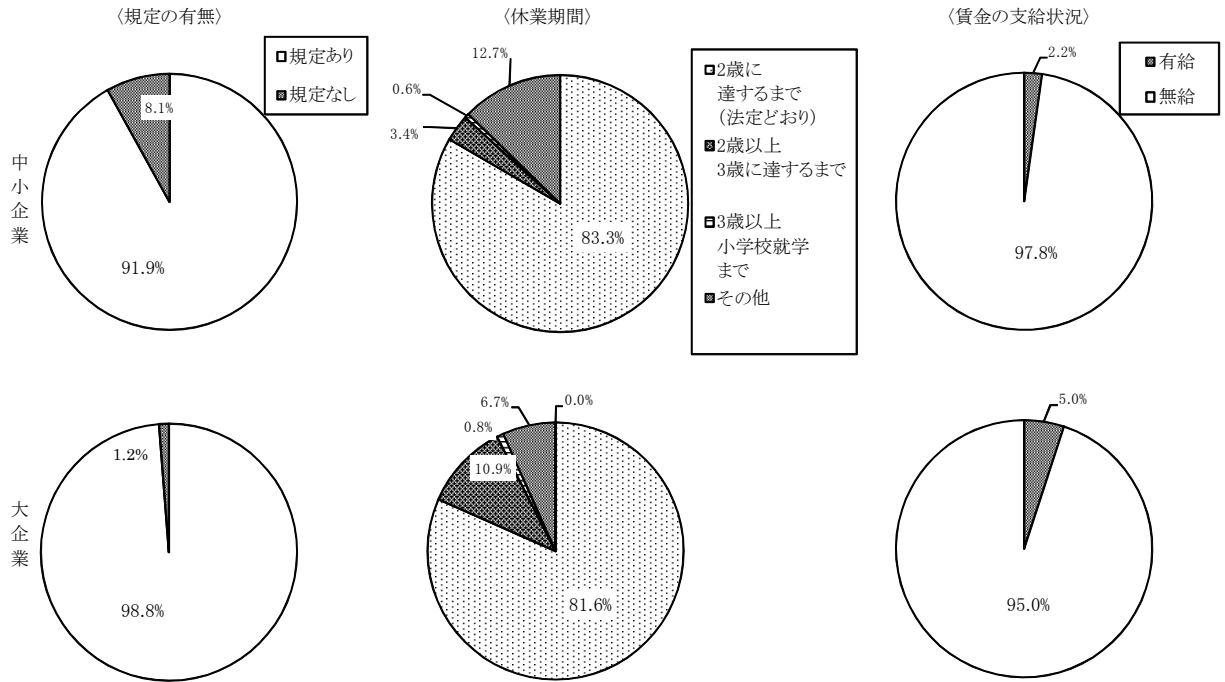
単位：%

区 分	育児休業制度を定めている事業所	休 業 期 間				有給事業所	
		2歳に達するまで(法定どおり)	2歳以上3歳に達するまで	3歳以上小学校就学まで	その他		
前年産業計	規模計	90.4	-	4.9	0.6	4.9	4.1
	中小企業	87.7	-	1.9	0.3	4.8	3.4
	大企業	100.0	-	14.1	1.5	5.4	6.3
産 業 計	規模計	93.9	82.8	5.7	0.6	10.9	3.1
	中小企業	91.9	83.3	3.4	0.6	12.7	2.2
	大企業	98.8	81.6	10.9	0.8	6.7	5.0
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	100.0	-	-	-	100.0
	中小企業	-	-	-	-	-	-
	大企業	100.0	100.0	-	-	-	100.0
建 設 業	規模計	91.3	83.0	2.1	-	14.9	1.1
	中小企業	89.5	81.8	1.3	-	16.9	1.3
	大企業	100.0	88.2	5.9	-	5.9	-
製 造 業	規模計	90.4	83.4	3.3	1.3	11.9	2.6
	中小企業	90.1	83.4	3.4	1.4	11.7	2.8
	大企業	100.0	83.3	-	-	16.7	-
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	100.0	80.0	20.0	-	-	-
	中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-
	大企業	100.0	50.0	50.0	-	-	-
情 報 通 信 業	規模計	100.0	100.0	-	-	-	-
	中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-
	大企業	100.0	100.0	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	規模計	97.8	73.3	8.9	2.2	15.6	-
	中小企業	96.8	80.0	-	3.3	16.7	-
	大企業	100.0	60.0	26.7	-	13.3	-
卸 売 業、小 売 業	規模計	94.2	80.7	6.9	1.4	11.0	4.1
	中小企業	91.1	83.7	4.3	-	12.0	3.3
	大企業	100.0	75.5	11.3	3.8	9.4	5.7
金 融 業、保 険 業	規模計	97.1	81.8	15.2	-	3.0	9.1
	中小企業	100.0	80.0	13.3	-	6.7	-
	大企業	94.7	83.3	16.7	-	-	16.7
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	100.0	100.0	-	-	-	-
	中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-
	大企業	100.0	100.0	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	100.0	88.0	12.0	-	-	-
	中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-
	大企業	100.0	76.9	23.1	-	-	-
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	84.2	93.8	3.1	-	3.1	3.1
	中小企業	77.3	88.2	5.9	-	5.9	-
	大企業	93.8	100.0	-	-	-	6.7
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規模計	94.4	82.4	5.9	-	11.8	5.9
	中小企業	90.9	80.0	-	-	20.0	10.0
	大企業	100.0	85.7	14.3	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	規模計	91.7	81.8	13.6	-	4.5	-
	中小企業	87.5	85.7	7.1	-	7.1	-
	大企業	100.0	75.0	25.0	-	-	-
医 療、福 祉	規模計	98.5	85.4	3.8	-	10.8	3.1
	中小企業	98.7	82.1	3.8	-	14.1	2.6
	大企業	98.1	90.4	3.8	-	5.8	3.8
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	100.0	75.0	18.8	-	6.3	6.3
	中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-
	大企業	100.0	73.3	20.0	-	6.7	6.7
サ ー ビ ス 業	規模計	93.6	77.3	2.3	-	20.5	2.3
	中小企業	90.9	76.7	3.3	-	20.0	3.3
	大企業	100.0	78.6	-	-	21.4	-

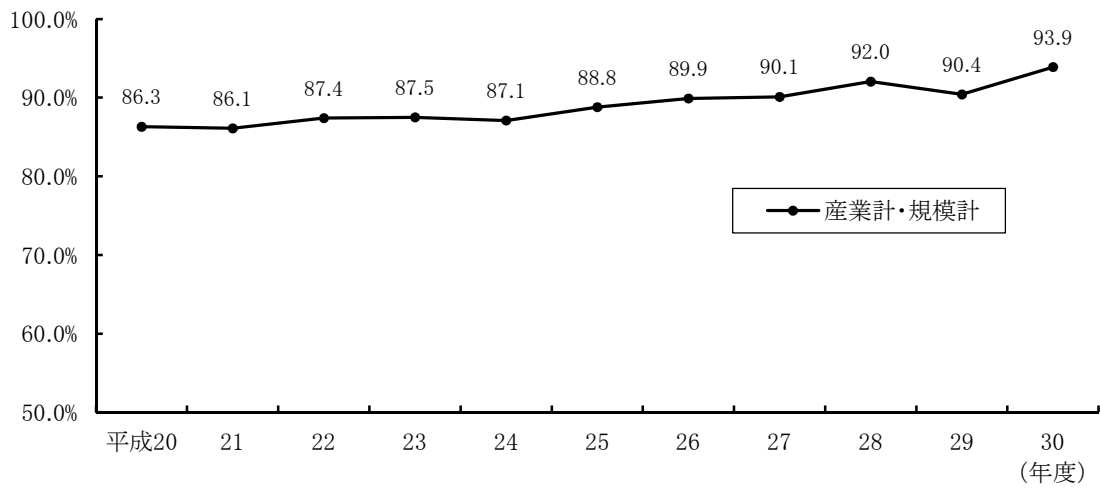
(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

2 平成30年度より休業期間項目の一部を変更。

## 第20図 育児休業制度



## 第21図 育児休業制度の規定状況の推移



## 2 育児休業制度の利用状況

### (1) 育児休業制度利用の事業所割合

平成 29 年7月1日から平成 30 年6月 30 日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度の利用者(予定含む)がいた事業所の割合は 62.8%となっている。規模別では中小企業で 62.3%、大企業で 63.8%となっており、大企業での利用者割合が高くなっている。(第 32 表)

第 32 表 育児休業制度利用の事業所数

区 分	出産者がいた(配偶者が出産した男性を含む)事業所計		育児休業制度の利用者がいた事業所(予定含む)		育児休業制度の利用者がいなかった事業所	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前 年 規 模 計	323	(100.0%)	232	(71.8%)	91	(28.2%)
規 模 計	296	(100.0%)	186	(62.8%)	110	(37.2%)
中 小 企 業	191	(100.0%)	119	(62.3%)	72	(37.7%)
大 企 業	105	(100.0%)	67	(63.8%)	38	(36.2%)

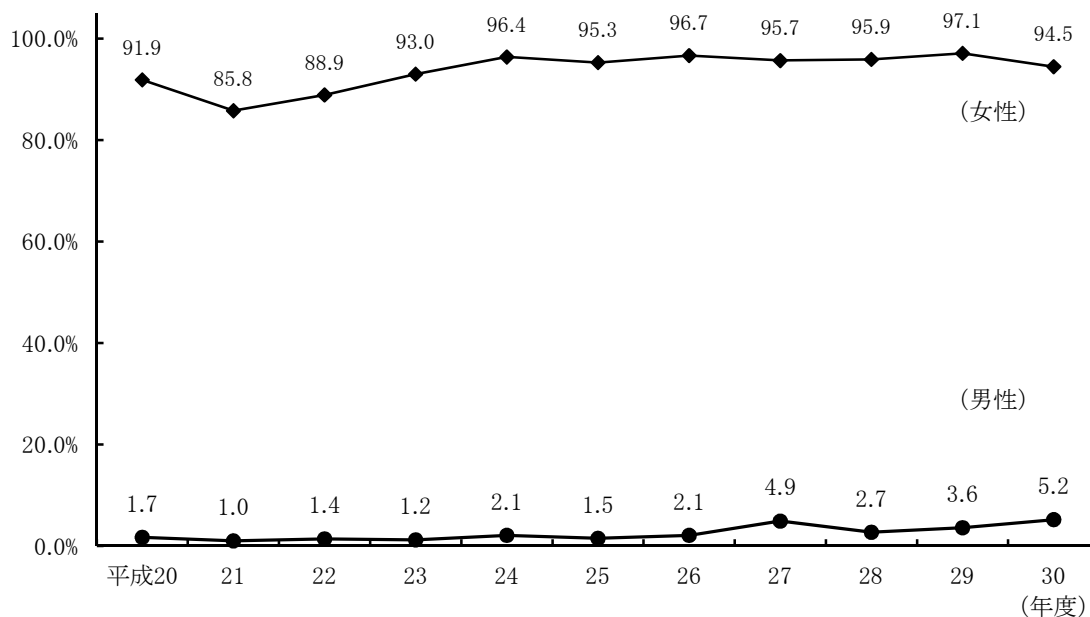
(注) ( )内は全体に占める割合

### (2) 育児休業制度利用の労働者割合

平成 29 年7月1日から平成 30 年6月 30 日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は 17 人で、5.2%となっている。「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は 326 人で、94.5%となっている。(第 33 表)

平成 20 年度からの男女別育児休業制度利用労働者割合の推移をみると、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については、平成 26 年度以降は、概ね増加傾向となっている。また、「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については、平成 24 年度以降はほぼ横ばいで推移していたが、平成 30 年度は減少した。(第 22 図)

第 22 図 男女別育児休業制度の利用労働者割合の推移





第 33 表 育児休業制度利用の労働者数

区 分	男 性					女 性					
	配偶者が 出産した 労働者	育児休業制度を 利用した労働者 (予定含む)		育児休業制度を 利用しなかった 労働者		出産した 労働者	育児休業制度を 利用した労働者 (予定含む)		育児休業制度を 利用しなかった 労働者		
		集計数 (人)	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)		構成比	集計数 (人)	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)
前 年 産 業 計	規 模 計	364	13	(3.6%)	351	(96.4%)	487	473	(97.1%)	14	(2.9%)
	中 小 企 業	211	8	(3.8%)	203	(96.2%)	222	216	(97.3%)	6	(2.7%)
	大 企 業	153	5	(3.3%)	148	(96.7%)	265	257	(97.0%)	8	(3.0%)
産 業 計	規 模 計	330	17	(5.2%)	313	(94.8%)	345	326	(94.5%)	19	(5.5%)
	中 小 企 業	203	13	(6.4%)	190	(93.6%)	203	194	(95.6%)	9	(4.4%)
	大 企 業	127	4	(3.1%)	123	(96.9%)	142	132	(93.0%)	10	(7.0%)
鉱 業、採石業、 砂利採取業	規 模 計	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	2	2	<100.0%>	0	<0.0%>
	中 小 企 業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
	大 企 業	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	2	2	<100.0%>	0	<0.0%>
建 設 業	規 模 計	49	3	<6.1%>	46	<93.9%>	17	15	<88.2%>	2	<11.8%>
	中 小 企 業	34	3	<8.8%>	31	<91.2%>	13	11	<84.6%>	2	<15.4%>
	大 企 業	15	0	<0.0%>	15	<100.0%>	4	4	<100.0%>	0	<0.0%>
製 造 業	規 模 計	105	6	<5.7%>	99	<94.3%>	53	51	<96.2%>	2	<3.8%>
	中 小 企 業	79	5	<6.3%>	74	<93.7%>	38	37	<97.4%>	1	<2.6%>
	大 企 業	26	1	<3.8%>	25	<96.2%>	15	14	<93.3%>	1	<6.7%>
電 気・ガス・ 熱供給・水道業	規 模 計	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->
	中 小 企 業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->
	大 企 業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
情 報 通 信 業	規 模 計	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>
	中 小 企 業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>
	大 企 業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計	28	1	<3.6%>	27	<96.4%>	10	9	<90.0%>	1	<10.0%>
	中 小 企 業	15	1	<6.7%>	14	<93.3%>	3	3	<100.0%>	0	<0.0%>
	大 企 業	13	0	<0.0%>	13	<100.0%>	7	6	<85.7%>	1	<14.3%>
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	35	2	<5.7%>	33	<94.3%>	50	45	<90.0%>	5	<10.0%>
	中 小 企 業	20	2	<10.0%>	18	<90.0%>	38	35	<92.1%>	3	<7.9%>
	大 企 業	15	0	<0.0%>	15	<100.0%>	12	10	<83.3%>	2	<16.7%>
金 融 業、保 険 業	規 模 計	19	0	<0.0%>	19	<100.0%>	13	12	<92.3%>	1	<7.7%>
	中 小 企 業	10	0	<0.0%>	10	<100.0%>	6	5	<83.3%>	1	<16.7%>
	大 企 業	9	0	<0.0%>	9	<100.0%>	7	7	<100.0%>	0	<0.0%>
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	-	-	<->	-	<->
	中 小 企 業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->
	大 企 業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->
学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計	13	0	<0.0%>	13	<100.0%>	3	3	<100.0%>	0	<0.0%>
	中 小 企 業	10	0	<0.0%>	10	<100.0%>	2	2	<100.0%>	0	<0.0%>
	大 企 業	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>
宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	8	8	<100.0%>	0	<0.0%>
	中 小 企 業	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	4	4	<100.0%>	0	<0.0%>
	大 企 業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	4	4	<100.0%>	0	<0.0%>
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	規 模 計	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>	8	8	<100.0%>	0	<0.0%>
	中 小 企 業	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	7	7	<100.0%>	0	<0.0%>
	大 企 業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	6	5	<83.3%>	1	<16.7%>
	中 小 企 業	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	2	2	<100.0%>	0	<0.0%>
	大 企 業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	4	3	<75.0%>	1	<25.0%>
医 療、福 祉	規 模 計	40	5	<12.5%>	35	<87.5%>	133	127	<95.5%>	6	<4.5%>
	中 小 企 業	14	2	<14.3%>	12	<85.7%>	57	56	<98.2%>	1	<1.8%>
	大 企 業	26	3	<11.5%>	23	<88.5%>	76	71	<93.4%>	5	<6.6%>
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	9	0	<0.0%>	9	<100.0%>	6	6	<100.0%>	0	<0.0%>
	中 小 企 業	-	-	<->	-	<->	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>
	大 企 業	9	0	<0.0%>	9	<100.0%>	5	5	<100.0%>	0	<0.0%>
サ ー ビ ス 業	規 模 計	16	0	<0.0%>	16	<100.0%>	35	34	<97.1%>	1	<2.9%>
	中 小 企 業	11	0	<0.0%>	11	<100.0%>	31	30	<96.8%>	1	<3.2%>
	大 企 業	5	0	<0.0%>	5	<100.0%>	4	4	<100.0%>	0	<0.0%>

(注) 1 ( )内は全体に占める割合、< >内は各区分に占める割合

## 第7 育児参加のための独自休暇制度

### 1 育児参加のための独自休暇制度の規定状況

回答のあった823事業所のうち、育児参加のための独自休暇制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は17.7%となっている。規模別では、中小企業で14.8%、大企業で24.8%と大企業の割合が高くなっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」が50.0%、「生活関連サービス業、娯楽業」が33.3%、「学術研究、専門・技術サービス業」が28.0%となっている。

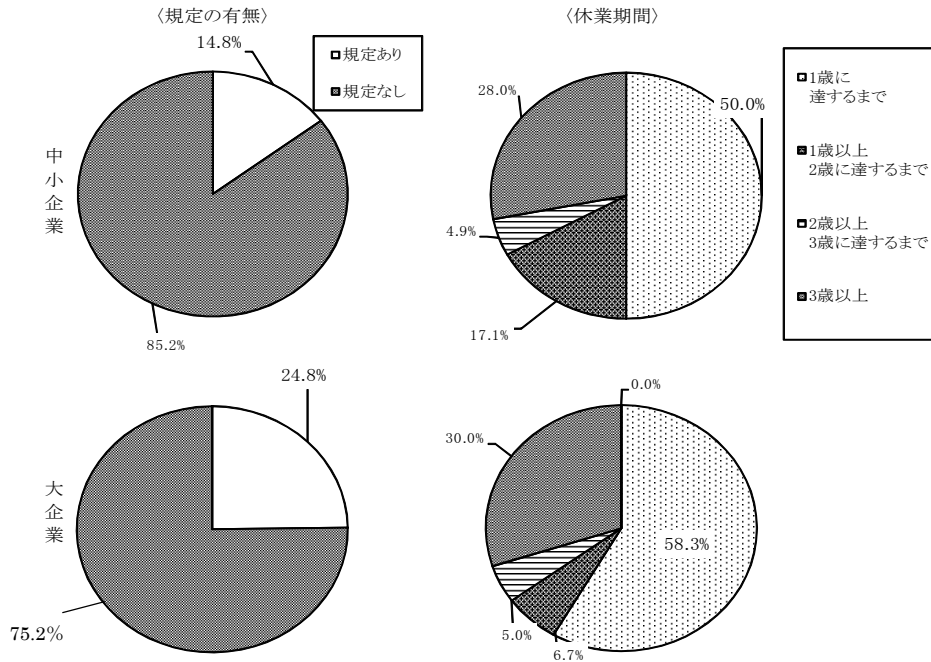
制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所のうち、取得可能な休業期間が「子が1歳に達するまで」が53.5%となっている。一方、子が「2歳に達するまで」が12.7%、「子が3歳に達するまで」が4.9%、「子が3歳以上」が28.9%となっている。(第34表)

第34表 育児参加のための独自休業制度の規定状況

単位：%

区 分	育児参加のための独自の休暇制度を定めている事業所	休 業 期 間			
		1歳に達するまで	1歳以上2歳に達するまで	2歳以上3歳に達するまで	3歳以上
前年産業計	規模計	-	-	-	-
	中小企業	-	-	-	-
	大企業	-	-	-	-
産 業 計	規模計	17.7	53.5	12.7	4.9
	中小企業	14.8	50.0	17.1	4.9
	大企業	24.8	58.3	6.7	5.0
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	50.0	100.0	-	-
	中小企業	-	-	-	-
	大企業	50.0	100.0	-	-
建 設 業	規模計	24.3	62.5	20.8	-
	中小企業	19.8	56.3	25.0	-
	大企業	47.1	75.0	12.5	-
製 造 業	規模計	12.0	27.8	22.2	16.7
	中小企業	12.4	27.8	22.2	16.7
	大企業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	20.0	-	-	100.0
	中小企業	-	-	-	-
	大企業	50.0	-	-	100.0
情 報 通 信 業	規模計	25.0	50.0	-	-
	中小企業	14.3	-	-	-
	大企業	100.0	100.0	-	-
運 輸 業、郵 便 業	規模計	21.7	40.0	20.0	-
	中小企業	16.1	60.0	20.0	-
	大企業	33.3	20.0	20.0	-
卸 売 業、小 売 業	規模計	14.3	47.6	19.0	4.8
	中小企業	8.9	25.0	25.0	12.5
	大企業	24.5	61.5	15.4	-
金 融 業、保 険 業	規模計	26.5	77.8	-	-
	中小企業	26.7	50.0	-	-
	大企業	26.3	100.0	-	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	-	-	-	-
	中小企業	-	-	-	-
	大企業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	28.0	57.1	-	-
	中小企業	16.7	100.0	-	-
	大企業	38.5	40.0	-	-
宿 泊 業、飲 食 サービス業	規模計	5.3	-	50.0	-
	中小企業	4.5	-	100.0	-
	大企業	6.3	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	規模計	33.3	66.7	16.7	-
	中小企業	45.5	80.0	20.0	-
	大企業	14.3	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	規模計	20.8	80.0	-	-
	中小企業	18.8	100.0	-	-
	大企業	25.0	50.0	-	-
医 療、福 祉	規模計	19.7	61.5	3.8	3.8
	中小企業	17.7	57.1	7.1	-
	大企業	22.6	66.7	-	8.3
複 合 サービス 事 業	規模計	18.8	33.3	-	33.3
	中小企業	-	-	-	-
	大企業	20.0	33.3	-	33.3
サ ー ビ ス 業	規模計	14.9	57.1	-	-
	中小企業	15.2	60.0	-	-
	大企業	14.3	50.0	-	-

## 第 22 図 育児参加のための独自休業制度



### 2 育児参加のための独自休暇制度の利用状況

#### (1) 育児参加のための独自休暇制度利用の事業所割合

平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの 1 年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児参加のための独自休暇制度の利用者がいた事業所の割合は 9.1%となっている。規模別では中小企業で 8.9%、大企業で 9.5%となっており、大企業での利用者割合が高くなっている。(第 35 表)

第 35 表 育児参加のための独自休暇制度利用の事業所数

区 分	出産者がいた(配偶者が出産した男性を含む)事業所計		育児参加のための独自休暇制度の利用者がいた事業所(予定含む)		育児参加のための独自休暇制度の利用者がいなかった事業所	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前 年 規 模 計	-	-	-	-	-	-
規 模 計	296	(100.0%)	27	(9.1%)	269	(90.9%)
中 小 企 業	191	(100.0%)	17	(8.9%)	174	(91.1%)
大 企 業	105	(100.0%)	10	(9.5%)	95	(90.5%)

(注) ( )内は全体に占める割合

#### (2) 育児参加のための独自休暇制度利用の労働者割合

平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児参加のための独自休暇制度を利用した労働者は 23 人で、7.0%となっている。「出産した女性労働者」のうち、育児参加のための独自休暇制度を利用した労働者は 21 人で、6.1%となっている。(第 36 表)

第 36 表 育児参加のための独自休暇制度利用の労働者数

区 分	男 性				女 性					
	配偶者が 出産した 労働者	独自の 育児参加休暇制度を 利用した労働者		独自の 育児参加休暇制度を 利用しなかった労働者		出産した 労働者	独自の 育児参加休暇制度を 利用した労働者		独自の 育児参加休暇制度を 利用しなかった労働者	
		集計数 (人)	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)		構成比	集計数 (人)	集計数 (人)	構成比
前年産業計規模計	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
中小企業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
大企業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
産 業 計 規 模 計	330	23	(7.0%)	307	(93.0%)	345	21	(6.1%)	324	(93.9%)
中小企業	203	17	(8.4%)	186	(91.6%)	203	13	(6.4%)	190	(93.6%)
大企業	127	6	(4.7%)	121	(95.3%)	142	8	(5.6%)	134	(94.4%)
鉱業、採石業、規模計	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>
砂利採取業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
中小企業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
大企業	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>
建設業規模計	49	1	<2.0%>	48	<98.0%>	17	2	<11.8%>	15	<88.2%>
中小企業	34	1	<2.9%>	33	<97.1%>	13	1	<7.7%>	12	<92.3%>
大企業	15	0	<0.0%>	15	<100.0%>	4	1	<25.0%>	3	<75.0%>
製造業規模計	105	6	<5.7%>	99	<94.3%>	53	0	<0.0%>	53	<100.0%>
中小企業	79	6	<7.6%>	73	<92.4%>	38	0	<0.0%>	38	<100.0%>
大企業	26	0	<0.0%>	26	<100.0%>	15	0	<0.0%>	15	<100.0%>
電気・ガス・規模計	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->
熱供給・水道業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
中小企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->
大企業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
情報通信業規模計	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>
中小企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>
大企業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
運輸業、郵便業規模計	28	1	<3.6%>	27	<96.4%>	10	3	<30.0%>	7	<70.0%>
中小企業	15	1	<6.7%>	14	<93.3%>	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>
大企業	13	0	<0.0%>	13	<100.0%>	7	3	<42.9%>	4	<57.1%>
卸売業、小売業規模計	35	1	<2.9%>	34	<97.1%>	50	4	<8.0%>	46	<92.0%>
中小企業	20	0	<0.0%>	20	<100.0%>	38	2	<5.3%>	36	<94.7%>
大企業	15	1	<6.7%>	14	<93.3%>	12	2	<16.7%>	10	<83.3%>
金融業、保険業規模計	19	4	<21.1%>	15	<78.9%>	13	0	<0.0%>	13	<100.0%>
中小企業	10	2	<20.0%>	8	<80.0%>	6	0	<0.0%>	6	<100.0%>
大企業	9	2	<22.2%>	7	<77.8%>	7	0	<0.0%>	7	<100.0%>
不動産業、物品賃貸業規模計	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	-	-	<->	-	<->
中小企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->
大企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->
学術研究、規模計	13	1	<7.7%>	12	<92.3%>	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>
専門・技術サービス業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
中小企業	10	1	<10.0%>	9	<90.0%>	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>
大企業	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>
宿泊業、規模計	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	8	0	<0.0%>	8	<100.0%>
飲食サービス業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
中小企業	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>
大企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>
生活関連サービス業、規模計	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>	8	6	<75.0%>	2	<25.0%>
娯楽業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->
中小企業	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	7	5	<71.4%>	2	<28.6%>
大企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>
教育、学習支援業規模計	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	6	0	<0.0%>	6	<100.0%>
中小企業	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>
大企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>
医療、福祉規模計	40	7	<17.5%>	33	<82.5%>	133	5	<3.8%>	128	<96.2%>
中小企業	14	6	<42.9%>	8	<57.1%>	57	5	<8.8%>	52	<91.2%>
大企業	26	1	<3.8%>	25	<96.2%>	76	0	<0.0%>	76	<100.0%>
複合サービス事業規模計	9	0	<0.0%>	9	<100.0%>	6	1	<16.7%>	5	<83.3%>
中小企業	-	-	<->	-	<->	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>
大企業	9	0	<0.0%>	9	<100.0%>	5	1	<20.0%>	4	<80.0%>
サービス業規模計	16	2	<12.5%>	14	<87.5%>	35	0	<0.0%>	35	<100.0%>
中小企業	11	0	<0.0%>	11	<100.0%>	31	0	<0.0%>	31	<100.0%>
大企業	5	2	<40.0%>	3	<60.0%>	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>

(注) 1 ( )内は全体に占める割合、< >内は各区分に占める割合

## 第8 介護休業制度

### 1 介護休業制度の規定状況

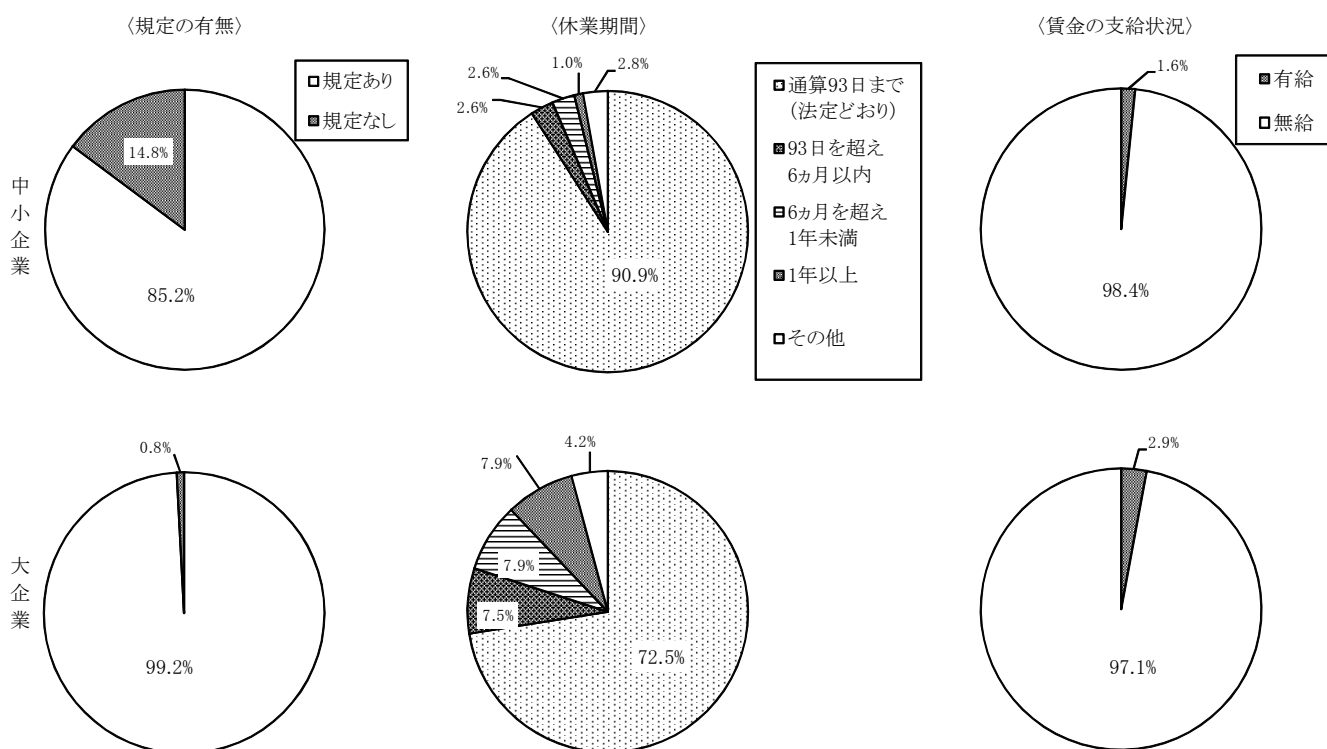
介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所の割合は、89.3%となっている。このうち、取得可能な休業期間が「通算93日まで」である事業所は84.9%となっている。

「93日を超える」事業所について、産業別では「金融業、保険業」が61.8%と高くなっている。

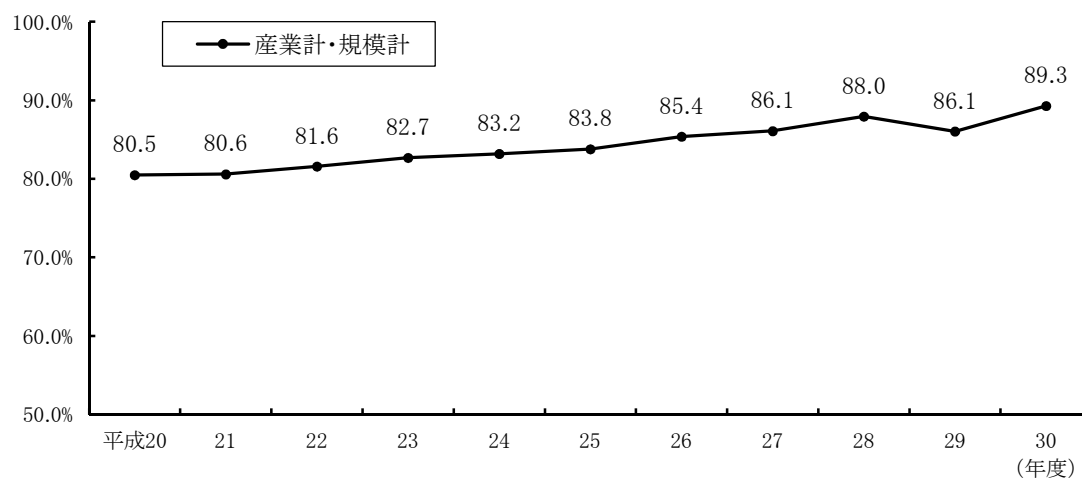
なお、休業中、中小企業では1.6%、大企業では2.9%が有給となっている。（第37表）

また、平成20年度からの介護休業制度の規定状況の推移をみると、総じて増加傾向にある。（第24図）

第23図 介護休業制度



第24図 介護休業制度の規定状況の推移



第 37 表 介護休業制度の規定状況

単位：%

区 分	介護休業 制度を定 めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所
		通算93日まで (法定どおり)	93日を超え 6ヵ月以内	6ヵ月を超え 1年未満	1年以上	その他	
前 年 産 業 計 規 模 計	86.1	86.3	3.0	6.5	2.2	2.0	2.5
中 小 企 業	82.3	93.7	1.2	2.7	0.7	1.7	2.6
大 企 業	99.0	65.0	8.4	17.2	6.4	3.0	2.5
産 業 計 規 模 計	89.3	84.9	4.2	4.4	3.3	3.3	2.0
中 小 企 業	85.2	90.9	2.6	2.6	1.0	2.8	1.6
大 企 業	99.2	72.5	7.5	7.9	7.9	4.2	2.9
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	100.0	50.0	-	-	50.0	-	100.0
中 小 企 業	-	-	-	-	-	-	-
大 企 業	100.0	50.0	-	-	50.0	-	100.0
建 設 業 規 模 計	88.3	91.2	1.1	2.2	-	5.5	3.3
中 小 企 業	86.0	89.2	1.4	2.7	-	6.8	2.7
大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	5.9
製 造 業 規 模 計	82.0	92.0	1.5	1.5	1.5	3.6	1.5
中 小 企 業	81.4	93.1	0.8	1.5	0.8	3.8	1.5
大 企 業	100.0	66.7	16.7	-	16.7	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	100.0	60.0	-	20.0	20.0	-	-
中 小 企 業	100.0	66.7	-	33.3	-	-	-
大 企 業	100.0	50.0	-	-	50.0	-	-
情 報 通 信 業 規 模 計	100.0	87.5	-	-	12.5	-	-
中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大 企 業	100.0	-	-	-	100.0	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	95.7	81.8	-	4.5	4.5	9.1	-
中 小 企 業	93.5	96.6	-	3.4	-	-	-
大 企 業	100.0	53.3	-	6.7	13.3	26.7	-
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	90.9	80.7	6.4	6.4	4.3	2.1	3.6
中 小 企 業	86.1	89.7	5.7	1.1	1.1	2.3	1.1
大 企 業	100.0	66.0	7.5	15.1	9.4	1.9	7.5
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	100.0	35.3	8.8	29.4	23.5	2.9	5.9
中 小 企 業	100.0	60.0	-	20.0	20.0	-	13.3
大 企 業	100.0	15.8	15.8	36.8	26.3	5.3	-
不 動 産 業 、 物 品 質 貸 業 規 模 計	100.0	100.0	-	-	-	-	-
中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	96.0	70.8	8.3	8.3	8.3	4.2	-
中 小 企 業	91.7	100.0	-	-	-	-	-
大 企 業	100.0	46.2	15.4	15.4	15.4	7.7	-
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	78.9	90.0	3.3	-	-	6.7	-
中 小 企 業	72.7	93.8	6.3	-	-	-	-
大 企 業	87.5	85.7	-	-	-	14.3	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 規 模 計	88.9	93.8	-	-	-	6.3	-
中 小 企 業	81.8	100.0	-	-	-	-	-
大 企 業	100.0	85.7	-	-	-	14.3	-
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	83.3	80.0	15.0	5.0	-	-	-
中 小 企 業	75.0	83.3	8.3	8.3	-	-	-
大 企 業	100.0	75.0	25.0	-	-	-	-
医 療 、 福 祉 規 模 計	93.2	93.5	4.9	1.6	-	-	0.8
中 小 企 業	88.6	91.4	5.7	2.9	-	-	1.4
大 企 業	100.0	96.2	3.8	-	-	-	-
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	100.0	75.0	25.0	-	-	-	-
中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大 企 業	100.0	73.3	26.7	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 規 模 計	87.2	90.2	-	2.4	2.4	4.9	-
中 小 企 業	81.8	92.6	-	-	-	7.4	-
大 企 業	100.0	85.7	-	7.1	7.1	-	-

(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

## 2 介護休業制度の利用状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所で、平成 29 年7月1日から平成 30 年6月 30 日までに介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は 2.2%となっている。規模別では中小企業が 2.0%、大企業が 2.5%となっている。(第 38 表)

また、平成 20 年度からの介護休業制度の利用状況の推移をみると、平成 20 年度の 2.6%をピークに、その後は減少となったが、平成 25 年度以降、一部の年度を除き増加傾向となっている。(第 26 図)

第 38 表 介護休業制度利用の事業所数

区 分	介護休業制度の規定がある事業所計		介護休業制度の利用者がいた事業所		介護休業制度の利用者がいなかった事業所	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前年規模計	790	(100.0%)	13	(1.6%)	777	(98.4%)
規模計	735	(100.0%)	16	(2.2%)	719	(97.8%)
中小企業	495	(100.0%)	10	(2.0%)	485	(98.0%)
大企業	240	(100.0%)	6	(2.5%)	234	(97.5%)

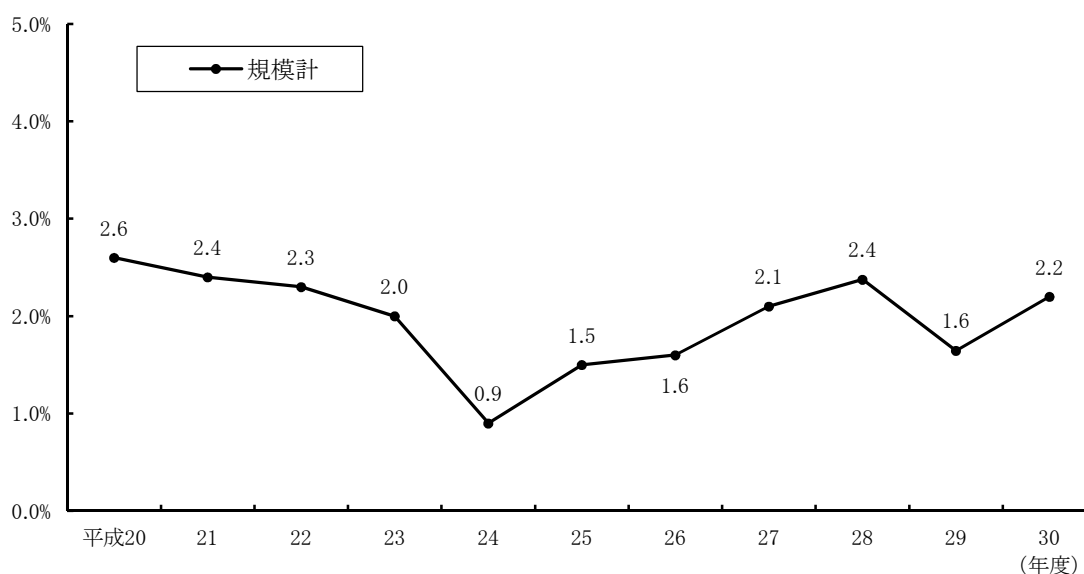
(注) ( )内は全体に占める割合

第 39 表 介護休業制度利用の利用者数

区 分	利用者計		男 性		女 性	
	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比
前年規模計	13	(100.0%)	5	(38.5%)	8	(61.5%)
規模計	17	(100.0%)	6	(35.3%)	11	(64.7%)
中小企業	11	(100.0%)	3	(27.3%)	8	(72.7%)
大企業	6	(100.0%)	3	(50.0%)	3	(50.0%)

(注) ( )内は全体に占める割合

第 26 図 介護休業制度の利用状況の推移(利用者がいた事業所の割合)



## 第9 仕事と家庭の両立のための支援制度

働きながら育児や介護をする労働者に対する支援制度のある事業所の割合は、育児に関するもの全体で、77.2%、規模別では中小企業で70.1%、大企業で94.2%となっている。介護に関するもの全体では74.7%、規模別では中小企業で67.1%、大企業で93.0%となっている。産業別では、育児では「鉱業、採石業、砂利採取業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」が100%で、「学術研究、専門・技術サービス業」が96.0%で続いている。介護では「鉱業、採石業、砂利採取業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」が100%で、「学術研究、専門・技術サービス業」が96.0%で続いている。

支援制度についてみると、育児では、育児に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で91.5%、続いて「子の看護休暇制度」の78.1%、「所定外労働の免除」の72.9%となっている。一方、「経費の援助措置」は1.7%、「事業所内託児所」は1.3%となっている。

また、介護では、介護に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で87.8%、続いて「介護休暇制度」の78.9%、「所定外労働の免除」の70.6%、「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」の41.6%となっている。一方、「再雇用制度」は10.9%、「フレックスタイム制」は6.0%、「経費の援助措置」は1.3%となっている。(第40表)



第 40 表 仕事と家庭の両立のための支援制度【育児に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度(複数回答)									
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置 転換の際 の配慮	子の看護 休暇制度	配偶者の 出産直後 の休暇	事業所内 託児所
前年産業計規模計	69.8	87.0	6.9	43.5	1.9	9.1	70.9	23.6	73.9	28.2	2.0
中小企業	63.5	83.6	7.3	43.2	1.1	6.9	63.9	20.0	69.0	23.5	1.1
大企業	91.7	95.2	5.9	44.1	3.7	14.4	87.8	32.4	85.6	39.4	4.3
産 業 計 規 模 計	77.2	91.5	6.3	43.6	1.7	11.7	72.9	23.9	78.1	33.4	1.3
中小企業	70.1	89.2	4.9	44.2	0.5	9.3	67.6	20.6	73.2	24.8	0.2
大企業	94.2	95.6	8.8	42.5	3.9	15.8	82.5	29.8	86.8	48.7	3.1
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0	-	100.0	-	100.0	100.0	-
中小企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大企業	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0	-	100.0	-	100.0	100.0	-
建 設 業 規 模 計	69.9	87.5	5.6	47.2	-	6.9	65.3	19.4	75.0	29.2	-
中小企業	66.3	86.0	5.3	45.6	-	7.0	59.6	14.0	68.4	21.1	-
大企業	88.2	93.3	6.7	53.3	-	6.7	86.7	40.0	100.0	60.0	-
製 造 業 規 模 計	65.3	88.1	8.3	33.0	-	8.3	65.1	9.2	70.6	22.9	-
中小企業	64.6	88.5	6.7	33.7	-	8.7	63.5	9.6	70.2	22.1	-
大企業	83.3	80.0	40.0	20.0	-	-	100.0	-	80.0	40.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	80.0	75.0	25.0	25.0	25.0	-	75.0	25.0	50.0	100.0	-
中小企業	66.7	50.0	-	50.0	-	-	100.0	-	50.0	100.0	-
大企業	100.0	100.0	50.0	-	50.0	-	50.0	50.0	50.0	100.0	-
情 報 通 信 業 規 模 計	100.0	100.0	25.0	50.0	-	-	62.5	37.5	87.5	50.0	-
中小企業	100.0	100.0	28.6	57.1	-	-	57.1	28.6	85.7	42.9	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	78.3	94.4	8.3	30.6	2.8	27.8	72.2	16.7	66.7	30.6	-
中小企業	74.2	91.3	4.3	30.4	-	17.4	69.6	26.1	60.9	17.4	-
大企業	86.7	100.0	15.4	30.8	7.7	46.2	76.9	-	76.9	53.8	-
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	78.6	97.5	7.4	46.3	2.5	18.2	76.0	28.9	76.0	28.9	0.8
中小企業	70.3	95.8	4.2	52.1	1.4	11.3	71.8	32.4	71.8	22.5	-
大企業	94.3	100.0	12.0	38.0	4.0	28.0	82.0	24.0	82.0	38.0	2.0
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	100.0	94.1	5.9	61.8	8.8	20.6	91.2	38.2	94.1	64.7	-
中小企業	100.0	86.7	-	60.0	-	-	93.3	33.3	86.7	66.7	-
大企業	100.0	100.0	10.5	63.2	15.8	36.8	89.5	42.1	100.0	63.2	-
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	75.0	100.0	33.3	66.7	-	-	100.0	33.3	100.0	66.7	-
中小企業	66.7	100.0	50.0	50.0	-	-	100.0	50.0	100.0	50.0	-
大企業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-	100.0	100.0	-
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	96.0	95.8	8.3	41.7	-	4.2	79.2	20.8	75.0	54.2	4.2
中小企業	91.7	100.0	-	45.5	-	-	90.9	27.3	81.8	36.4	-
大企業	100.0	92.3	15.4	38.5	-	7.7	69.2	15.4	69.2	69.2	7.7
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	68.4	80.8	11.5	42.3	-	19.2	73.1	11.5	76.9	15.4	-
中小企業	59.1	84.6	7.7	46.2	-	7.7	76.9	-	76.9	7.7	-
大企業	81.3	76.9	15.4	38.5	-	30.8	69.2	23.1	76.9	23.1	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 規 模 計	72.2	92.3	7.7	46.2	-	15.4	38.5	23.1	53.8	23.1	-
中小企業	54.5	83.3	-	66.7	-	-	33.3	16.7	50.0	-	-
大企業	100.0	100.0	14.3	28.6	-	28.6	42.9	28.6	57.1	42.9	-
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	75.0	94.4	5.6	66.7	-	5.6	83.3	16.7	88.9	50.0	11.1
中小企業	68.8	90.9	9.1	63.6	-	9.1	72.7	27.3	81.8	36.4	-
大企業	87.5	100.0	-	71.4	-	-	100.0	-	100.0	71.4	28.6
医 療 、 福 祉 規 模 計	90.9	91.7	0.8	45.0	0.8	8.3	75.0	32.5	85.8	33.3	3.3
中小企業	84.8	86.6	1.5	46.3	1.5	14.9	65.7	25.4	79.1	20.9	1.5
大企業	100.0	98.1	-	43.4	-	-	86.8	41.5	94.3	49.1	5.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	93.8	86.7	-	46.7	-	-	86.7	60.0	86.7	40.0	-
中小企業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-	100.0	-	-
大企業	93.3	85.7	-	42.9	-	-	85.7	64.3	85.7	42.9	-
サ ー ビ ス 業 規 模 計	63.8	86.7	-	36.7	-	6.7	73.3	23.3	86.7	36.7	-
中小企業	51.5	82.4	-	35.3	-	5.9	64.7	29.4	82.4	41.2	-
大企業	92.9	92.3	-	38.5	-	7.7	84.6	15.4	92.3	30.8	-

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「採用している制度」の区分については、27年度から24年度より追加した項目名を「配偶者の出産直後の休暇」としている。

第40表 仕事と家庭の両立のための支援制度【介護に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度(複数回答)								
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置 転換の際 の配慮	介護休暇 制度	
前年産業計	規模計	65.7	84.2	6.1	40.3	1.3	7.8	64.5	23.4	71.3
	中小企業	58.9	83.1	6.2	41.2	1.0	6.2	57.1	19.0	67.4
	大企業	89.3	86.9	6.0	38.3	2.2	11.5	81.4	33.3	80.3
産 業 計	規模計	74.7	87.8	6.0	41.6	1.3	10.9	70.6	23.9	78.9
	中小企業	67.1	87.2	4.6	43.1	1.3	8.5	65.1	20.8	74.4
	大企業	93.0	88.9	8.4	39.1	1.3	15.1	80.0	29.3	86.7
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	100.0	50.0	50.0	-	-	100.0	-	100.0
	中小企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大企業	100.0	100.0	50.0	50.0	-	-	100.0	-	100.0
建 設 業	規模計	68.0	90.0	5.7	50.0	-	5.7	67.1	20.0	71.4
	中小企業	62.8	88.9	5.6	46.3	-	5.6	61.1	14.8	63.0
	大企業	94.1	93.8	6.3	62.5	-	6.3	87.5	37.5	100.0
製 造 業	規模計	61.1	84.3	8.8	34.3	1.0	7.8	62.7	9.8	72.5
	中小企業	60.2	85.6	7.2	34.0	1.0	8.2	60.8	10.3	72.2
	大企業	83.3	60.0	40.0	40.0	-	-	100.0	-	80.0
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	80.0	75.0	25.0	25.0	25.0	-	75.0	25.0	75.0
	中小企業	66.7	50.0	-	50.0	-	-	100.0	-	100.0
	大企業	100.0	100.0	50.0	-	50.0	-	50.0	50.0	50.0
情 報 通 信 業	規模計	100.0	100.0	25.0	50.0	-	-	62.5	37.5	87.5
	中小企業	100.0	100.0	28.6	57.1	-	-	57.1	28.6	85.7
	大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0
運 輸 業、郵 便 業	規模計	78.3	86.1	8.3	30.6	-	27.8	69.4	13.9	66.7
	中小企業	74.2	82.6	4.3	30.4	-	17.4	69.6	21.7	60.9
	大企業	86.7	92.3	15.4	30.8	-	46.2	69.2	-	76.9
卸 売 業、小 売 業	規模計	76.6	94.1	5.9	44.1	1.7	15.3	75.4	29.7	76.3
	中小企業	69.3	94.3	1.4	50.0	1.4	7.1	71.4	31.4	71.4
	大企業	90.6	93.8	12.5	35.4	2.1	27.1	81.3	27.1	83.3
金 融 業、保 険 業	規模計	100.0	79.4	5.9	50.0	2.9	20.6	79.4	35.3	85.3
	中小企業	100.0	80.0	-	53.3	-	-	86.7	33.3	86.7
	大企業	100.0	78.9	10.5	47.4	5.3	36.8	73.7	36.8	84.2
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	75.0	100.0	33.3	33.3	-	-	100.0	33.3	100.0
	中小企業	66.7	100.0	50.0	50.0	-	-	100.0	50.0	100.0
	大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	-	100.0
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	規模計	96.0	91.7	4.2	37.5	-	4.2	79.2	12.5	66.7
	中小企業	91.7	90.9	-	45.5	-	-	90.9	18.2	72.7
	大企業	100.0	92.3	7.7	30.8	-	7.7	69.2	7.7	61.5
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	68.4	80.8	11.5	38.5	-	19.2	73.1	7.7	76.9
	中小企業	59.1	84.6	7.7	38.5	-	7.7	84.6	-	76.9
	大企業	81.3	76.9	15.4	38.5	-	30.8	61.5	15.4	76.9
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	規模計	61.1	81.8	9.1	45.5	-	9.1	45.5	27.3	63.6
	中小企業	45.5	60.0	-	60.0	-	-	40.0	20.0	60.0
	大企業	85.7	100.0	16.7	33.3	-	16.7	50.0	33.3	66.7
教 育、学 習 支 援 業	規模計	75.0	83.3	5.6	61.1	-	5.6	77.8	16.7	88.9
	中小企業	68.8	90.9	9.1	54.5	-	9.1	63.6	27.3	81.8
	大企業	87.5	71.4	-	71.4	-	-	100.0	-	100.0
医 療、福 祉	規模計	86.4	89.5	0.9	43.9	0.9	8.8	69.3	34.2	90.4
	中小企業	78.5	87.1	1.6	46.8	1.6	16.1	65.5	27.4	87.1
	大企業	98.1	92.3	-	40.4	-	-	84.6	42.3	94.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	93.8	86.7	-	46.7	-	-	86.7	60.0	93.3
	中小企業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-	100.0
	大企業	93.3	85.7	-	42.9	-	-	85.7	64.3	92.9
サ ー ビ ス 業	規模計	63.8	80.0	-	23.3	6.7	6.7	66.7	23.3	90.0
	中小企業	51.5	76.5	-	29.4	11.8	5.9	52.9	29.4	82.4
	大企業	92.9	84.6	-	15.4	-	7.7	84.6	15.4	100.0

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。  
2 「採用している制度」の区分については、平成24年度より「介護休暇制度」を追加している。

## 第 10 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態は、「月給制」の労働者の割合が 70.4%と最も多く、次いで、割合が大きく下がり「時給制」が 23.2%となっている。

また、規模別においても概ね同様の傾向となっている。(第 41 表)

第 41 表 賃金の支払い形態(労働者割合)

区 分		時給制	日給制	月給制	年棒制	その他
前 年 産 業 計	規 模 計	24.6	4.9	69.6	0.5	0.3
	中 小 企 業	23.9	6.8	68.3	0.5	0.5
	大 企 業	25.8	1.7	71.9	0.6	0.0
産 業 計	規 模 計	23.2	3.6	70.4	2.6	0.3
	中 小 企 業	20.5	4.3	74.0	1.1	0.2
	大 企 業	27.2	2.5	65.1	4.8	0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	-	2.5	97.5	-	-
	中 小 企 業	-	-	-	-	-
	大 企 業	-	2.5	97.5	-	-
建 設 業	規 模 計	4.3	8.8	85.3	1.5	-
	中 小 企 業	5.2	10.4	83.0	1.4	-
	大 企 業	1.2	2.8	94.0	2.0	-
製 造 業	規 模 計	17.3	3.4	78.6	0.7	-
	中 小 企 業	15.4	3.5	80.2	0.8	-
	大 企 業	24.2	2.9	72.6	0.3	-
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	4.3	3.1	89.4	-	3.1
	中 小 企 業	7.5	5.4	81.7	-	5.4
	大 企 業	-	-	100.0	-	-
情 報 通 信 業	規 模 計	12.7	-	86.8	0.4	-
	中 小 企 業	13.2	-	86.3	0.5	-
	大 企 業	-	-	100.0	-	-
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計	14.1	4.9	79.8	0.1	1.1
	中 小 企 業	16.0	7.4	74.6	-	2.0
	大 企 業	11.8	2.1	85.9	0.2	-
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	34.4	1.0	62.7	1.7	0.2
	中 小 企 業	22.5	0.2	75.5	1.4	0.3
	大 企 業	47.6	1.8	48.6	2.0	-
金 融 業、保 険 業	規 模 計	9.5	0.9	88.8	0.9	-
	中 小 企 業	15.2	2.1	82.1	0.6	-
	大 企 業	5.1	-	93.8	1.1	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	35.3	21.2	36.5	7.1	-
	中 小 企 業	40.0	22.7	29.3	8.0	-
	大 企 業	-	10.0	90.0	-	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計	5.0	0.9	92.9	1.2	-
	中 小 企 業	5.0	-	93.3	1.7	-
	大 企 業	4.8	3.0	92.2	-	-
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	73.1	-	26.5	0.3	-
	中 小 企 業	73.4	-	26.2	0.4	-
	大 企 業	72.6	-	27.2	0.2	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計	49.1	1.6	48.4	0.4	0.4
	中 小 企 業	57.1	1.3	41.0	-	0.6
	大 企 業	30.1	2.3	66.2	1.5	-
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	16.8	0.6	45.2	37.5	-
	中 小 企 業	36.6	2.0	58.7	2.7	-
	大 企 業	9.2	0.1	40.0	50.7	-
医 療、福 祉	規 模 計	24.9	1.1	72.6	0.3	1.0
	中 小 企 業	26.7	1.7	71.1	0.4	0.0
	大 企 業	23.4	0.6	73.8	0.3	1.9
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	21.4	4.6	74.0	-	-
	中 小 企 業	-	-	100.0	-	-
	大 企 業	22.2	4.8	73.1	-	-
サ ー ビ ス 業	規 模 計	37.4	13.1	47.7	1.8	0.0
	中 小 企 業	28.6	14.5	53.7	3.2	0.1
	大 企 業	48.7	11.4	39.9	-	-

## 第 11 パートタイム労働者の賃金等

### 1 集計労働者数等

集計対象となったパートタイム労働者数は2,439人で、うち男性は496人(20.3%)、女性は1943人(79.7%)と、女性が非常に高い割合となっている。

また、パートタイム労働者の平均年齢は男性で51.2歳、女性が47.9歳であり、平均勤続年数は男性で6.2年、女性が6.6年となっている。

総実労働時間数は男性が114.1時間で、うち所定外労働時間数は3.9時間となっている。また、女性は109.6時間で、うち所定外労働時間数は1.8時間となっている。(第42表)

産業別での月間総実労働時間数は「不動産業、物品賃貸業」で156.9時間と最も長く、「電気・ガス・熱供給・水道業」の128.0時間が続いている。また、所定外労働時間数では「不動産業、物品賃貸業」の8.9時間が最も長く、「製造業」の4.2時間が続いている。(第43表)

第 42 表 パートタイム労働者数及び月間実労働時間等(男女別)

区 分	総人数 (人)		平均勤続年数 (年)		月間実労働日数 (日)		月間総実労働時間数(時間)					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男 性			女 性		
							計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	539	2,245	6.5	7.1	19.7	19.6	111.0	107.8	3.2	109.4	107.5	1.8
産 業 計	496	1,943	6.2	6.6	18.9	19.4	114.1	110.2	3.9	109.6	107.8	1.8
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	15	26	17.3	8.2	17.9	20.3	123.6	119.4	4.2	121.9	120.5	1.4
製造業	79	357	10.4	8.7	19.6	20.3	134.1	126.6	7.5	124.1	120.6	3.5
電気・ガス・熱供給・水道業	-	3	-	12.3	-	17.7	-	-	-	128.0	128.0	-
情報通信業	1	8	4.0	11.8	17.0	17.9	82.0	82.0	-	129.1	127.0	2.1
運輸業、郵便業	29	38	9.8	4.7	16.3	19.4	107.5	103.7	3.9	113.9	109.9	4.0
卸売業、小売業	120	440	4.4	6.5	19.6	19.5	116.1	113.5	2.6	111.9	109.9	1.9
金融業、保険業	10	64	18.5	6.8	17.3	18.6	114.4	113.1	1.3	112.3	110.6	1.7
不動産業、物品賃貸業	-	14	-	8.3	-	20.4	-	-	-	156.9	148.0	8.9
学術研究、専門・技術サービス業	3	15	4.3	6.1	20.3	20.3	122.0	122.0	-	125.9	122.9	3.1
宿泊業、飲食サービス業	73	249	3.5	5.7	19.1	19.3	113.9	105.8	8.1	100.0	98.6	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	32	44	4.8	7.4	19.8	18.9	101.3	99.8	1.4	101.8	100.8	1.1
教育、学習支援業	27	86	3.0	6.3	16.3	17.4	69.6	69.6	-	80.5	80.1	0.3
医療、福祉	47	482	4.4	5.7	19.9	18.9	101.9	101.6	0.3	105.5	105.0	0.5
複合サービス事業	5	8	2.8	6.0	20.8	19.5	103.2	103.2	-	126.1	124.0	2.1
サービス業	55	109	4.9	6.1	18.1	19.5	122.9	119.7	3.2	102.6	100.4	2.2

第 43 表 月間実労働時間数

単位：時間

区 分	総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計	109.7	107.6	2.1
産 業 計	110.5	108.3	2.2
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-
建設業	122.5	120.1	2.4
製造業	125.9	121.7	4.2
電気・ガス・熱供給・水道業	128.0	128.0	-
情報通信業	123.9	122.0	1.9
運輸業、郵便業	111.1	107.2	3.9
卸売業、小売業	112.8	110.7	2.1
金融業、保険業	112.6	110.9	1.6
不動産業、物品賃貸業	156.9	148.0	8.9
学術研究、専門・技術サービス業	125.3	122.7	2.6
宿泊業、飲食サービス業	103.1	100.2	2.9
生活関連サービス業、娯楽業	101.6	100.4	1.2
教育、学習支援業	77.9	77.6	0.3
医療、福祉	105.2	104.7	0.5
複合サービス事業	117.3	116.0	1.3
サービス業	109.4	106.9	2.5

## 2 パートタイム労働者の賃金支給総額

パートタイム労働者の賃金支給総額は、男性が114,402円で、うち所定内賃金は110,191円、所定外賃金は4,211円となっている。女性は109,323円で、うち所定内賃金は107,354円、所定外賃金は1,969円となっている。(第44表)

また、月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除した1時間当たりの所定内賃金は996円となっている。産業別に1時間当たりの所定内賃金をみると「教育、学習支援業」が1,195円と最も高く、「電気・ガス・熱供給・水道業」の1,121円、「金融業、保険業」の1,110円と続く。一方、「不動産業、物品賃貸業」の805円が最も低くなっている。(第45表)

第44表 パートタイム労働者の月間賃金支給総額(男女別)

単位：円

区 分	男 性			女 性		
	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	114,490	110,765	3,725	104,179	102,023	2,157
産 業 計	114,402	110,191	4,211	109,323	107,354	1,969
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	165,838	160,569	5,269	116,485	115,825	660
製造業	136,763	127,516	9,247	115,801	111,648	4,153
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	143,506	143,506	-
情報通信業	82,170	82,170	-	126,593	123,981	2,612
運輸業、郵便業	112,070	107,947	4,123	99,664	95,845	3,819
卸売業、小売業	113,583	110,846	2,738	109,594	107,736	1,859
金融業、保険業	147,657	145,688	1,969	121,669	119,624	2,046
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	128,118	119,070	9,048
学術研究、専門・技術サービス業	131,377	131,377	-	117,680	113,706	3,974
宿泊業、飲食サービス業	111,626	102,736	8,890	90,557	89,308	1,249
生活関連サービス業、娯楽業	95,810	95,122	689	97,472	96,355	1,117
教育、学習支援業	83,273	83,273	-	96,189	95,734	455
医療、福祉	95,338	95,020	318	117,778	117,042	736
複合サービス事業	105,660	105,660	-	121,238	119,129	2,109
サービス業	111,752	109,469	2,283	95,406	93,067	2,338

(注) 1 上表で掲載した金額は回答者全員の平均額である。

2 産業によっては、「所定外労働賃金」の回答者が少ないため、当該賃金の平均額が極端に低い場合もある。

第45表 1時間当たりの所定内賃金

区 分	1時間当たりの所定内賃金(円)	産業間格差
前 年 産 業 計	964	100.0
産 業 計	996	100.0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	1,101	110.5
製造業	941	94.5
電気・ガス・熱供給・水道業	1,121	112.5
情報通信業	978	98.2
運輸業、郵便業	943	94.6
卸売業、小売業	979	98.3
金融業、保険業	1,110	111.4
不動産業、物品賃貸業	805	80.7
学術研究、専門・技術サービス業	951	95.4
宿泊業、飲食サービス業	922	92.5
生活関連サービス業、娯楽業	955	95.8
教育、学習支援業	1,195	120.0
医療、福祉	1,099	110.3
複合サービス事業	982	98.6
サービス業	922	92.6



# 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【事業所票】

新潟県統計報告  
登録第30-2号

(平成30年7月31日現在)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報は守られます。

※ この欄には記入しないでください。										
事業所番号				市町村コード			産業分類		企業規模	
1~4				5	6	7	8	9	10	11

**「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。**  
また、記入漏れ等がある場合、後日照会させていただく可能性もありますので、「写し」をお取りください。

※ 常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。  
お手数ですが、右の「9人以下」の欄にチェックをして、同封の返信用封筒で返送していただくか、その旨を各お問い合わせ先まで電話でご連絡ください。

9人以下
<input type="checkbox"/>

- ◆ 調査票記入にあたってのお願い
  - ・ **太枠で囲まれた部分が回答欄です。** 選択番号がある場合は○で囲み、空欄の場合は数字等を記入してください。
  - ・ 調査事項は、特にことわりのない限り、**7月31日現在**の状況を回答してください。
  - ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**8月31日(金)**までに投函してください。

## 1 企業全体の現況 (記入要領 1ページ目)

企業全体の常用労働者数				
1	2	3	4	5
10 以下	31 以下	51 以下	101 以下	301人 以上
30人	50人	100人	300人	

資本金または出資金				
1	2	3	4	5
1,000万円 以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超 3億円以下	3億円超

※ 「資本金または出資金」の概念のない法人等については記入不要です。

### 《設問2以下は、企業全体ではなく貴事業所についてのみ記入してください。》

※ 本社等で一括記入する場合でも、**調査対象になっている事業所**について記入してください。

## 2 事業所の現況 (記入要領 1ページ目)

事業所名			
所在地	(〒 - )		
業種又は 主要製品名			
記入担当者	所属 フリガナ	TEL	FAX

労働組合の有無  1 ある  2 ない

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数				うちパートタイム労働者数		※ 派遣労働者数
		正社員数		その他労働者数		③	うち障害者数	
		①	うち障害者数	②	うち障害者数			
男性	人	人	人	人	人	人	人	
女性	人	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	人	

- ※ 派遣労働者数は、派遣労働契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。
- ※ 「2 事業所の現況」以外の設問では、**派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ**記入してください。

3 初任給 (記入要領 3 ページ目)

平成30年度の新規卒者の初任給額・採用者数を記入してください。

- ・平成30年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄、または「0」と記入してください。
- ・金額は、所定内賃金から、家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。

	事務・技術				生産																																																																								
高校卒				円				円				人																																																																	
専門学校卒				円				円				人																																																																	
短大卒 高専卒				円				円				人		うち県外短大・高専出身者数→								うち県外短大・高専出身者数→				大学卒				円				円				人		うち県外大学出身者数→								うち県外大学出身者数→				大学院卒 (修士課程修了)				円				円				人		うち県外大学院出身者数→								うち県外大学院出身者数→			
	うち県外短大・高専出身者数→								うち県外短大・高専出身者数→																																																																				
大学卒				円				円				人		うち県外大学出身者数→								うち県外大学出身者数→				大学院卒 (修士課程修了)				円				円				人		うち県外大学院出身者数→								うち県外大学院出身者数→																													
	うち県外大学出身者数→								うち県外大学出身者数→																																																																				
大学院卒 (修士課程修了)				円				円				人		うち県外大学院出身者数→								うち県外大学院出身者数→																																																							
	うち県外大学院出身者数→								うち県外大学院出身者数→																																																																				

4 労働時間制度 (記入要領 3 ページ目)

複数の制度を採用している場合、または、日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの一般労働者に、最も多く適用されている制度を記入してください。

(1) 1日・1週あたりの所定労働時間 (※所定労働時間は休憩時間を除きます。)

① 1日 時間 分      ② 1週 時間 分

(2) 変形労働時間制を採用していますか。

1	採用している	→(3)へ
2	採用していない	→(4)へ

(3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1	1ヶ月(4週間)単位の変形労働時間制
2	1年単位の変形労働時間制
3	フレックスタイム制
4	1週間単位の非定型的変形労働時間制 (30人未満の小売業、旅館、料理店、飲食店のみが該当)

(4) 一般労働者の週休制を採用していますか。

1	採用している	→(5)へ
2	採用していない	→「5年間休日」へ

\*「週休制」とは、1週に1回の休日を設ける制度をいいます。

(5) 最も近いのはどれですか。(1つだけ○)

1	2	3	4	5	6
完全週休2日制	月3回週休2日制	隔週週休2日制	月2回週休2日制	月1回週休2日制	その他(週休1日半制、週休1日制等何らかの形の週休2日制でない場合)

\*「週休2日制」とは、1ヶ月の間に週2日の休みがある週が1度以上あることです。必ず週2回の休みがあるというわけではなく、残りの週の休みは週1日というケースもあります。

5 年間休日数 (記入要領 4、14 ページ目)

平成30年1月から12月までの1年間における休日数を記入してください。

- ・調査期間のカレンダーは、記入要領(14ページ)を参照してください。
- ・労働者の職種等によって年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

区 分		日数
年間休日数合計		
うち特別休日	年末年始期間の休日	
	ゴールデンウィーク期間の休日	
	夏季期間の休日	

6 年次有給休暇 (記入要領 5 ページ目)

平成29年または平成29年度について記入してください。

[記入方法]

- ① 年休簿から労働者を抽出します。  
抽出の方法は、記入要領(5ページ)をご参照ください。
- ② 抽出した労働者について各個人の年休付与日数(前年の繰越分を除く)、年休取得日数をそれぞれ合計してください。

※ 派遣労働者は含めません。

年休を付与されている常用労働者数(抽出後)						人 日 日
年休付与日数の総計(前年繰越分を除く)						
年休取得日数の総計						

7 特別休暇制度 (記入要領 5 ページ目)

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。導入しているものすべてに○印をつけてください。  
 ・ 労働契約・就業規則等に定めていない場合や、無給の場合も含まれます。

1	夏季休暇	4	ボランティア休暇
2	病気休暇	5	教育訓練休暇 (自己啓発のための休暇)
3	リフレッシュ休暇	6	骨髄ドナー休暇
		7	その他 具体例 慶弔休暇 (結婚、妻の出産、忌引) ・ 誕生日、記念日 子どものイベント ・ ( )

↑ 該当するものに○印をつけてください。

8 育児休業制度 (記入要領 6 ページ目)

(1) 育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「9 育児参加のための独自の休暇制度」

(2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	2歳に達するまで (法定どおり)
2	2歳以上 3歳に達するまで
3	3歳以上 小学校就学まで
4	その他 ( )

(3) 育児休業中の賃金の支払い状況をお答えください。  
 ※ 雇用保険の育児休業給付金は除きます。

1	支給あり	2	支給なし
---	------	---	------

(4) 育児休業制度の利用状況についてお尋ねします。(いない場合は空欄、または「0」と記入してください。)

- ① 「出産者」 平成29年7月1日から平成30年6月30日までに子どもが生まれた労働者(男性の場合は配偶者が出産した場合)の数を記入してください。
- ② 「取得者」 ①のうち、平成29年7月1日から平成30年6月30日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。(育児休業の申し出をしている者を含む。)

出 産 者	女 性		男 性	
		人		人
取 得 者	女 性		男 性	
		人		人

9 育児参加のための独自の休暇制度 (記入要領 7 ページ目)

(1) 育児参加のための独自の休暇制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「10 介護休業制度」へ

(2) 取得期間はいつまでですか。

1	1歳に達するまで
2	1歳以上2歳に達するまで
3	2歳以上3歳に達するまで
4	3歳以上

(3) 育児参加のための独自の休暇制度の利用状況についてお尋ねします。  
 (いない場合は空欄、または「0」と記入してください。)

取 得 者	女 性		男 性	
		人		人

「取得者」8 (4) ①で回答の「出産者」のうち、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの間に「育児参加のための独自の休暇」の取得を開始した者の数を記入してください(同一の者が複数の休暇または同一の休暇を複数回利用した場合は、延べ人数ではなく実人数で回答)。

10 介護休業制度 (記入要領 7 ページ目)

(1) 介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「11 仕事と家庭の両立のための支援制度」へ



(2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	通算93日まで（法定どおり）
2	93日を超え6ヵ月以内
3	6ヵ月を超え1年未満
4	1年以上
5	その他（ ）

(3) 介護休業中の賃金の支払い状況をお答えください。

※ 雇用保険の介護休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

(4) 平成29年7月1日から平成30年6月30日までの介護休業の取得者数を記入してください。  
（いない場合は空欄、または「0」と記入してください。）

男性		女性	
	人		人

### 1.1 仕事と家庭の両立のための支援制度 （記入要領 8ページ目）

労働協約・就業規則等に定めていない場合も含まれます。

(1) 働きながら、育児・介護する従業員に対する支援制度があるか記入してください。

① 育児に関する支援制度はありますか。

1	ある
2	ない

② 介護に関する支援制度はありますか。

1	ある
2	ない

※ (1)の問いで①、②いずれかに「ある」と回答した事業所は(2)の設問へお進みください。

また、①、②いずれも「なし」と回答した事業所は「12 賃金の支払い形態」へお進みください。

(2) どのような制度がありますか。

育児・介護、それぞれ採用しているものに○印をつけてください。

育児		介護	
1	1		短時間勤務制度
2	2		フレックスタイム制度
3	3		始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ
4	4		経費の援助措置
5	5		再雇用制度
6	6		所定外労働の制限
7	7		転勤・配置転換の際の配慮
8	8		子の看護休暇制度／介護休暇制度
9			配偶者の出産直後の休暇
10			事業所内託児所

### 1.2 賃金の支払い形態 （記入要領 9ページ目）

賃金の支払い形態別の常用労働者数を記入してください。

- ・ 合計の人数は1ページ目の「2 事業所の現況」の常用労働者数と一致します。
- ・ 派遣労働者は含めないでください。
- ・ 「日給月給制（欠勤など労働しなかった日数分だけ賃金を差し引くという形の月給制）」は「月給制」に該当します。
- ・ 「4 年俸制」の場合は、対象者の職種を記入してください。
- ・ 該当しない箇所は空欄、または「0」と記入してください。

1 時給制	2 日給制	3 月給制	4 年俸制	5 その他
	人	人	人	人

1~5合計人数
人

対象者の職種 {

**ご協力ありがとうございました。**

「個人票」のご記入もお願い致します。



# 付 属 統 計 表

男女及び年齢段階別勤務年数・月間実労働日数・月間実労働時間数・月間賃金額(就業形態別)

## 一 般 勞 働 者 調 査 産 業 計

区 分	集 計 労働者数 (人)	勤 続 年 数 (年)	月 間 実労働 日 数 (日)	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計 (時間)	所定内 (時間)	所定外 (時間)	計 (円)	所定内 (円)	所定外 (円)
規 模 計	12,465	12.4	21.5	175.2	164.1	11.1	294,821	275,004	19,817
～ 19歳	99	0.4	21.9	179.1	169.3	9.8	185,316	172,828	12,488
20～24	867	1.6	21.5	176.6	165.5	11.2	212,057	196,005	16,052
25～29	1,230	4.1	21.4	177.2	164.3	12.8	243,794	223,000	20,794
30～34	1,382	6.7	21.4	176.1	163.4	12.7	266,011	243,518	22,493
35～39	1,513	9.5	21.5	175.9	163.6	12.3	288,345	265,566	22,778
40～44	1,840	12.7	21.5	176.9	164.6	12.3	310,407	287,077	23,330
45～49	1,742	15.6	21.5	176.1	164.6	11.5	331,462	309,459	22,003
50～54	1,359	18.7	21.5	174.2	163.8	10.4	342,949	323,054	19,895
55～59	1,284	20.9	21.5	172.7	164.0	8.7	338,058	321,102	16,955
60～64	779	19.5	21.4	169.1	162.7	6.3	288,423	279,181	9,242
65～	370	16.6	21.8	169.9	163.6	6.3	258,418	249,017	9,401
男 性 計	8,460	13.3	21.6	178.4	165.1	13.3	322,252	297,925	24,327
～ 19歳	76	0.4	22.0	180.1	169.4	10.7	190,433	176,632	13,801
20～24	498	1.8	21.6	180.1	165.4	14.6	224,624	203,054	21,569
25～29	720	4.1	21.6	181.2	164.5	16.7	260,418	233,120	27,298
30～34	936	6.9	21.6	180.6	164.7	15.8	285,989	257,106	28,883
35～39	1,039	9.8	21.7	180.6	165.1	15.5	312,977	284,022	28,954
40～44	1,271	13.3	21.8	181.0	166.1	15.0	341,309	312,309	29,000
45～49	1,189	16.6	21.7	179.0	165.7	13.3	367,090	340,950	26,140
50～54	936	20.0	21.7	177.2	165.0	12.3	380,391	356,491	23,900
55～59	879	22.2	21.6	175.1	164.9	10.1	371,576	351,672	19,904
60～64	604	19.9	21.5	170.3	163.3	7.0	304,367	294,132	10,235
65～	312	16.2	21.9	171.4	164.5	6.9	265,296	254,866	10,429
女 性 計	4,005	10.4	21.1	168.3	162.0	6.3	236,877	226,586	10,291
～ 19歳	23	0.5	21.8	176.0	169.3	6.7	168,406	160,258	8,148
20～24	369	1.4	21.4	172.0	165.5	6.5	195,097	186,492	8,605
25～29	510	4.0	21.2	171.5	164.1	7.4	220,325	208,713	11,611
30～34	446	6.3	21.0	166.7	160.6	6.1	224,084	215,000	9,084
35～39	474	8.8	21.0	165.7	160.2	5.5	234,351	225,111	9,240
40～44	569	11.3	21.0	167.6	161.2	6.4	241,379	230,715	10,664
45～49	553	13.4	21.2	170.0	162.2	7.8	254,857	241,751	13,106
50～54	423	15.7	21.0	167.4	161.1	6.3	260,099	249,067	11,033
55～59	405	18.0	21.2	167.6	162.0	5.6	265,311	254,755	10,556
60～64	175	18.1	21.1	164.7	160.7	4.1	233,396	227,579	5,817
65～	58	18.9	21.4	161.5	158.7	2.8	221,420	217,552	3,868

パートタイム労働者 調査産業 計

区 分	集 計 労働者数 (人)	勤 続 年 数 (年)	月 間 実労働 日 数 (日)	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計 (時間)	所定内 (時間)	所定外 (時間)	計 (円)	所定内 (円)	所定外 (円)
規 模 計	2,439	6.5	19.3	110.5	108.3	2.2	110,356	107,931	2,425
～ 19歳	46	0.3	15.1	72.9	71.7	1.2	64,807	63,687	1,120
20～24	98	1.3	17.3	94.9	91.9	3.0	90,694	88,027	2,667
25～29	109	2.7	19.1	121.1	117.6	3.5	114,715	110,762	3,953
30～34	165	3.4	19.4	116.7	113.8	2.9	114,029	110,437	3,592
35～39	223	4.5	19.2	115.6	113.3	2.3	116,947	114,053	2,893
40～44	306	5.1	19.4	112.2	109.9	2.2	116,403	114,278	2,125
45～49	339	6.0	19.5	112.2	109.9	2.2	113,048	110,655	2,393
50～54	264	7.9	19.6	114.2	111.1	3.1	115,299	112,051	3,249
55～59	248	8.4	19.9	111.2	109.5	1.7	109,496	107,597	1,899
60～64	242	9.0	19.9	115.0	113.0	2.0	115,237	112,963	2,274
65～	399	10.2	19.1	102.4	101.1	1.3	101,422	99,935	1,487
男 性 計	496	6.2	18.9	114.1	110.2	3.9	114,402	110,191	4,211
～ 19歳	26	0.4	14.7	72.3	71.0	1.3	65,145	63,892	1,253
20～24	42	1.3	16.7	87.6	84.6	3.0	82,067	80,336	1,731
25～29	25	2.5	20.6	128.4	123.1	5.3	121,742	115,828	5,915
30～34	36	4.3	20.2	123.3	117.3	6.0	115,718	108,739	6,979
35～39	23	3.8	20.6	142.3	131.1	11.2	151,445	138,059	13,385
40～44	25	6.7	19.1	126.6	118.5	8.1	127,907	120,557	7,350
45～49	25	5.1	20.6	128.9	122.0	6.9	134,717	126,554	8,163
50～54	21	6.6	20.4	126.8	121.6	5.1	134,857	129,100	5,756
55～59	18	4.2	19.7	131.9	129.2	2.7	128,950	125,339	3,612
60～64	73	7.2	19.7	123.7	119.9	3.8	124,381	119,864	4,517
65～	182	9.2	18.6	108.0	106.1	1.9	110,503	108,453	2,050
女 性 計	1,943	6.6	19.4	109.6	107.8	1.8	109,323	107,354	1,969
～ 19歳	20	0.3	15.5	73.6	72.5	1.1	64,368	63,421	947
20～24	56	1.3	17.6	100.4	97.3	3.1	97,164	93,795	3,369
25～29	84	2.7	18.7	118.9	115.9	3.0	112,624	109,255	3,369
30～34	129	3.1	19.2	114.8	112.8	2.0	113,558	110,910	2,647
35～39	200	4.5	19.0	112.5	111.2	1.3	112,979	111,293	1,687
40～44	281	4.9	19.4	110.9	109.2	1.7	115,380	113,720	1,660
45～49	314	6.1	19.4	110.9	109.0	1.9	111,323	109,389	1,934
50～54	243	8.0	19.5	113.1	110.2	2.9	113,609	110,577	3,032
55～59	230	8.8	19.9	109.6	107.9	1.7	107,973	106,208	1,765
60～64	169	9.8	19.9	111.2	110.0	1.2	111,287	109,981	1,305
65～	217	11.0	19.5	97.7	96.8	0.8	93,806	92,791	1,015

